

北海道議會時報

特集 第三回定例道議會

第 12 卷 第 11 号

昭和 35 年 11 月



北海道議會事務局

— 第 11 号 目 次 —

議会の動き

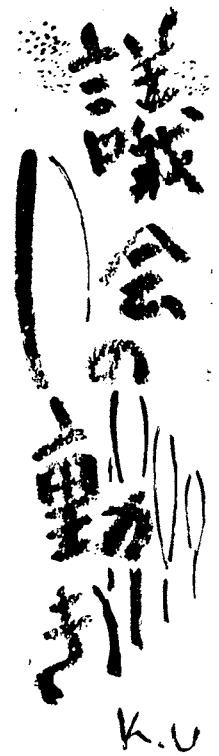
十月のメモ

第三回定例道議会	一
本 会 議	三
決 議・意見書	四
各派交渉会	五
常任委員会	五
特別委員会	六
予算特別委員会	
総合開発調査特別委員会	
請 願・陳 情	六
合 合	
全国都道府県議会議長会	八
十都道府県議会議長会	八

表紙写真

— 羊 蹄 山 —

北海道議会事務局撮影



第三回定例道議会

- ① 第三回定例道議会は九月三十日に招集され同日開会、会期を十月二十日まで二十一日間に決定の後、昭和三十五年度追加更正予算案を初めこれに関連する議案五十四件が上程され、知事より提案説明を聴取、このあと井野議員（社）より「鶴川町の赤痢集団発生問題」について緊急質問があり、ついで継続審査中の「北海道公立学校の学校医の公務災害補償に関する条例案」の撤回を承認の後、議案調査のため十月一日から四日まで四日間休会した。
- ② 休会明け五日には第一回定例道議会から継続審査となつていた「道有財産の売払契約の締結に関する件」を全会一致で可決、ついで代表質疑に入り、翌六日からは引き続き一般質疑が行なわれ、十月十一日予算特別委員会を設置、十月二十四日まで活発に質疑が行なわれた。
- ③ 代表質疑、一般質疑においては池田新政策による減税及び農業人口の六割削減並びに所得倍増問題、知事公約特に大減税、農家負債整理対策、青函トンネル建設及び国庫補助率の引き上げ問題等北海道総合

議案

第三回定例道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件名	議事経過
九、三〇	一	昭和三十五年度北海道歳入歳出追加更正予算	一〇、二五 原案可決
	二	昭和三十五年度北海道恩給基金歳入追加更正予算	同
	三	昭和三十五年度北海道水産物検査費歳入歳出追加予算	同
	四	昭和三十五年度北海道林産物検査費歳入歳出追加予算	同
	五	昭和三十五年度北海道酪農検査歳入歳出追加予算	同
	六	昭和三十五年度北海道医科大学費歳入歳出追加予算	同
	七	昭和三十五年度北海道病院費歳入歳出追加更正予算	同
	八	昭和三十五年度北海道地方競馬費歳入歳出追加予算	同
	九	昭和三十五年度北海道電気事業費歳入歳出追加更正予算	同
	一〇	昭和三十五年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	同
	一一	昭和三十五年度北海道印刷所費歳出更正予算	同
	一二	昭和三十五年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳出更正予算	同
	一三	昭和三十五年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計追加更正予算	同

開発推進上の諸問題、修学旅行付添旅費の全額計上問題、畑作振興就中ビート振興対策に関連しての工場設置問題、中小企業振興対策、きよ出制国民年金の施行をめぐる問題、中学校生徒の急増に伴う高校間口増対策、近海安全操業に関連する南千島色丹歯舞諸島の旧漁業権補償の問題、金山ダム建設をめぐる補償問題等道政上の重要問題に質疑が集中された。

④ 会期末には出納長、教育委員、監査委員など人事関係の議案が提出され更には、修学旅行付添い旅費の全額予算化問題及び国民年金実施の一年延期をめぐる意見書提出の問題などで難行、会期を三度延長の後、社会党提出の修学旅行付添い旅費に対する修正案は否決され、予算案その他の議案はいずれも原案どおり可決された。なお、この間社会党中央執行委員長浅沼稻次郎氏が不慮の凶刃に倒れた事件がありこれに関連して暴力排除に関する要望意見書が三派共同提案で提出され、全会一致で可決された。

⑤ 提出案件の処理状況は次のとおり。

提出者	提出案件	議決の状況						計
		可決	原案	議決	同意	議決	承認	
知事	六二	四九	六	一	五	一	六二	六二
議員	二一	一八	六	一	一	一	二一	二一
合計	八三	六七	六	一	五	一	八三	八三

注 第一回及び第二回定例会より継続審査中の議案二件を含む。

⑥ 本会期中の緊急質問

○ 鶴川町における赤痢の集団発生に対する防疫措置について

井野議員(社)

同	二八	北海道の特定地域における漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件	同
同	二七	昭和三十五年五月のチリ地震津波による被害漁業者に対する資金の融通に伴う転貸資金の貸付けによる損失補償に関する予算外義務負担の件	同
同	二六	夕張川端発電所の制水門扉及び水圧鉄管の購入並びにすえ付け工事に関する予算外義務負担の件	同
同	二五	夕張川川端発電所の主要機器購入に関する予算外義務負担の議決変更の件	同
同	二四	農業改良資金の融通に伴う債務の保証及び利子補給に関する予算外義務負担の議決変更の件	同
同	二三	道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の議決変更に関する件	同
同	二三	北海道起債に関する件	同
同	二一	北海道起債議決変更の件	同
同	二〇	北海道起債議決変更の件	同
同	一九	昭和三十五年度北海道土木機械整備事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一八	昭和三十五年度北海道真駒内団地開発事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一七	昭和三十五年度北海道中小企業設備合理化事業費歳入歳出追加更正予算	同
同	一六	昭和三十五年度北海道中小企業振興資金貸付事業費歳入歳出追加予算	同
同	一五	昭和三十五年度北海道有財産整備資金歳入歳出追加予算	同
九、三〇	一四	昭和三十五年度北海道用品事業費歳入歳出追加予算	一〇、二五 原案可決

本 会 議

○九月三十日 午後一時三十二分、徳中議長第三回定例道議会の開会を宣し、引き続き開議、直ちに日程に入り、日程第一会議録署名議員の指定、諸般の報告の後、日程第二会期決定の件を議題に供し、会期を九月三十日から十月二十日まで二十一日間に決定、次に日程第三議案第一号ないし第四十八号、報告第一号ないし第三号を議題に供し、知事より提案説明を聴取、次に日程に追加して、井野議員（社）より、「鶴川町における赤痢の集団発生に対する防疫措置」について緊急質問があり、知事、衛生部長より答弁（あらかじめ会議時間を延長）次に日程第四前会より継続審査の議案第十九号（北海道公立学校の学校の医の公務災害補償に関する条例案）撤回の件を議題に供し、異議なく撤回を承認、ついで議案調査のための休会について諮り、十月一日から十月四日まで四日間休会することに決定して、午後三時二十八分散会。

知 事 説 明 要 旨

只今議題となりました昭和三十五年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他の案件について、その概要を御説明申し上げます。

先ずはじめに予算案についてありますが、今回の予算編成にあたりましては、昭和三十四年度決算の終了に伴う繰越金の増及び地方交付税の増額等現段階におきまして確定をみました一般財源及び国庫支出金等の特定収入を見合として、

第一に、義務的経費で今回予算化を必要とするもの

第二に、国庫支出金等の特定収入を伴う経費であつて、今回予算措置を要するもの

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四
有畜農家創設特別措置法に基づく有畜農家創設事業資金の融通に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件	石油資源開発株式会社に対する出資の件	北海道開拓融資保証協会に対する出資の件	北海道開発コンサルタント株式会社に対する出資の件	北海道職員定数条例の一部を改正する条例案	北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	北海道職業訓練所指導員訓練受講料条例の一部を改正する条例案	北海道建築士法施行条例の一部を改正する条例案	北海道公安委員会、方面公安委員会及び警察署長の行う許可等に関する手数料条例の一部を改正する条例案	北海道立診療所条例の一部を改正する条例案	北海道精神薄弱者更正相談所設置条例案	北海道生乳取引調停審議会設置条例案	農業協同組合の整備促進助成等に関する条例案	北海道林産物検査条例等の計量単位の整理に関する条例案
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第三には、前議会以後において新たに生じた事由により緊急に措置を要するものを中心として、概ね年度内に必要とする経費について追加計上の措置を講じた次第でございます。

この結果追加更正予算の総額は、

普通会計	十一億三千五百三十六万円
特別会計	五億四千八十八万円
合計	十六億七千六百二十四万円

と相成つた次第でございます。

なお、これを既定予算と通計いたしますと、予算規模は、

普通会計	六百三十六億七千九百二十八万円
特別会計	九十九億三百三十三万円
合計	七百三十五億八千二百六十一万円

と相成る次第でございます。

以下普通会計における追加更正予算について、歳出の主なるものから順次御説明申し上げます。

先ず第一に、義務的経費として今回予算措置を講じた主なるものといはしましては、

定時制通信教育手当	四千四百一十一万円
夜間課程勤務手当	(減) 二千六百九万円
道職員並びに教職員の赴任旅費	三千万円
道税過誤納還付金	六千五百万円
工業誘致致条補助金	二千三百四十三万円
公債費	六千六百一十一万円
刑事専務者作業手当	百九十七万円
社会福祉関係職員、と畜検査員等の特殊勤務手当	二百五十七万円

道議会開催に伴う費用弁償の不足分	八百十五万円
国庫返納金	千八百六十一万円

等でございます。

第二に、国庫支出金等の特定収入を伴う経費で今回予算化した主なるものとい

同	四五	北海道石炭鉱業離職者対策協議会条例案	同
同	四六	昭和三十五年度北海道特別低家賃住宅の管理に関する事務の事務委託に関する協議の件	同
同	四七	工事請負契約の締結に関する件	一〇、二五 同意議決
同	四八	公有水面埋立地を市町村の区域に編入するの件	一〇、二五 原案可決
一〇、二五	四九	北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例案	同
一〇、二四	五〇	特別職の職員の退職手当の額を定める件	同
同	五一	出納長選任につき同意を求める件	一〇、二五 同意議決
同	五二	北海道教育委員会委員選任につき同意を求める件	同
同	五三	北海道監査委員選任につき同意を求める件	同
同	五四	北海道収用委員会委員選任につき同意を求める件	同

前議会より継続審査中の議案

二、二五	六五	道有財産の売却契約の締結に関する件 (四、一六、七、一九) 継続審査	一〇、二五 同意議決
六、二八	一九	北海道公立学校の学校医の公務災害補償に関する条例案 (七、一九) 継続審査	九、三〇 撤回

報告

提出月日	番号	件名	議事経過
九、三〇	一	昭和三十四年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計決算に関する件	一〇、二五 認定議決

たしましては、

先ず産業経済関係経費として、

沿岸漁業振興対策費

漁港修築費

漁港局部改良費

漁港簡易工事費

共同利用小型漁船災害復旧費

小用地開発整備費

農業協同組合育成費

高産集約牧野造成事業費

国立公園費

森林計画編成費

治山事業災害復旧費

地籍測量費

農業委員会施設費

開墾費

海外農業移住事業費

島松演習場補償並びに防災事業費

土地改良融資事業指導監督費

小規模事業指導費

次に、社会福祉並びに保健衛生関係経費としては、

保護施設費

身体障害者収容授産施設設置費

保健所費

診療所費

伝染病予防費

と畜検査費

結核対策費

身体障害児童育成医療費

失業対策事業費

千二十八万円

五百七十八万円

千五百万円

千三十万円

四百六十一万円

六百九十七万円

四百八十五万円

三百四十八万円

五百五十九万円

六百八十五万円

二千三百八十六万円

二千三百四十四万円

四百三十七万円

二千六百八万円

四百一十一万円

二千六百十九万円

六百万円

三千五百十九万円

七百八十九万円

三百四十一万円

五百三万円

四百十八万円

二千七百二十二万円

五百七十三万円

九百一十一万円

三百五十万円

二千六百十六万円

意見案

議員から提出のあつた案件

同	同	同	同	同
二	三	四	五	六
専決処分報告につき承認を求めめる件 (昭和三十一年度追加予算)	専決処分報告につき承認を求めめる件 (ジャージー種雌牛購入に伴う予算外義務負担の件)	専決処分報告の件(保健所設置条例等の一部を改正する条例)	専決処分報告の件(北海道起債議決変更の件)	専決処分報告の件(北海道起債議決変更の件)
承認議決	同	同	同	同

提出月日	番号	件名	議事経過
一〇、一一	一	青函隧道建設促進に関する要望意見書	一〇、一一 原案可決
同	二	北海道における開発公共補助事業の補助率引上げに関する要望意見書	同
同	三	畑地小規模土地改良事業の推進に関する要望意見書	同
一〇、二四	四	畑地土地改良事業の推進に関する要望意見書	一〇、二五 原案可決
同	五	農業災害補償制度改正に関する要望意見書	同
同	六	北海道産色豆類の生産流通対策に関する要望意見書	同
同	七	北海道におけるのねずみ駆除対策に関する要望意見書	同

等をそれぞれ見込みました。

また、土木関係経費では、

永久橋架換費

橋梁補修費

道路舗装費

都市計画街路事業費

苫小牧土地区画整理事業費

災害防除費

災害土木復旧費

漁港災害復旧費

等を、更に教育関係経費では、

文教施設整備事務費

産業教育施設設備費

高等学校校舍改築費

高等学校教室増築費

等を見込んだ外、

国勢調査費

道路交通法改正に伴う経費

等を、それぞれ計上いたした次第でございます。

第三に、当面緊急措置を要するものとして予算化した主なるものといいたします

では、

修学旅行附添旅費

整肢護護学校建築費

高校教育課程研究協議会費

大学設置期成会補助金

警察署、派出所並びに駐在所庁舎管轄費

漁家負債整理利子補給費

漁港維持管理費

農業倉庫建設費補助金

開拓融資保証協会出資金

不振開拓農家総合対策費

千五百三十八万円

五百万円

千七百七十二万円

九百九十万円

千四百四十四万円

(減) 五百万円

四千万円

三百四十六万円

四百九十万円

千三百八十二万円

千五百十一万円

七百二十九万円

千七百六十一万円

七百七十六万円

二千七百万円

千九百五十八万円

六百七十七万円

千二百万円

千二百三十九万円

二百五十万円

五百万円

六百万円

六百万円

二百十万円

① 第三回定例道議会において各常任委員会に付託された請願陳情並びに

請願・陳情

同	八	北海道における海岸侵食防止対策促進に関する要望意見書	同
同	九	北海道における治水砂防並びに地すべり防止事業の促進に関する要望意見書	同
同	一〇	失業対策事業費国庫補助率の引上げに関する要望意見書	同
同	一一	急性灰白髄炎恒久対策並びに公費負担に関する要望意見書	同
同	一二	在日朝鮮人帰国協定期間延長に関する要望意見書	同
同	一三	農業基本法制定に関する要望意見書	同
同	一四	北海道農業安定のための開田並びに土地改良事業に関する要望意見書	同
同	一五	郵便物遅配解消に関する要望意見書	同
同	一六	北海道、本州間補助航路開設に関する要望意見書	同
同	一七	拠出制国民年金制度の実施延期に関する要望意見書	否一〇、二五決
同	一八	拠出制国民年金制度に対する要望意見書	原案可決
同	一九	テロ行為等暴力追放に関する要望意見書	撤一〇、二五回
同	二〇	暴力追放に関する意見書	同
一〇、二五	二一	暴力排除に関する要望意見書	原案可決

耕地整備事業助成費 四百二十三万円

道管小規模土地改良事業費 千万円

石油資源開発株式会社出資金 千万円

中小企業設備合理化事業費会計繰出金 二千十八万円

弟子屈養老院増築費 五百万円

国民健康保険直営診療施設設置費補助金 五百二十九万円

社会福祉館建設費 五百二十万円

衛生学院建設費 五千五十万円

北海道開発コンサルタント株式会社出資金

道路局部改良費 三百万円

道議会費 三千三百六十六万円

本庁並びに支庁庁舎等管繕費 千七百一十一万円

徴税諸費 三千二百二十一万円

職員福利厚生費 二千四百三十三万円

札幌西高校災害復旧費 四百五十七万円

労政事務所買収費 三千八百万円

離島及び低位経済地区振興指導費 四百三十万円

等をそれぞれ計上いたした次第でございます。

なお、今回九十八件の行政事務を支庁に委譲することとし、これに伴い、差し

当り九十七人の人員を支庁に配置替をしたのでありますが、これに関連して支庁

機構の改革を行い、従来の次長制を廃止し、新たに地方部及び経済部を設置する

ほか、石狩、空知及び上川の各支庁に税務部を設置いたし、かつ、課制に所要の

改正を加え、支庁行政の能率的遂行と責任体制の明確化を図つたのでありますが、

これに伴う庁舎の整備並びに職員公宅等について差し当り必要とする経費につい

てもそれぞれ計上した次第でございます。

以上は、普通会計における歳出の主なるものについて申し述べたのでございま

すが、これに見合う財源といたしましては、

地方交付税 二億七千三百八十四万円

分担金及び負担金 二千八百八十四万円

使用料及び手数料 二千九百三十二万円

に審査の結果はつぎのとおり。

請願

文書 番号	件名	請願者	委付 員会託	審査 結果
333	町村道審判町字糖内豊頃村字ノ ヤウシ間道路を道道に認定の件	豊頃村長 菅原春見	同	同
332	中頃別町地内町道中頃別駅前線 を道道に認定の件	同	同	同
331	中頃別町地内町道小頃別駅前線 を道道に認定の件	中頃別町長 野島清美	建設	同
330	紋別警察署署内所庁舎 改築の件	同	同	同
329	紋別警察署庁舎及び車庫改築の 件	紋別市長 宮尾貫一	同	同
328	本道における税制度特別措置要 望の件	北海道青色申告会 連合会会長 高橋常雄	総務	同
327	浦臼町地内晩生内川を道費河川 に昇格の件	浦臼町長 友成又六	同	同
326	紋別市地内市道上渚滑市街停車 場通り線を道道昇格及び舗装工 事施行の件	同	同	同
325	市街地道路舗装の件	紋別市長 宮尾貫一	同	同
324	大江村道然別線を道道に昇格 の件	大江村長 島海万作	同	同
323	美深町地内四町費河川を道費河 川に認定の件	同	同	同
322	美深町地内町道紋穂内停車場線 を道道に認定の件	同	同	同
321	美深町地内道道美深停車場線舗 装工事施行の件	美深町長 西尾六七	建設	継続審査

国庫支出金	二億一千六百六十六万円
寄附金	三千六百九十万円
繰入金	九百三十七万円
繰越金	四億五千二百九十九万円
雑収入	千四百四十四万円
道債	八千三百万円
合 計	十一億三千五百三十六万円

により収支の均衡を図つた次第でございます。

次に、特別会計の主なるものから順次御説明申し上げます。

先ず、医科大学費会計におきまして 三千四百四十二万円

を計上いたしましたのは、繰越金、繰入金等を見合い財源として大学及び附属病院運営上当面の必要経費について措置いたしましたものでございます。

次に、道病院費会計において 二千三万円

を追加計上いたしましたのは、これは主として千歳病院改築費について道債の減額に伴う補正並びに薬品衛生材料等の購入費でございます。

次に、地方競馬費会計において 三千一百万円

を計上いたしておりますが、これは地方競馬事業費において当初の予定を上廻る良好な成績が見込まれますので、これに対応いたしますために、所要の経費について措置いたしましたものでございます。

次に、道有林野事業費会計において 一億四千四百四十八万円

を計上いたしましたのは、財産売却代金、財産金繰入等を見合い財源として、主として造林費、斫伐費等に充て、本事業の経営に遺憾なきを期そうとするものでございます。

次に、道有財産整備資金会計において 七千四百十二万円

を計上いたしましたのは、土地並びに建物の売却代金等の財源を見合いとして、財産造成並びに資金の積立てを行なうとするものでございます。

次に、中小企業設備合理化事業費会計において

二千七百七万円

を追加計上いたしましたのは、普通会計よりの繰入金等を見合い財源として、中小炭鉱における経営合理化の促進に寄与するため、本制度による機械の貸付を行なうとするものでございます。

349	348	347	346	345	344	343	342	341	340	339	338	337	336	335	334
道道大江小樽線の冬期交通確保に関する件	道道大江小樽線補修工事施行の件	道道雄武港線を道道に昇格の件	雄武町地内当沸川を準用河川に昇格の件	富良野町地内道道東五条線空知川に架設の東五条大橋を永久橋に架換の件	町立上士幌高等学校に通常課程設置認可の件	いたち禁猟実施中止の件	社会福祉法人小樽育成院の改築に対し助成の件	富良野町地内富良野川治水工事施行の件	芦別岳山麓地帯を治山砂防地区に指定の件	富良野町地内空知川治水工事未施行区間早期完成の件	道道東山・富良野停車場線道路整備促進の件	道道東山・富良野停車場線道路整備促進の件	北海道デイズル機械興業株式会社に対し出資の件	天候不順及び集中豪雨による罹災の救済対策要農望の件	天候不順及び集中豪雨による罹災の救済対策要農望の件
同	赤井川村長 岡田秀雄	同	雄武町長 中川原光雄	富良野町長 高松竹次	上士幌町長 武村宗太郎	皮協法人日本原毛 中村芳造	社会福祉法人小樽育成院理事長 石橋猛雄	同	同	同	富良野町長 高松竹次	長沼町長 阿達忍	同	同	幌延町長 赤松満太郎
同	同	同	同	建設	同	文教林務	厚生	建設	文教林務	同	建設	同	同	農地開拓	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

次に、真駒内開地開発事業費会計において 八千八百八十五万円を計上いたしましたのは、財産売却代金、道債等の財源を見合いとして、基本計画に基く開発事業を更に促進し、本事業の円滑な運営を期そうとするものであると見ます。

なおこの外に、

水産物検査費会計において 百十六万円
林産物検査費会計において 八百五十五万円
酪農検査費会計において 三百二十六万円
電気事業費会計において (減) 千五百三十九万円
夕張川二股発電所建設事業費会計において 二百二十万円

用品事業費会計において 一億一千七百一十万円
中小企業振興資金貸付事業費会計において 六百四十一万円

土木機械整備事業費会計において 六十三万円

をそれぞれ計上しておりますが、これらはいずれも当面の所要経費につき、繰越金その他の収入を見合いに措置し、各会計の運営に遺憾のないようにいたした次第でございます。

以上が今回提案いたしました予算案の概要でございます。

次に附属議案の主なるものについて、その概要を御説明申し上げます。

先ず議案第二十七号の昭和三十五年五月のチリ地震津波による被害漁業者等に対する資金の融通に伴う転貸資金の貸付による損失補償に関する予算外義務負担の件であります。本件は、本年五月のチリ地震津波災害発生に伴う被害漁業者等に対し、天災融資法による資金融通を促進するため、昭和三十五年五月のチリ地震津波についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令」が施行されましたが、経営資金を融通しようとする漁業協同組合のうち、右の法令に指定される特定の漁業協同組合に対し、その資金の円滑なる導入を図るため農林中央金庫に対し、損失補償の補完措置を行なうとするものでございます。

次に議案第二十八号の北海道の特定地域における漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件であります。本件は、本年のチリ地

363	362	361	360	359	358	357	356	355	354	353	352	351	350
農家負債整理対策促進の件 (外七件)	利尻礼文道立自然公園を国定公園に昇格要望の件	紋別市地内道道名寄紋別港線の一部路線変更の件	布村北二線七号に至る村道近文街道を道道に認定の件	柔道専門学校に対し助成及び金融措置の件	抛出国民年金制度改善要望の件	畑作物共済制度化促進要望の件	農業基本法制定の件 (外一件)	小児マヒ対策の件	農家林の造成及び農家委託苗圃設置に対し助成等の件	牡牛飼育に対し助成の件	農家負債整理対策促進の件 (外四件)	道費河川赤井川河川切替による堤防敷地設定及び旧敷地処分件	道道赤井川余市線の改修工事施行の件
北海道農地農業確立対策促進連絡協議会会長鹿野恵一	国定公園期成促進委員会佐藤輝世	紋別市長宮尾貫一	東郷村長保坂正蔵	北海道柔道専門学校校長幸太郎	全北海道労働組合協議会議長裕夫	同	北海道農業会議会長鹿野恵一	全北海道労働組合協議会議長裕夫	同	北海道農村連盟委員長石川清一	美幌町寒地農業確立対策促進連絡協議会々々長三上勇	同	同
農務	文教林務	同	建設	同	厚生	同	農務	厚生	文教林務	同	農務	同	同
同	同	同	同	継続審査	審議未了	同	継続審査	採択	同	同	同	同	同

震津波により損失を受けた漁民のうち、天災融資法による融資の困難な漁民に対し、漁業協同組合が、北海道信用漁業協同組合連合会より借り入れた資金を融通するに際し、漁民の負担を軽減するため、その利子の一部を補給しようとするものであります。

次に議案第三十号の石油資源開発株式会社に対する出資の件についてであります。本道石油資源の開発促進上一層本事業の積極的な推進を図りますため、千万円を増資いたそうとするものであります。

次に議案第三十一号の北海道開拓融資保証協会に対する出資の件につきまして、開拓地における資材導入の需要の増加に対応するため、関拓者の出資に対応して更に六百万円を増資いたそうとするものであります。

次に議案第三十二号の北海道開発コンサルタント株式会社に対する出資の件についてであります。本件は、公共事業の伸長に伴い工事の調査、設計等事務の円滑な遂行を図りますため、三百万円を出資しようとするものであります。

次に議案第三十三号の北海道職員定数条例の一部を改正する条例案についてあります。本件は、職員の人事管理の適正を期するため、現行定数の総数の枠内において吏員定数とその他職員の定数との振替えをしようとするものであります。

次に議案第三十四号の北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてあります。本条例は、高等学校の定時制教育及び通信教育の充実強化を図るため、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法が改正され、国立の高等学校の校長及び教員等に対し新たに定時制通信教育手当を支給することとなりましたのに伴い、同法に基づき道の学校職員についてもこれを支給することとし、これに伴い夜間課程勤務手当について必要な調整を行った次第であります。

次に議案第三十五号の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてあります。本件は、と畜検査、急性灰白髄炎の防疫救済及び職業訓練の業務に従事する職員に対し、新たに手当を支給いたすとともに、社会福祉業務手当についてその支給方法を改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

次に議案第三十六号の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてあります。本件は、捜査専務者に対する作業手当

陳 情

文書 番号	件 名	陳 情 者	委付 員会託	結 審 査 果
452	道道東川東神楽旭川線の内東神楽村市街地舗装工事施行の件	東神楽村長 山形年男	建設	継続審査
453	道道釧路東旭川神楽線の内東神楽市街地附近の道路一部改良工事施行の件	同	同	同
454	東神楽村市内村道八千代志比内線改良工事に対し助成の件	同	同	同
455	噴火湾のとど駆除対策の件	噴火湾とど対策協議会会長 須賀市	水産	同
456	東北北海道に商工組合中央金庫支店設置の件	東北北海道商工会議 所連絡協議会代表 大野広太郎	商工労働	採 択
457	道管競輪存続方について要望の件	北海道競輪選手会 会長 藤田文弘	同	不採 択
458	釧路川上流弟子屈地域河川敷地貸付料低減の件	弟子屈町農業協同 組合 小沢 幸福	建設	継続審査
459	東鷹栖村市内道費河川ヨシカシユベツ一部改修工事施行の件	東鷹栖村長 保坂正蔵	同	同
460	二級国道二三五号線中浦河町市街地より同町荻伏町市街地区間の改良舗装工事施行の件	浦河町長 浜口 光輝	同	同
461	東鷹栖村市内道費河川ヨシカシユベツ川沿いの木造四橋を永久橋に架換の件	東鷹栖村長 保坂正蔵	同	同
462	道道士別沼田線幌加内市街地舗装工事施行の件	幌加内町長 青木 哲雄	同	同
463	新設別々倶多楽湖観光循環道路新設工事促進の件	幌加内町長 岩間 誠一	同	同
464	町道幌加内停車場を道道に昇格の件	幌加内町長 青木 哲雄	同	同
465	東鷹栖村市内村道十線道並びに十六号道の一部を道道に認定の件	東鷹栖村長 保坂正蔵	同	同
466	東鷹栖村市内村道十八号線改良工事に対し道費助成の件	同	同	同

池田(信)議員(協)より、①財政問題特に池田内閣の新政策による減税の地方財政に及ぼす影響、景気上昇による道税の伸びに対する見

る児童、生徒の増減の動態に対応する校舍整備に対する基本的考え方及びどのような計画をもつて市町村教委を指導しているか、小中学校児童生徒の増減による教員配置の問題に関連して三十八年度までに標準法どおりの学級編成を完全に実施し得る見通しにあるかどうか、中学校生徒の一時的急増に伴う教職員の増員に対する考え方、高等学校生徒の急増対策及びこれに伴う校舎建築費の負担緩和のため国に對しどのように折衝してきたか、私立学校振興対策に関連して当面する高等学校生徒の急増対策との関係において更にどのような措置を講じようとするのかについて質疑があつて、午後零時十三分休憩、午後一時三十七分再開、知事、教育長より答弁、次に

藤村議員（自民）より、①総合開発問題特に所得倍增計画に関連して新しい国の成長率と同等の成長率を維持し道民所得の向上を達成することができるとどうか、農村人口の削減問題に対する知事の見解、国の産業立地計画と北海道総合開発における工業振興の問題に関連して国は当面の経済成長を本州におけるベルト地帯に求めており北海道東北北陸等後進地域に対する計画は十カ年の後期に回されているこのことは道開発第三次計画の中核となる工業振興計画のブレーキとなるおそれがないか、またこれの対策として具体的な企業誘致計画を策定して関係各省を初め関係企業の理解に訴えることが刻下の急務と考えるがこれに対する考え方、北海道の地域的悪条件解消対策に関連して地域差解消のための所得税の特別控除固定資産税の軽減、原価償却期間の短縮についてどのように考えているか、また飛躍的経済成長による国家財政から寒冷地積雪地域振興法という特別立法の実現を推進すべき時期と思うがこれに対する知事の見解、②財政問題特に池田新政策の公共投資の拡大社会保障の充実及び一千億の減税に伴う道財政の長期的見通し、未開発地域に対する公共事業負担の特例法制定の動きに関連して従来に比し有利であると聞いているがその後の中央の動きについてどのようなようになっているのか、昭和三十六年度予算要求をみる

499	漁港維持補修費増額並びに地元負担金免除の件	余市町長 坂本 角太郎	水産	同
500	本道中型底曳網漁船の北洋転換並びに減船実施の件	北海道漁民同盟執行委員長 遠藤 貞雄	同	同
501	拠出制国民年金制度改善の件	木古内町議会議長 西山 兼松	厚生	審議未了
502	道立旭川乳児院廃止の件	市立大町季節保育所管理人 横井 覚	同	継続審査
503	旧土人の不良環境地区の生活環境改善の件	北海道ウタリ協会理事長 森 久吉	同	同
504	道立農業試験場上川支場畑作試験施設整備拡充の件	上川町村会会長 栗林 由松	農務	同
505	石油資源開発第二次五カ年計画樹立の件	全国石油鋳業労働組合中央委員長 伊藤 誠光	商工労働	同
506	積丹町内町道美国港線を道道に昇格の件	積丹町長 浅野 浦吉	建設	同
507	ブラジル移民の積極的推進要望の件	在伯北海道入農友会長 小田 鉦一郎	農地開拓	同
508	福島町地内白符地区林道開さくの件	福島町長 松本 松次郎	文教林務	同
509	精神薄弱者収容施設増設要望の件	北海道市長会会長 原田 与作	厚生	同
510	苫小牧市立養老院の増設工事に對し助成の件	苫小牧市長 田中 正太郎	同	同
511	市街地における非衛生的養畜施設の整備改善の件	北海道市長会会長 原田 与作	同	同
512	ビート糖工場の廃液処理施設完備の件	北海道漁民同盟執行委員長 遠藤 貞雄	建設	同
513	農山漁村無燈火地帯に對し電気導入促進対策の件	北海道市長会会長 原田 与作	農務	同
514	有線放送施設の許可基準緩和の件	同	同	同

る補償が行なわれる」という声明に対する見解、村の中心部が水没し村の産業構造、経済活動を根底からくつがえす根本問題についてどのように考えているか、村関係者より出された要望書に対する開発局並びに道より出された回答書の内容中補償基準額において宅地四分の一、家屋二分の一という数字になっているがこれに対しどのような見解をもち今後どのように解決しようとするか、金山ダム電気事業の主体について道営で行なうことが適当であるといっているが現在なお道営の方針を堅持しているのかどうかについて質疑があつて、午前十一時四十九分休憩、午後一時十分再開、五藤議員（社）の質疑に対し知事より答弁、五藤議員（社）より再質疑、知事より答弁、次に通告の一般質疑に入り、

奥野議員（自民）より、①道道の拡大問題特に道道の延長キロ数が内地各府県に比し少ないのではないか、道道の西期的拡大に対する見解、市町村道の整備強化対策に関連して自動車税の一部を市町村の財源に充当する考えはないか、離島における道路整備を重点的に取り上げる意思があるか、②畑地土地改良事業の推進対策特に農家の負担軽減のための補助率の引き上げ及び資金調達に対する見解、地元における事業実施体制の確立と農業土木技術員の設置対策等について質疑、知事より答弁があつて、午後二時五分延会。

○十月七日 午前十時五十二分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第四十九号、報告第一号ないし第三号を議題に供し、一般質疑を続行、

山下議員（社）より、教育問題特に高校進学者の急増に伴う間口増対策及び中央折衝を積極的に行なう意思の有無、私学振興に対する基本的考え方、帯広白樺学園の紛争に関連して私学の自主性をどのように考えて振興政策を進めていくか、私学の都市偏在是正対策、私学の工業課程増設に対しどのように対処していくか、道立高校の工業課程

文書 番号	件名	委員 会託	審査 結果
252	学芸大学旭川分校の昇格拡充に伴う地元負担事業に 対し助成の件	総務	採択
186	全道私学に対し道費助成の件	同	同
125	尻岸村地内恵山を文化財として指定の件	同	同
47	ニセコ道立自然公園及び積丹半島小樽海岸を国定公 園指定の件	同	採択
36	白樺新学園帯広商工高等学校創設認定の件	文教林務	議決不要
269	道内漁村における造田事業に対し助成の件	同	同
50	黒松内町島牧村地内月越地区開発促進の件	農地開拓	同
229	農業災害補償法改正要望の件	同	同
220	納内村農業協同組合に対しミソク貸付の件	農務	同
366	商工会法制定に伴う小規模事業対策費計上の件	同	同
263	岩内町産業会館建設に対し助成の件	同	同
262	北見市に商工組合中央金庫支所設置要望の件	同	同
254	女満別空港を道の管理に移管の件	同	同
223	失対労務者石炭手当制度化要望の件	同	採択

増設の具体策、通信教育振興対策に関連して専任教師の増員ができない理由、協力校への巡回指導旅費増額に対する考え方及び地方指導員の手当引き上げができない理由等について質疑、知事、教育長より答弁、山下議員（社）より再質疑、知事より答弁、次に

森議員（自民）より、①道開拓融資保証協会に対する出資増の問題に関連して開拓農協の出資額に見合う出資を次期議会に追加する意思があるか、②開拓農業協同組合の財務整理に関連して政府に対し早期予算化を要請するとともに道費も十分支弁するよう配慮すべきでないか、③農山漁村電気導入の事後対策について特に施設の老朽化改善対策、経営維持管理を北電に移譲したいという地元の要望に対する考え方について質疑、知事より答弁があつて、午後零時十四分休憩、午後一時三十八分再開、

窪田（茂）議員（社）より、①北海道特別大減税問題特に所得税について知事は科学的基礎資料を整えて折衝するといつていたが作業はどのような方法で進められてきたか、またいつまでできるか、税制調査会に対しその間の事情について説明したことがあるかどうか、どの程度まで減税の措置をとられるのかその具体的内容、固定資産税の減税に関連して市町村財政の減収補てん対策、またこれらの施策推進のため市町村長と提携して進める考えがあるか、また税率をどの程度まで引き下げるつもりであるか、固定資産の適正評価に関連して各町村の評価額がまちまちでありまた調査吏員の認定によつて不合理が現われてきているがこの現況をどのように認識されているか、今後どのように指導し合理的に是正されようとするのか、税率引き下げに伴う減収補てんの交付税は基礎算定に当つて市町村と連絡をとらないで一方的に道独自の立場で評価額をきめるため現在実際の減収額より下回つて交付されているがこの点についてどのように考えているか、事業税減税に対する基本的考え方、過般東京で行なわれた全国知事会で決定された事項の中で事業税については府県収入の中心であるため、国税減

379	370	369	368	357	347	326	320	292	260	255	450	395	376	327	275
幌別川に特定多目的ダム建設要望の件	弟子屈町に職業訓練所設置の件	青函航路の輸送力増強要望の件	道営競輪事業廃止の件	貿易の自由化並びに輸出入取引法の改正反対要望の件	函館—大間間航路開設促進の件	室蘭—八戸間連絡航路開設の件	江別市に国立北海道工業開発試験所設置の件	室蘭市に国立北海道開発工業試験所設置要望の件	金山ダム建設に対し補償等要望の件	北海道積貨物に対する割増運賃の道費助成の件	道立結核療養所入院患者に対する洗たく料の無料実施及び幌西療養所に洗たく施設設置の件	苫前高等学校定時制校舎建築に対し起債許可の件	北見市に道立農業試験場北見支場跡地払下げの件	別海村全地域を一警察管轄区域に設定の件	中標津町に警察署新設の件（外一件）
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	商工労働	厚生	同	同	同	同
同	同	同	採 択	審議未了	同	採 択	同	取り下げ	採 択	不採 択	同	同	同	同	同

税の影響を断ち切り課税標準については付加価値的要素を取り入れると決議されているが知事は全国知事会においてどのような意思表示をされたのか、事業税減税について積極的に乗り出す決意があるかどうか、またそのための調査をなされたのであるかどうか、②農村における自家受電に対する特別料金設定について国あるいは北電に対し何らかの措置を働きかける意思があるかどうかについて質疑、知事より答弁、窪田(茂)議員(社)より再質疑、知事より答弁、次に

古沢議員(自民)より、①道東北開発公庫のあり方について特に取り扱い品目の拡大に関連して融資対象に観光施設などを入れるべきでないか、また融資基準及び融資額並びに金利引き下げることに対する考え方、②工業振興問題特に地価の高騰、各種工業用水の不足対策、③交通行政に関連して室蘭―八戸間の補助航路設定に対する知事の所見、道内国鉄線の電化複線化に対する考え方、空港の整備に関連して第三種空港に対する国の補助を二種並みに引き上げるよう努力する意思があるかどうか、④商工会の設立状況及び今後の見通し並びに設立促進対策、経営改善普及員の確保と資質向上対策、⑤木糖工業に対する開発公庫の融資について悲観的見通しであるが知事は道策会社として今後どのように指導する考えか、⑥防犯問題特に凶悪犯罪が続発している現況において防犯思想の啓蒙、予防措置をどのようにやっているか、⑦道本庁舎の老朽化対策について特に職員の志気高揚の見地からどのように考えているかについて質疑、知事、道警本部長より答弁、次に

水島議員(社)より、きよ出制国民年金の施行に関連して貧富の差を考えずに同一保険料を徴収すること、免除制度が不完全であること、老後において支給される額が低いこと、きよ出期間の長いこと、保険料の掛け捨て、積立金の運営と他の公的年金の調整等不合理は正にに対する知事の考え方及び今後どのように対処する考えかについて質疑、知事より答弁、水島議員(社)より再質疑、知事より答弁があつて、

430	429	428	420	419	418	417	416	413	412	410	409	408	404	394	381
中小企業融資枠増額の件	網走支庁管内商工会及び商工会議所に補助の件	北海道商工会連合会に対し助成の件	網走支庁管内に公共職業訓練所新設の件	網走支庁管内の地下資源開発について要望の件	網走支庁管内に商工組合中央金庫支所設置要望の件	機械貸付制度の強化並びに貸付枠拡大の件	伊達町巡回職業相談所を室蘭公共職業安定所の分室に昇格の件	旭川市に商工組合中央金庫旭川支店開設の件	室蘭公共職業訓練所に構造物鉄工科新設の件	網走市に道立職業訓練所設置要望の件	網走市に商工組合中央金庫支所設置要望の件	函館東京間空路開設要望の件	旭川市木工芸指導所施設拡充に対し助成の件	苫前駅の貨物取扱廃止計画撤回要望の件	青函輸送増強要望の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

午後三時四十八分延会。

○十月八日 午前十時四十五分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第四十九号、報告第一号ないし第三号を議題に供し、一般質疑を続行、

石畑議員（自民）より、①畑作営農改善資金の貸付け条件がきびしいため稗の消化ができなかつたが融資枠を十分消化し得るよう貸付制度の改正についてどのように考えているか、②中央における開拓制度方式の再検討の内容、過般の新聞で総合開発は北海道の専売特許でない云々ということが中央で論議されたことが報道され副知事は中央の本道開発に対する考え方に vari がたいとの考えであれば適切な制度方式を考えておられるかどうか、昨年来開拓用地として取得したものについて農地法の政令を改正し一律に旧所有者に返還するという開拓不用地の返還問題は現在どうなっているか、過日の北海道開発審議会農林水産小委員会において結論がでたように聞いているが道側の要望した事項の実現が貰かれたかどうか、今後具体的にどのように進める考えかについて質疑、副知事より答弁、次に

千葉（軍）議員（自民）より、①未開発地域国庫負担特例法の中に市町村が除外されているがこれを取り上げて推進する考えがあるか、②国民健康保険法の全面施行による国保診療所赤字経営の問題に関連して道が建設費に対する補助を従来五年分割で交付するという変則措置が影響していると考えるが従前の方法を変更する考えがないのかどうか、③沿岸低位経済地帯振興対策とその具体的内容、④市町村の財産造成のための林地造成の問題に関連して現在市町村有林の実態はどのようなになっているのか、また開拓不用地の利用について市町村が希望の場合直ちに払下げることができるかどうか、⑤きよ出制国民年金の実施のため本制度のPRに本腰を入れるべきと思うがこの点の見解、一般国民の実生活に即した部分的制度改正の問題を今後どのように処

313	158	82	427	425	422	415	401	385	297	296	295	27	451	434	432
日高沖における資源調査試験操業中止の件	美瑛開拓農民の経済事業団体取扱要望の件	石狩町志美地区かんばい事業收拾対策の件	留萌管内に畑作後進地域農業開発対策要綱に基づくレンチャー等配置の件	農山漁村の既設電化施設の腐朽による更新並びに電気事業育成強化の件	昭和三十六年度豆作改善対策に関する要望の件	果樹園芸振興対策促進の件	家畜法定伝染病検診手数料の公費負担について要望の件	釧路地方の農業振興対策の件	大野町有牧野を草地放牧利用模範施設として指定の件	初山別村地内共成地域並びに遠別町地内歌越三地域に電気導入促進の件	ハツカ耕作振興対策促進の件	利尻島に農業改良普及所新設の件	紋別市に道立職業訓練所設置の件	商工会に對し助成の件	青函輸送擬制キロ制度廃止要望の件
水産	同	農地開拓	同	同	同	同	同	同	同	同	同	農務	同	同	同
議決不要	同	取り下げ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

理されていくかについて質疑があつて、午前十一時二十七分休憩、午後零時二十分再開、副知事より、先の石川議員（自民）の質疑に対する答弁洩れについて答弁の後、千葉（軍）議員（自民）の質疑に対し答弁があつて、午後零時二十七分延会。

○十月十日 午前十一時四分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第四十九号、報告第一号ないし第三号を議題に供し、一般質疑を続行、

大島（二）議員（社）より、①離島振興対策に関連して漁業従事者の過剰人口解消対策及び二、三男対策、②離島の漁業振興対策に関連して低位漁家の負債整理についてそのたな上げあるいは長期低利債振替への特別立法措置を国に要請する意思があるかどうか、漁協整備基金二億五千万円を五億円に増額する意思があるか、離島経済振興上中型機船底曳網漁業禁止区域拡大問題についてどのように措置されようとしているのか、③離島における農耕兼業と家畜導入対策に関連してその指導方針、家畜導入資金枠を拡大する意思があるか、ほとく導入を図る考えがあるか、畜産振興条例を改正して単年度融資を二年とする考えがあるか、④離島定期航路の整備対策特に本道の各航路に対し赤字見合いの助成措置を国に要請する考えがあるか、増毛雄冬航路について国、道の直営とする考えがあるか、昨年度設置された離島振興対策協議会の今日までにおける検討の経過と計画の内容、また今後離島振興全般の予算をどのように配慮する考えか、⑤日本国有鉄道の貨物駅集約化問題特に地元産業の振興上重大な影響を与える本問題について国鉄及び政府に対し強く折衝する決意があるかどうかについて質疑、知事、商工部長より答弁、大島（二）議員（社）より再質疑、知事より答弁があつて、午後零時三十六分休憩、午後二時十分再開、

樋口議員（自民）より、①積雪寒冷時における失対事業の改善合理化対策、市町村財政への負担過重緩和対策をどのようにして実現する

431	423	414	405	399	398	397	375	364	336	301	111	435	421
民有林における野そ、野兎被害防除対策の件	羽幌町所在上築別小学校及び同校築別分校統合反対の件	野兎、野兎の被害防止による森林資源保護対策の件	修学旅行引率教員旅費予算化の件	夕張市にカウンセラー教員配置の件	市町村立学校の教職員に対し土曜日の日直料支給の件	学大養護学校教員養成課程受講教員の代替教員配置の件	教育予算増額措置要望の件	修学旅行引率教員旅費予算化の件	島牧村なめこ組合に対し助成の件	公立高等学校新設並びに学級増加の件	室蘭清水丘高等学校々舎改築並びに校地拡張の件	本道海域に海上保安庁大型巡視船の増隻方要望の件	稚内水産物検査員駐在所の強化に関する件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	文教林務	同	同
採	不採	同	同	同	同	同	同	採	不採	採	取り下げ	同	採
扱	扱							扱	扱	扱			扱

③ 更に継続審査されるもの

請 願

か、②天災融資にかかわる道市町村財政負担の損失補償に関連して負担緩和措置を国に要請する考えがあるか、③行政機構改革問題に対する知事の所信、④消防行政について特に防災指導行政を取扱う独立課を設置することに対する見解等について質疑、知事より答弁、あらかじめ会議時間を延長の後、

菅田議員(社)より、農業負債整理対策特に自創資金貸付枠の拡大、条件緩和等今後の中央折衝の計画とその内容、先に知事は本問題は自民党の政務調査会にお願ひしてあるといつていたがここ八カ月間どんな方法とどんな手段で話を進められたのか、また社会党議員と話し合いをして協力してもらうと約束されたが現在までどのようにやつてきたか、道の要求額六十四億は農林省の結論がでるまで白紙でいくのか、それとも小委員会などで検討の上強力に進めるのか、残余の資金消化に対して自信があるかどうか、今後の折衝に際し条件緩和が先か、金の要求が先か、また立法化について知事は政府提案ということをしているが農林省との間にどんな打合わせを行なっているかについて質疑、知事より答弁、菅田議員(社)より再質疑、知事より答弁、次に清水議員(社)より、①池田新政策の農業政策に関連して北海道農業を将来どのように発展せしめるか、知事は農業人口の六割削減は本道においては考えられないといっているがどのような構想をもつてその実現を政府に迫るのか、沿岸漁民に対する所得倍増の具体的対策、農業基本法の農林省原案に対しどのように考えているか、道農林漁業基本問題審議会の審議状況、最終結論の時期と見通し、同審議会は所得倍増を考慮して審議されているかどうか、②開拓政策の進め方について特に本道農家の経営規模を拡大し体質改善を図るための分村及び間引き移転の政策を積極的に進める意思があるかどうか、開拓未利用地の返還対策に関連して抜本的土地利用計画樹立に対する所見、③土地改良問題特に畑地土地改良事業補助率引き上げに対する中央折衝の見通し、新規開田大中抑制に対する見解、沿岸漁家の農耕兼業に

文書 番号	件名	委員会名
180	靖国神社の国家護持について決議要望の件	総務
163	留萌地域に道立養老施設設置の件	厚生
165	保育所に対し助成の件	同
214	食品営業許可更新期間延長の件	同
227	豊頃村字大津部落の簡易水道工事に対し助成の件	同
199	日本草炭工業株式会社育成の件	商工労働
209	千歳飛行場並行滑走路早期完成要望の件	同
98	除虫試験研究機関設置の件	農務
128	池田町にてん菜製糖工場設置の件	同
160	札幌市周辺に北海道園芸農業試験場設立の件	同
161	農業試験場園芸部門の拡充整備の件	同
162	上川地方に北海道園芸農業試験場設置の件	同
172	空知管内に園芸農業試験場設置の件	同
174	農業試験場渡島支場整備拡充の件	同
183	女満別町に道立原種農場設置の件	同

関連して団体営土地改良事業に対し道費上置きを行なう考えがあるかどうかについて質疑、知事より答弁、清水議員（社）より再質疑、知事より答弁があつて、午後二時二十五分延会。

○十月十一日 午前十一時二十七分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第四十九号、報告第一号ないし第三号を議題に供し、昨日に引き続き一般質疑を続行、

坂下議員（社）より、④酪農問題特に畑作経営の安定対策に関連して最近における乳牛及び乳製品減少の原因と将来の対策、地域生産体制確立に対する考え方、乳製品会社の合理化対策、畜肉の生産と消費対策、北海道畜肉公社設立のその後の動き、中標津クラー・ステーションその後の措置経過、酪農開発会社建設の動きに関連してどのような措置をとられる考えかについて質疑、知事より答弁、坂下議員（社）より再質疑、知事より答弁があつて、午後零時五十九分休憩、午後二時四十五分再開、諸般の報告、あらかじめ会議時間を延長の後、一般質疑を続行、

竹内議員（社）より、①住宅問題特に低家賃住宅建設の具体的対策及び知事の所信と見解、都市周辺の宅地造成に対する構想と所見、第二種公営住宅の増加と市町村財政負担過重に対する所見、②海岸保全事業推進対策に関連して全体計画作成の基本構想、本事業推進のための国の行政機構一元化に対する考え方、また特別会計の設定、海岸法の改正をどのように考えているか、道における関係各所管部の連絡調整機関の設置と一元的に行政を推進する意思の有無、基礎調査の促進と予算増加の問題に関連して明年度の予算編成において大中に増加する考え方、③土木現業所の支庁統合問題に対する知事の所見、行政協議会の活用に対する見解等について質疑、知事より答弁、竹内議員（社）より再質疑、知事より答弁、次に

村本議員（社）より、①石炭産業の合理化対策特に北炭三山を初め現在道内で山グルミ整理方式という租鉱権設定による人員整理、賃金

242	238	236	226	216	202	197	194	179	132	121	120	222	221	193	184
美幌町地内町道甘並線を道道に昇格の件	士別・紋別間道路を国道に認定要望の件	美瑛町地内美瑛駅前丸山通りを道道に昇格の件	三石町地内町費河川咲梅川を道費河川に認定の件	置戸町地内普通河川オンネアンズ川を道費河川に認定の件	島牧村地内大平川を道道準用河川に認定の件	岩内町地内道道岩内線より壁坂下通を経て二級国道小樽江差線に至る町道を道道に認定の件	新得足寄間鉄道新設促進要望の件	木糠工場操業に伴う工場廃液浄化措置の件	剣淵村下川町間村道を道道に認定の件	浜中村村道貫人風連間道路を道道に昇格の件	村道榑原落石間道路を道道に昇格の件	斜里町丸山地区に馬れいしよ原種農場設置の件	納内村に国有貸付和牛導入の件	網走地区農業協同組合澱粉工場の廃液処理施設に対し助成の件	余市町に道立果樹園芸試験場設置の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	建設	同	同	同	同

引き下げが行なわれているがこれに対する知事の考え方、また千二百円の炭価引き下げは人員整理の上に立つて初めて推進できると言うがこれに対してどのように考えているか、②租鉱権設定の認可に関する通産局の態度について特に本問題について札幌通産局長と会見の際にまだ会社側から申請書がでないといながら十分後において認可がおりているこのようなことについて知事はどう考えるか、③炭鉱離職者の援護対策特に炭鉱離職者職業訓練所入所期間を一カ年に延長すること及び失業保険受給期間を一カ年に延長するよう国に働きかける意思があるか、また離職者の移住資金、住宅のあつ旋、職業紹介等が形式的に行なわれている、もつと熱意のある施策を進めるべきと思うがこれに対する知事の考え方、④王子製紙苫小牧工場における指導者の解雇に関連して三十三年十二月中労委のあつ旋により争議が解決されたにもかかわらず最近指導者の解雇を通告しているが行政指導をどのようにやっているかについて質疑、知事、労働部長より答弁、村本議員（社）より再質疑、知事より答弁、次に

川村議員（社）より、①水産問題特に本道水産業発展方策の基本的考え方と熱意について先にソ連の漁業調査団来道の際その案内に道の部長がついていなかったこと及び道と民間団体の観迎パーティに知事は出席していないが北洋漁業振興のためこれら調査団に道民を代表して陳情すべきと思うがこれに対する知事の基本的考え方と北洋漁業に対する情熱があるのかないのか、中型機船底曳換対策及び禁止区域拡大の具体的対策、また二百九十隻の転換についてどのような形でさせるか、国の考えている全体枠は何隻か、残存船の措置はどのようにするか、沿岸漁業との調整をどのように図るか、北方近海安全操業と補償問題特に本問題の本質をどのように把握しているか、本問題解決にどのような努力をしてきたか、特別見舞金の措置がなされた後においても努力する意思があるか、安保体制下においてどのような具体的対策で押し進めるか、特別見舞金の支給に関連して安全操業の肩代

278	277	276	275	274	273	272	271	267	264	261	253	249	245	244	243
愛別村地内村道本町協和線上伏古橋換替の件	道道比布愛別停車場線中愛別市街地舗装工事施行の件	道道比布愛別停車場線を積寒法路線として認定の件	道道下川駅前二十四号線舗装工事施行の件	下川町地内道道下川風連線改良工事施行の件	下川町地内準用河川サンル川治水工事継続実施の件	下川町地内町道ベンケ線を道道に認定の件	幌加内町地内町道幌加内停車場線を道道に認定の件	秩父別町地内町道秩父別停車場線を道道に昇格の件	釧路村地内道費河川チヨロベツ川はん濫防止工事施行の件	平取町地内町費河川仁世宇川及び貫気別川を準用河川に認定並びに工事施行の件	根室市落石厚床間道路新設の件	道道根室半島線（オホーツク海側）整備工事実施の件	町村道美幌端野間を道道に昇格の件	古平町地内冷水川を準用河川に認定の件	美幌町地内町道四基線を道道に昇格の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

りになるのではないか、支給の根拠法規、一時金かそれとも毎年行なわれるものか、見舞金の使途及び利用方法、南樺太引揚者からの補償要求があつた場合どうか、また道の期待した要求が入れられたのか、特別見舞金十七億の折衝の見通し、配分方法について受益者との間に紛争が起る心配はないか、見舞金実現の場合関係漁民の安全操業に対する運動が押えられるのではないか、②先住民特にアイヌ人の福利厚生対策に関連して明年度において本問題を取り上げる考えがあるかどうかについて質疑、知事より答弁、川村議員（社）より、再質疑、知事より答弁があつて、通告の質疑を終結、ついで

久米議員（自民）より、日程第一のうち予算に関連する議案第一号ないし第二十二号、第三十号ないし第三十二号及び報告第二号の各案件はなお慎重審査の必要があると認められるので十七名からなる予算特別委員会を設置してそれらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

大島 仁三郎（社）	五 藤 義 正（社）
清水 健 次（社）	樋 口 哲 男（自民）
石 畑 久 成（自民）	森 春 一（自民）
千葉 軍 治（自民）	阿 部 英 一（自民）
古 沢 泰 一（自民）	林 利 博（自民）
池 田 金 助（協）	杉 本 栄 一（自民）
津 川 直 一（社）	堀 重 平（社）
水 島 ヒ サ（社）	奥 野 善 造（自民）
岡 田 義 雄（社）	

次に残余の議案のうち議案第二十三号、第三十三号、第三十五号、第三十六号、第三十九号及び第四十八号は総務委員会に、議案第二十四号、第二十九号、第四十二号及び報告第三号は農務委員会に、議案第二十五号、第二十六号、第三十七号、第四十五号及び報告第一号は

294	293	292	291	290	289	288	287	286	285	284	283	282	281	280	279
中川村地内アベシナイ川架設橋梁の架換（永久橋）及び補修工事施行の件	中川村地内道道板谷佐久停車場線の改良補修工事施行の件	道道吹上富良野線砂利補修並びに局部改良工事施行の件	山部村地内十四線川を道費河川に認定の件	中川村佐久停車場ビラウトル線及び幌延村間寒別停車場中線を道道に認定の件	山部村地内準用河川ユーフレ川改修工事施行の件	当麻町地内道道比布当麻東川線の舗装工事施行の件	道道当麻停車場線整備工事施行の件	当麻町地内牛朱別川中町費河川区間を道費河川に認定の件	当麻町地内道費河川牛朱別川河川改修工事促進の件	和寒町地内町費河川辺乙部川を道費河川に認定の件	道道雨竜旭川線道路改良工事促進の件	和寒町地内道道旭川和寒線及び道道幌加内和寒線道路の舗装工事施行の件	和寒町地内町道西七号線を道道に認定の件	道道北母子美深線幌加内母子里より道道添牛内風連線に接続する区間を道道認定の件	村道朝日村愛別村間道路を道道に認定の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

商工労働委員会に、議案第二十七号、第二十八号及び第四十三号は水産委員会に、議案第三十四号、第四十四号及び第四十九号は文教林務委員会に、議案第三十八号、第四十六号及び第四十七号は建設委員会に、議案第四十号及び第四十一号は厚生委員会にそれぞれ付託、次に日程に追加して意見案第一号ないし第三号を議題に供し、本件は提案説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、次に議案調査のための休会について諮り、明十月十二日から十九日まで八日間休会することに決定して、午後六時三十二分散会。

○十月十九日 午後一時十四分開議、諸般の報告の後、議長より、本日緊急に会議を開くことになった経緯について報告（十二日から十九日まで休会）ついで議長より、日本社会党中央執行委員長浅沼稻次郎君が去る十月十二日右翼少年の凶刃にかり刺殺されたことにつき弔電を贈り哀悼の意を表した旨を報告、次に日程第一会期延長の件を議題に供し、会期を十月二十二日まで二日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで休会について諮り、明十月二十日及び二十一日の二日間休会することに決定して、午後一時十七分散会。

○十月二十二日 午後二時三十四分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時三十五分休憩、午後六時再開、日程第一会期延長の件を議題に供し、議事の都合により会期を十月二十四日まで二日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決定して、午後六時一分散会。

○十月二十四日 午後二時四十七分開議、あらかじめ会議時間を延長、諸般の報告があつて、午後二時五十一分一旦休憩、午後十時三十六分再開、諸般の報告の後、日程第一会期延長の件を議題に供し、議事進行の都合により会期を明十月二十五日まで一日間延長することについて

295	中川村地内秋田川宇内川を道費河川に認定の件	同
296	中川村地内道費河川アベシナイ川改修工事施行の件	同
297	十勝岳産業開発道路開さくの件	同
298	道道上富良野停車場線及び吹上線舗装工事施行の件	同
299	上富良野町地内町道東二条道路を道道に認定の件	同
301	東旭川町地内道道端穂旭川停車場線道路舗装及び幅員拡張工事施行の件	同
302	道道雨竜旭川線改良工事施行の件	同
303	道道和寒旭川線の積寒法による改良工事施行の件	同
304	鷹栖村地内町費河川ハイシユベツ川を道費河川に認定の件	同
305	東川町地内道道松山美瑛線延長認定の件	同
306	美瑛・東川両町所在道道旭川大雪山層雲峡線並びに道道檜山美瑛線改良工事施行の件	同
307	道道旭川大雪山層雲峡線中東川市街地内舗装工事施行の件	同
308	道道松山美瑛線を冬期除雪道路として指定の件	同
309	道道旭川大雪山層雲峡線中架設橋梁整備の件	同
310	東川町道西四号線架設神明橋架換に対し補助の件	同
311	東川町地内サルン倉沼川を道費河川に認定の件	同

て諮り、異議なくそのことに決定して、午後十時三十九分散会。

○十月二十五日 午前十時四十五分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第二十二号、第三十号ないし第三十二号及び報告第二号を議題に供し、阿部予算特別委員長（自民）より委員会における審査の経過並びに結果について報告、ついで清水議員（社）より、清水議員外三十八名提出の議案第一号の修正案について提案説明があつて直ちに討論に入り、樋口議員（自民）より修正案に反対、原案に賛成、津川議員（社）より修正案に賛成、原案に反対の討論の後起立による採決に入り、まず清水議員外三十八名提出の修正案を問題として採決の結果、起立者少数にてこれを否決、次に議案第一号のうち修正案にかかる委員長報告について採決の結果、起立者多数にて委員長報告のとおり原案可決に決定、次に先に可決された部分を除く他の部分を問題とし、異議なく委員長報告のとおり原案可決に決定、次に残余の議案第二号ないし第二十二号、第三十号ないし第三十二号及び報告第二号はいずれも委員長報告のとおり報告第二号については承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決定、次に日程第二議案第二十三号ないし第二十九号、第三十三号ないし第四十九号、報告第一号及び第三号を議題に供し、沖野総務委員長（自民）より、議案第二十三号、第三十三号、第三十五号、第三十六号、第三十九号及び第四十八号について、二瓶農務委員長（協）より、議案第二十四号、第二十九号、第四十二号及び報告第三号について、大久保商工労働委員長（自民）より、議案第二十五号、第二十六号、第三十七号、第四十五号及び報告第一号について、麻生水産委員長（自民）より、議案第二十七号、第二十八号及び第四十三号について、大沢文教林務委員長（自民）より、議案第三十四号、第四十四号及び第四十九号について、伊藤（弘）建設委員長（自民）より、議案第三十八号、第四十六号及び第四十七号について、福島厚生委員長（自民）より、議案第四十号及び第四十

陳情

270	212	205	7	230	175	320	319	318	317	316	315	314	313	312
利尻・礼文道立自然公園を国定公園に指定要望の件	管理職手当撤廃に関する件（外三十八件）	管理職手当改廃の件（外九件）	市立北海道声別啓南高等学校道立移管の件	北方漁場春にしん沖さし網漁業試験操業実施の件	八雲町字山崎花浦地区八木農場開放の件	道道朝日士別線中朝日村登和里似峽間の冬期間除雪施行の件	道道朝日士別線中朝日村似峽士別市間道路かく中工事の施行及び維持補修費増額の件	朝日村地内ベンケヌカニン川を道費河川に認定の件	道道朝日士別線中朝日村市街地の舗装工事施行の件	劍淵村地内大牛別川局部改修工事早期完了施行の件	劍淵村地内劍淵川改修工事施行の件	道上士別劍淵停車場線道路舗装工事施行の件	町村道と寒劍淵間道路を道道に昇格の件	東川町地内道費河川倉沼川改修工事施行の件
同	同	同	文教林務	水産	農地開拓	同	同	同	同	同	同	同	同	同

一号について、それぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく議案第四十七号は同意議決、報告第一号は認定議決、報告第三号は承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決定して、午後零時一分一旦休憩、午後二時五十一分再開、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して午後二時五十二分休憩、午後三時三十八分再開、諸般の報告の後、**日程第三議案第五十号ないし第五十四号**を議題に供し、知事より提案説明を聴取、本件は委員会付託を省略の後、日程第二のうち議案第五十三号を問題とし、異議なく原案のとおり同意議決、次に議案第五十号、第五十一号及び第五十四号を問題とし、異議なく原案のとおり同意議決、次に議案第五十二号を問題とし、直ちに討論に入り、遠藤議員（社）より反対、久米議員（自民）より賛成の討論の後、起立による採決の結果、起立者多数にて原案のとおり同意議決に決定、次に**日程第四意見案第四号ないし第十六号**を議題に供し、本件は提出者の説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、次に**日程第五意見案第十七号及び第十八号**を議題に供し、水島議員（社）より議案第十七号について、竹村議員（自民）より議案第十八号についてそれぞれ提案説明があり、本件は委員会付託を省略の後直ちに討論に入り、渡辺議員（社）より意見案第十七号に賛成、第十八号に反対、千葉（軍）議員（自民）より意見案第十七号に反対、第十八号に賛成の討論の後、採決に入り、まず意見案第十七号を問題とし、起立による採決の結果、起立者少数にてこれを否決、次に意見案第十八号を問題とし、起立による採決の結果、起立者多数にてこれを可決、次に**日程第六意見案第十九号及び第二十号**を議題に供し、本件を撤回することについて諮り、異議なくこれを許可することに決定、ついで**日程に追加して議案第二十一号**を議題に供し、本件は提出者の説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、次に**日程第七請願、陳情審査の件のうち陳情第四百九十号**を議題に供し、山元文教林務副委員長（自民）より委員

文書 番号	件名	委員会名
52	身体障害者の事業税機動車税減免の件	総務
53	官人の事業税免税額引上げの件	同
57	北海道庁所蔵の旧記簿書を北海道図書館に移管の件	同
133	本道における税制度特別措置要望の件	同
185	地方公務員退職金制度改正に伴う第一次試案に対し反対の件	同
325	道議会議員選挙区変更の件	同
342	北海道管印刷所業務廃止要望の件	同
346	択捉、国後両島の確保に関する要望の件	同
377	札幌市内における交通信号機設置の件	同
402	家畜税を目的税の性格に改変方要望の件	同
411	農業協同組合に対する課税についての要望の件	同
439	滝川市を一選挙区とする道議会議員選挙区新設の件	同
442	千島、色丹、歯舞諸島の返還、安全操業の確保及び千島等引揚者援護対策要望の件	同
449	歌志内市を北海道議会議員の単独選挙区に設定の件	同
29	保育所措置費に対する道費助成の件	厚生

会における審査の経過並びに結果について報告の後、午後五時二分休憩、午後七時十六分再開、日程第七を継続、山下議員（社）より陳情第四百九十号の委員会審査における少数意見について報告、直ちに討論に入り、神部議員（自民）より委員長報告に賛成、湯田議員（社）より反対の討論の後、起立による採決の結果、起立者多数にて委員長報告のとおり不採択とすることに決定、次に残余の請願、陳情を議題に供し、本件は委員長報告を省略し委員会決定のとおり異議なく決定、次に閉会中請願、陳情継続審査の件及び閉会中事務継続調査の件を議題に供し、本件は委員長より申し出のとおり閉会中継続審査または調査を付託することに決定、以上をもつて付託案件の全部を議了、徳中議長より閉会の挨拶があつて、午後七時四十五分閉会。

知事説明要旨

只今議題となりました議案第五十号乃至第五十四号について、その大要を御説明申し上げます。

先ず議案第五十号の特別職の職員の退職手当の額を定める件についてであります。本件は北海道知事等の退職手当に関する条例第三条の規定により、さきに退職した前出納長木村伊三郎君の退職手当の額について議決を得ようとするものであります。

次に議案第五十一号の出納長選任につき同意を求める件につきましては、前任者の退任に伴い、目下欠員中でございますので今回前野 穰君を適任と認め選任いたそうとするものであります。

次に議案第五十二号の北海道教育委員会委員選任につき同意を求める件につきましては、現委員のうち、

東 茂 吉 君
鈴 木 ヨ シ 君

の両君が去る十月九日をもつて任期満了となりましたが、この際両君を再任いた

400	63	437	355	324	318	283	280	212	205	163	162	159	126	58	35
婦人洗髪料廃止の件	農産物自主協販体制に対し業界等保護育成の件	石狩支庁管内の児童福祉司増員の件	豊富町に養老施設設置の件	道立旭川乳児院存続の件	道立由仁保健所庁舎並びに附属建物増改築の件	簡易水道工事に対し助成復活の件	保育所並びに精薄児童施設整備拡充の件	留萌市に道立養老院設置の件	身体障害者に対し補装具類無償給付の件	保育所措置費増額の件	道立無料養老施設設置の件	肢体不自由児施設整備拡充の件	旭川市に道立肢体不自由児療育施設設置の件	浮浪者更生施設設置の件	盲人に安全杖無償交付の件
同	商工労働	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

そうとするものであり、また前委員安孫子孝次君の辞任に伴う補充として、

山 口 末 一 君

を適任と認め、選任いたそうとするものでございます。

次に議案第五十三号の北海道監査委員選任につき同意を求める件につきまして
は、道議会議員から選ばれている委員の山内広君が今回辞任されましたので、こ
れが補充として

時 田 政 次 郎 君
を選任することとし、また学識経験者から選ばれている委員の

能 木 善 七 君

が、去る十月十六日をもつて任期満了となりましたが、今回同君をあらためて選
任いたそうとするものでございます。

次に議案第五十四号の北海道収用委員会委員選任につき同意を求める件につい
てであります、目下委員のうち、

伊 藤 俊 夫 君
後 藤 三 男 八 君

の両君が任期満了に伴いまして欠員となっておりますので、今回両君を再任いた
そうとするものでございます。

以上が提出案件の概要でございます。
よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長といたしまして、本委員
会に付託されました議案の審査経過並びに結果についてご報告申し上げます。本
委員会に付託せられました案件は、昭和三十五年度追加更正予算関係議案及び同
専決処分報告等の二十六件でありまして、去る十月十一日委員会が設置せられま
するや、直ちに委員会を開き正副委員長の互選を行いますとともに、これが
審査の方法等について協議いたしました結果各案件を各部所管ごとに分ち、逐次
審査を行なうこととしたし、翌十二日から各部所管ごとの質疑に入つた次第であ
ります。

166	141	137	136	128	118	97	87	74	70	64	61	60	39	407	406
十勝管内におけるてん菜耕作振興の件	由仁町にてん菜糖工場設置の件	本別町にてん菜糖工場設置の件	斜里町に道立馬鈴しよ原種農場設置の件	江部乙町空知園芸試験地の道立移管の件	農業試験場空知支場に園芸部門併置の件	甜菜耕作の振興及び甜菜精糖工場新設の件	浦幌町に大阪甜菜精糖工場設置の件	芽室町に名古屋甜菜精糖工場設置の件	由仁町に芝浦精糖工場設置の件	清水町に甜菜製糖工場設置の件	富良野町に甜菜製糖工場新設の件	甜菜糖工場建設計画再検討の件	甜菜耕作奨励対策の件	北日本競輪研究会の転業に対し助成の件	北海道競輪社競輪研報社の転業に対し助成の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	農 務	同	同

すなわち、十二日は林務部所管、十三日は商工部所管、十四日は労働部、民生部及び水産部の各所管、十五日は水産部の続行及び衛生部、土木部の各所管、十七日は建築部、農務部及び農地開拓部の各所管、十八日は公安委員会及び教育委員会の各所管、十九、二十日、二十一日及び二十二日は、総務部所管及び総括について質疑が行なわれ、二十二日をもつて全付託議案に対する一切の質疑を終結いたし、質疑終結と同時に各付託案件に対する意見調整のための各党の代表者間において、協議検討を重ね、更に昨日の委員会において慎重審議の結果、お手もとに配付の報告の通り結論を得た次第であります、この間委員各位には連日、慎重、且つ御熱心に審議を進められた次第で、そのご精勵に對しまして、衷心より敬意を表する次第であります。

ご承知の通り今回付託されました案件は昭和三十四年度決算の終了に伴う繰越金の増及び地方交付税の増額等現段階におきまして確定をみました一般財源及び国庫支出金等の特定収入を見合として、第一に、義務的経費で今回予算化を必要とするもの、第二として国庫支出金等の特定収入に伴う経費であつて、今回予算措置を要するもの、第三として前議会以後において新たに生じた事山により、緊急に措置を要するものを中心として概ね年度内に必要とする追加計上の措置をしようとする普通特別各会計を合せ総額十六億七千六百二十四万円に上る追加更正予算とこれに付随する起債及び出資等にかかる重要な案件でありますところから、これらの予算案を中心として当面緊急に解決をせまられている道政上の諸問題について委員各位と理事者側との間に熱心な論議がかわされた次第であります。

今、ここに各部所管ごとの質疑を通じ論議の対象となりました主なる点を申し上げます。

林務部所管におきましては、

治山事業の進捗状況と今後の事業量増大に伴う施行態勢、農地と林地競合調整のための協定事項に対する遵守の問題、開拓不用地返還に關連して、当該地を農家林並びに町村有林地として活用造成に対する見解、木材糖化工業に對し、製品販路の競合、開発公庫融資の見通し、低質広葉樹確保の見通し及び貿易自由化に伴う企業に与える影響、民有林並びに市町村有林に對する育成指導の強化対策及び補助造林の現況と将来に對する見通し、農家林造成の構想と今後の見通し及びイタリヤボブラ育成の現況とこれが植林に對する助成措置、道有林経営に關し、実績主義による林産物の処分並びに林務署所在地偏重等に對する是正対策、異常

426	393	392	391	380	257	367	366	333	331	269	251	250	249	248	169
道道幌加内旭川線中一部路線変更の件	苫前町地内町費河川チエボツナイ川を道費河川に認定の件	苫前町地内町道古丹別市街羽幌町中央間道路を道道に認定の件	苫前町地内町道古丹別市街苫前漁港間道路を道道に認定の件	幌別川を国費河川に認定要望の件	滝川、赤平、歌志内間道路を道道に認定の件	十勝地方ビート工場設置認可の件	芽室町に名古屋精糖十勝西部精糖工場設置促進の件	大樹町振別地区に国有貸付雌牛導入の件	清水町にホクレンてん菜製糖第二工場設置の件(外一件)	由仁町に芝浦製糖工場設置の件	幕別町に日新製糖工場設置の件	ホクレンてん菜製糖工場を十勝西北部地域に設置の件	十勝管内にホクレンてん菜製糖工場設置の件	美瑛町にてん菜製糖工場新設の件	十勝支庁に畜産課新設の件
同	同	同	同	同	建設	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

別荘及び天売、焼尻周辺を含む地域の道立公園指定に対する今後の見直し、森林組合の現状と不振組合の救済対策、牧野使用等に対し道有林地貸付の有無、木炭需要減に伴う転業対策等の諸問題。

商工部所管におきましては、

中小企業設備合理化事業に関連し、機械貸付会社の内容とこれが設立作業の進捗状況及び開発公庫よりの融資の見直し、青函間の輸送に関連し、釧路東京間の船社連帯輸送の早期実現の要望内容とその見直し及び補助航路に対する検討の意思及び旅客輸送増強対策、国鉄貨物集約化に対する見解及び今後における貨物輸送の円滑化、中小企業負債整理対策と新規中小企業者に対する融資措置、中小企業維持振興資金制度の運用状況、最近の消費物価値上りに対する状況の把握とその対策及び国への要請並びに中央卸売市場問題に対する調査内容、総合開発第三次五年計画との関連において本道の工業振興対策についての基本的な考え方、フルフルールの企業性と将来の市場の見直し、北海道信用保証協会の運営に關し追認保証限度額引き上げに対する道の見解、中小商工業者の事業税減税に対する道の見解小樽貿易館の利用状況と今後の指導方策及び貿易行政に対する道の方針等の諸問題。

労働部所管におきましては、

職業訓練所整備拡充計画の一環として、単科目職業訓練所の科目増設、訓練期間の延長及び職業訓練センター設置等に対する見解、失業対策事業における市町村財政負担増大に対する援助対策、公共事業費における労働賃金の査定基準、失業対策事業労働者に対する石炭手当支給の見直し、失業対策事業における副監督及び事務補助職員等の定数化とこれが予算措置、最低賃金法の作業の進捗状況、労働組合法第十七条の一般拘束規定に対する解釈等の諸問題。

民生部所管におきましては、

社会福祉法人室蘭盲聾寮の火災状況と応急対策の進捗状況、社会福祉館の建設内容と建設費の負担区分等の諸問題。

水産部所管におきましては、

本道における沿岸零細漁家の所得増加対策に伴う農耕及び家畜導入等兼業指導対策と土地取得の特認に対する考え方、中型機船底曳網漁業禁止区域拡大に関連し、中型底曳船の北洋転換対策並びに禁止区域拡大に対する部分計画の内容と計画推進の状況、中型底曳船転換対策に伴う転換選定基準及び漁船に対する金融措置

267	253	223	441	440	424	359	236	358	448	447	446	445	444	443	438
桂沢湖周辺地域を富良野、芦別道立公園に編入促進の件	市町村立定時制高等学校道立移管の件	松前町を道立自然公園に指定の件	留萌管内北部魚田におけるえび桁網漁業試験操業許可の件	留萌管内えび桁漁業許可の件	北方未開発魚田におけるえび試験操業許可の件	幌延漁業協同組合の電気導入にかかる負債に對し助成の件	函館無線漁業協同組合の単側波帯通信方式（SSB）送受信装置設置に對し道費補助の件	幌延開拓農業協同組合の電気導入にかかる負債に對し助成の件	町道沼田市街本通線道路舗装工事に對し助成の件	永山町東鷹栖村地内道道東鷹栖神楽線中三線十三号より永山町一番道路間の舗装工事施行の件	道道鷹栖神楽線中旭永橋を永久橋に架換の件	風連町地内フーレベツ川局部改修工事施行の件	風連町地内道道添牛内風連線道路改良施行の件	風連町地内道道添牛内風連線架設瑞生橋架換工事施行の件	比布村地内村道比布停車場線を道道に認定の件
同	同	文教林務	同	同	同	同	水産	農地開拓	同	同	同	同	同	同	同

と漁獲物の鮮度保持施設並びに北洋における避難港の設置、北洋さけ、ます問題に關連し、今後における日ソ友好提携促進に対する見解、台風十四号及び十五号災害及びチリ地震津波災害による共同利用船の建造状況並びにこれが予算措置、漁業協同組合の整理統合計画及び助成措置、北海道漁業協同組合指導連合会の早期設立に対する見解、帆立貝増殖計画と国庫補助の見通し、魚田開発に伴い帆延、豊富沿岸地域入植の引揚漁民に対し農耕兼業対策の促進、漁業協同組合整備促進並びに漁家負債整理の推進対策等の諸問題。

衛生部所管におきましては、

赤字再建団体における、し尿消化槽建設に対する道費補助の見解、クリーニング料、埋焼料等値上げに対する道の方針と公聴会の必要性、天売島及び焼尻島における衛生施設の整備充実に対する指導助成対策、衛生研究所の整備拡充計画に対する見解、食品衛生監視員の適正配置と増員に対する考え方、へき地離島における隔離病舎設置に対する方針、公害対策委員会設置の状況等の諸問題。

土木部所管におきましては、

道道の修理補修と緊急事態発生に伴う整備及び予算措置、石狩川汚水に伴う補償問題と今後における河川汚水防除の指導対策、港湾管理の合理化推進対策、離島における航路及び道路整備に対する助成方針、土木現業所出張所の配置等の必要性、芦別、富良野間道路除雪整備計画の早期実現対策、堤防敷地料の値上げ理由等の諸問題。

建築部所管におきましては、

低家賃住宅対策及び助成措置並びに建設計画の見通し。

農務部所管におきましては、

低位農漁家に対する畜産振興対策と予算措置方針、学校給食用の牛乳供給事業に対する補助打ち切り及びこれが継続実施の見通し、本道水産の品質改善についての具体策及び米の統制撤廃等の事態が生じた場合における対策と農業試験場の在り方、国有貸付牛の貸付地域及び貸付方針の再検討の問題、農林漁業基本問題審議会の審議構想内容と農民の所得倍增計画に対する見解、貿易自由化により大豆の増産計画に及ぼす影響とこれが対策、一千億減税計画に關連して農家における負担軽減対策、牛馬等を家畜税の課税客体とすることは是非等の諸問題。

農地開拓部所管におきましては、

開拓農協の財務整理進行状況とこれに対する予算措置、沿岸漁家の農地取得に

436	道立月寒高等学校の学級増設の件	同
433	道立室蘭清水丘高等学校移転改築の件	同
396	公立小中学校教職員適正配置の件	同
374	札幌市に公立高等学校増設の件	同
363	道立砂川南及び砂川北高等学校の学級増実現の件	同
344	根室管内の森林区増設並びに林業改良指導員増員の件	同
335	札幌市に道立高等学校新設の件	同
302	岩見沢市に北海道青年の家設置の件	同

ついてあい路となつてゐる農地法の改正に対する見解及びこの問題に対する水産部、農地開拓部との連携状況、道営小規模土地改良事業費の追加予算の内容、既存農家の再入植に対する考え方及びその入植状況、基本営農類型、地帯別、開拓可能面積及び入植戸数の目標並びに今年度入植計画の進捗状況、五の沢溜池の堤防崩壊の原因、復旧に際しての地元負担の有無及び来年度の営農に及ぼす影響とその対策、林地開拓地についての競合問題に対する見解とその調整対策等の諸問題。

公安委員会所管におきましては、

本道右翼の実態及び炭鉱争議等における暴力団の行動と右翼との関係並びにこれら暴力団取締り体制確立の問題、選挙事前運動取締りに対する見解とその対策、破防法による公安調査官との情報交換の実績、河川のさけ、ます密漁の現況と取締り強化対策、警官に対する超過勤務手当支給の現況等の諸問題。

教育委員会所管におきましては、

修学旅行付添旅費に關し、知事との折衝經過、半額予算措置了承の理由、不足

分に対する予算措置の見直し等、PTA公費負担軽減に関連する諸対策、高等学校指導要綱に基づくその指導方針、市町村立定時制高等学校の道立移管に対する見解と農村の定時制高校に職業課程設置並びに季節授業に対する方針及び定時制における学校給食の普及対策、へき地及び離島における教員の適正配置、待遇改善、教員住宅増設、旅費の増額、学校電化促進等へき地教育振興の諸対策、小中学校における給食普及の現況と今後の見直し及び給食用牛乳代の国庫補助打ち切りに伴う対策並びに農務部との連携、小規模小中学校の統合指導方針、中央青年の家設置に対する見解等の諸問題。

総務部所管及び総括質疑におきましては、

所得税減税に伴う事業税えのはねかえりに対する減収補填措置及び固定資産の適正評価に対する見解並びに建築物の評価換に対する行政指導の早解、総合開発第二次五カ年計画遂行に対する基本的考え方、これが推進のための知事の執行態度、計画年次内における残事業量の消化の見直しと消化し得ない場合における第三次計画との関連、第三次総合開発計画の立案時期とその構想及び知事の諮問機関たる道開発委員会の要望事項に対する消の態度、北海道減税に対する実現の見直しとこれが作業の進捗状況、農漁家負債整理の実現方策と寒地農業確立に対する今後の基本構想、開発公共事業関係の補助率引き上げ実現に対する見直し、青函トンネル早期実現に対する具体的方策、電力料金の低下実現に対する隘路除去に関する対策、総合開発計画の一環たる未開発地域における文化厚生施設の整備拡充に対する構想とこれが推進方策、離島並びに沿岸低位経済漁家振興対策の構想とその進捗状況及び予算措置の考え、北海道農地開発協会解散の理由及びこれに代わる新組織結成についての構想、室蘭工大短期大学部施設促進則成会その他の種別成会に対する補助金交付の根拠及び補助額決定の積累基礎、都市密集地帯等の火災による人命損傷に対し建築基準法等の立前からの種災害防除指導対策の確立、児童福祉司、身体障害者福祉司等に対する特殊勤務手当の支給方法に対する考え方、道職員人事異動に伴う住宅対策、国費職員の身分安定対策、道職員給与改訂に關し、道人事委員会勧告の時期、その内容、勧告の遅れている理由、医療職第二表、第三表該当職員に対する検討の有無及び改訂に關する調査検討の状況、総合開発第三次計画策定にあたり港湾整備計画に対する消の態度、公害対策事務の一本化対策、農家に対する課税の適正化に關し、固定資産税における農地の評価替えに対する見解とその対策、ここに關連して、牛馬に対する家畜税の

課税に対する是非の見解、道道整備に対する対策と予算措置、国民年金制度実施に伴い国民年金法の不合理改善に対する見解、小児マヒ罹患者に対する助成措置及び後遺症治療施設の設置並びに多発地域の防疫指導対策、固定資産税課率引き下げに關し、市町村の自主的財源との関係及び減収補てん対策、北電における固定資産税減収分を電力料金低下及び農漁村電化施設改善等に寄与せしむる方途の問題、知事公約の北海道減税実現に対する確信の有無、石炭企業合理化に伴う将来の見直しと石炭需要の現況及び炭鉱離職者転換対策、統制廃止決定のその後における経緯、国民所得増進計画に關連し、農業所得増進の具体的方策、農家負債整理対策に關連し、自創資金の条件緩和と推進対策、北海道木材糖化工業株式会社に対する知事の考え方と開発庁及び開発金融公庫に対する折衝経過並びにこれが融資に対する見直し、事業税に対する基本的な考え方と減税実施の意向、土木現業所と支庁統合に關し、これが問題の経過、当事者たる土木部の意向及びこれに対する行政調査小委員会の結論に対する見解、修学旅行付添旅費に關し、議決前これが旅費の予算令達に対する見解並びに前議會の予算特別委員長報告における修学旅行付添旅費の必要相当額予算化要請に対する知事の受け取り方と今回の予算措置との関係等々

の現下道政上緊要なる諸問題をめぐって活発な論議がかわされた次第であります。しかし、前にも申し上げましたとおり付託案件に対する意見の調整をはかりましたため各党代表者においてさらに慎重な検討を進め、できるだけ各党一致の線を見出すべく努力いたしましたのでありますが、ついに一致を見るに至らず、昨日の委員会において議案第一号に対し地方交付税等の増収を見合として修学旅行付添旅費を増額せんとする修正動議が提出せられたのでありますが採決の結果少数をもつて否決され原案のとおり可決された次第であります。

なお、審議の過程において問題となりました給与改訂についてはすみやかにこれが実施の措置を講ずべきであるとの付帯決議を付すべしとの動議が出され、全会一致をもつてこれを決定した次第でありまして、付帯決議の内容を申し上げます。

公務員の給与改訂について国家公務員に対しては、既に人事院勧告が行なわれ目下政府はその実施について準備中であるが、道職員についてはいまだ人事委員会勧告もなされていないことは遺憾である。

以上のとおりであります。

次に残余の議案につきまして、本委員会議決の要点を申し上げますと議案第二

以上、本委員会付託案件の審査経過とその結果を申し上げ私の報告を終わります。

意見案第一号

〔昭和35・10・11原案可決〕

昭和三十五年十月十一日

同

中山信一郎

大島三郎

道下美作

森川清

塚
田
庄
平

天谷平信

時田余吉

意見案第一号

青函隧道建設促進に関する要望意見書

(理由)

津輕海峡連絡鉄道路線の必要性については、北海道、本州間の輸送強化の見地からは勿論、国土総合開発の一環たる北海道、東北開発の進展に裨益し、延いてはわが国産業経済進展の上に大きく寄与するものであり、まさに国家的緊要事業と言われなければならない。

しかして、その建設構想は、遠く二十有余年にさかのぼり、昭和二十八年鉄道敷設法に追加されてからは、国鉄当局のたゆまざる調査により、昭和三十一年工期十年以内、工費約六百億円をもつて本線沿掘さくの可能性であることが明らかにされ、衆議院においても、その必要性を認め昭和三十三年第二十六国会において「青函隧道実現に関する決議」が行われるに至つた。

本議会においても、また、かねてより北海清總合開発上の緊急要件として取上げ、これが早期着工について強く要請してきたところであるが、未だ実現の段階に至っていないことは最近の輸送需要の実態からも誠に憂慮に堪えないところである。

即ち、本道本州間の輸送事情は、開港の進展に伴い、旅客、貨物共に年々増加の一途を辿り、特に青函連絡航送は、今後、益々その傾向が増大して昭和四十五年に至つては、上り便のみについて見ても、旅客數二百万人余、貨物三百九十萬トンと飛躍的増進が想定され、青函間輸送増強対策は焦眉の問題とされ、津軽海峡連絡鉄道の早期実現に強い期待が懸けられるに至つた。

よつて、国策として本隧道の早期実現を図るため、内閣に「青函隧道建設調査会」(仮称)を設置し、国家的観点から強力にこれが実現を推進せられるとともに、本隧道建設調査の一環として、本州側、北海道側の堅坑及び試掘隧道開さく等をすみやかに実施されるよう特段の措置を強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和
年
月
日

大	內閣
運	總
輪	理
大	大
臣	臣

北海道議会議長 徳中祐満

參議院議長	衆議院議長	國有鐵道東北支社長	國有鐵道盛岡工務局長	國有鐵道北海道支社長	國有鐵道札幌工務局長	日本國有鐵道總裁	北海道開發局長	北海道的長官	經濟企画庁長官	通商産業大臣
-------	-------	-----------	------------	------------	------------	----------	---------	--------	---------	--------

各通
（国会には請願書、行政庁以外は陳情書として提出する。）

意見案第二号

北海道における開発公共補助事業の補助率引上げに
関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月十一日

提出者

北海道議會議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北海道議會議員	
蒔田余吉	松平武一	天谷平信	荒瀬哲夫	塚川庄平	森田益清	太田幸夫	笠井美作	道下政一	岩本新太郎	福島三郎	中山信一郎	吉田定次郎	佐々木利雄

（理由）

北海道における畑地の要土地改良面積約六十万町歩の内、二十町歩未満の地区はその三二%を占めているが、これらの地区における農家の多くは、土地条件の劣悪な中下層農家であるため、経営安定には土地条件の整備が先決であるにもかかわらず弱少な負担力から、これを実施し得ず、且つ、小困地なるが故に国庫補助の恩恵にも浴することなく、補助対象地区農家と比較した場合、著しく均衡を失しその差を益々増大せしめている。

よつて、政府はこれ等農家の実態に鑑み、その経営合理化を図るため寒地農業振興対策の一環として、頭書の小規模土地改良事業を国費補助の対象として取上げ、六割補助の措置をもつて、これが促進を図られるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
北海道開発庁長官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第四号

畑地土地改良事業の推進に関する要望意見書

（昭和35・10・25原案可決）

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者

北海道議會議員

堀 田 毅	黒 松 秀 夫	森 春 一	久 米 義 満	大 石 利 雄	尾 崎 正 啓	橋 本 正 啓
同	同	同	同	同	同	同

意見案第四号

北海道議會議長 徳 中 祐 満

畑地土地改良事業の推進に関する要望意見書

一 北海道農業の振興と確立のため、畑地に対する土地改良事業を一層促進するよう畑地土地改良事業の国庫補助率を次のように上げるとともに予算額を大中に拡大されたい。

（現行補助率と引上げ要望補助率）

事業種目	現行補助率	要望補助率	摘 要
土壌侵蝕防止事業	五割	八割	摘
団体営土地改良事業	四割五分	六割	明渠排水、暗渠排水、客土、農道

（理由）

北海道における畑作は、その面積七〇余万町歩、耕地面積の七八%を占め、畑作主体農家は総農家二三万戸の七〇%に及び、北海道農業のなかで極めて重要な位置を占めている。

しかしながら北海道の畑作地域は一般に気候、地形、土壌ともに劣悪で地力も低く、農業振興上土地改良事業の拡充強化は極めて緊要であるが、従来畑地に対する事業は甚だ僅少で著しく立ち遅れており、畑作経営の安定をますます遅滞せしめているので今後積極的な推進が必要である。

特に国内甘味資源自給力強化総合対策に伴うてん菜増産計画は、北海道の畑作振興上極めて重要な意義を有しており、この計画達成のためにも土地条件整備の基本として土地改良事業の促進は緊要であり、予算枠を大中に拡大する必要がある。

また従来、畑作土地改良事業が立ち遅れている要因として、低位生活、不良土壌に立地する畑作農家の経済的弱体性による固定化負債の重圧と、各種の土

内閣総理大臣
農林大臣
大蔵大臣
衆議院議長
参議院議長
北海道議会議長 徳中祐満

意見案第六号
北海道産色豆類の生産流通対策に関する要望意見書
(昭和35・10・25原案可決)

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者 北海道議会議員 二瓶 栄 菅

同 桶谷 利男
同 笠井 幸衛
同 蒔田 余吉
同 堀野 豊夫
同 樋口 哲男
同 石畑 久成
同 高橋 賢一
同 岡崎 光三
同 菅田 邦夫
同 渡部 勇雄
同 岡田 義雄

北海道議会議長 徳中祐満殿
意見案第六号

北海道産色豆類の生産流通対策に関する要望意見書

北海道産色豆類の生産、流通並びに消費の安定をはかるため、左記事項の早期実現措置について配意願いたい。

記

一 道産色豆類の生産対策については、道産大豆の生産改善対策の中に含めて諸方策を講ずるはもとより、特に本道における農業経営の特質を考慮し、農家所

得を増大するため、次の措置を講ずること。

- (一) 色豆類の試験、研究の促進
- (二) 色豆類の生産基盤整備のための土地改良事業の強化
- (三) 色豆類の生産技術の改善及び採種体系の充実
- (四) 色豆類の乾燥、粒選及び貯蔵施設の整備

二 前項の生産対策により海外雑豆類に対抗できる態勢が確立するまでは、道産色豆類の価格安定をはかるため、従来どおり外貨割当制による輸入調整及び関税率の引き上げ並びに輸出振興方策等の措置を講ずること。

(理由)

北海道における豆類は、畑作面積の約三〇%を占め、中でも色豆類の国内生産地としての占める地位はきわめて高いが、最近海外雑豆類の輸入増加に伴ない、道産色豆類の円滑なる流通と価格の安定が期しがたい状態となり、本道畑作農家の経済上大なる支障を与えている。

従つて、今後は計画的に国内の需給に見合う豆類の生産調整を行なうとともに、価格の対策として、生産者の自由協同販売に必要な資金として、道の財政資金を貸付し、価格の安定をはかりつつあるが、これが需給と価格の安定は、海外雑豆類の輸入事情等による影響がきわめて顕著であり、まことに憂慮にたえない。

よつて、国においては、道産色豆類の生産、流通並びに消費の安定をはかる観点から、頭書の諸事項を早急に措置され、もつて、本道産色豆類の生産、流通並びに消費の安定をはかれるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳中祐満

内閣総理大臣
農林大臣
大蔵大臣
衆議院議長
参議院議長
各通(国会には諸願書として提出する。)

意見案第七号

(昭和35・10・25 原案可決)

北海道におけるのねずみ駆除対策に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者 北海道議會議員

大	山	岩	齋	神	林	池	堀	山	湯	塚
沢	元	本	藤	部		田		下	田	田
重	ミ	政	幹	俊	利	金	重	策	倉	庄
太	ヨ	一	正	郎	博	助	平	雄	治	平

北海道議會議長 徳 中 祐 満

意見案第七号

北海道におけるのねずみ駆除対策に関する要望意見書

近時、北海道の人工造林地におけるのねずみの異常発生に伴い森林資源の維持培養と民有林の振興上これが対策は、寸刻を争う緊急事となつていので、特に、本年度植雪前の薬剤撒布及び再造林に対する補助金の増額等の措置を早急に講ぜられ、とともに被害が予想される幼令造林地のうち八万町歩に対し、薬剤撒布に要する補助予算の確保及びのねずみ発生消長調査による駆除態勢の強化、防溝溝設置に対する国庫補助金の制度化等一連の恒久措置を講ぜられたい。

(理 由)

北海道における森林資源の生産増強対策として、林力増強計画を樹立し、これが計画の推進に伴い民有林においては過去十カ年前に約三十万町歩に及び植栽面積を保有するに至つてゐるが、本道における造林樹種の大半を占めるカラ松は成長の早い反面のねずみの喰害を受けやすく、今後林力増強計画の実施により造林面積が拡大されることに伴つて、その被害もまた増大する傾向にあ

るため、本道の森林資源維持培養の見地から甚だ憂慮される実情におかれてい

る。特に昨年は、冬期間高湿の気象条件によつて、のねずみの異常的発生を生じたため早急に被害防除対策を講じたにもかかわらず、三十三年度の約六倍の被害を生じ、従来ほとんど被害が現われなかつた高令級カラマツ造林地やトドマツ、グイマツ造林地等にも被害が及び、又、季節的にも夏から秋にかけての被害多発ということも従来と異つた被害状況であるため、これが対策に苦慮したところであるが、本年においても春以来のねずみの発生状況は昨年に近い傾向を示し、今後再び大被害を招来する危険な状況におかれてゐるため、これが対策の確立は急務となつてゐる。

よつて、政府においては幼令造林地のうち、激害を予想される危険林分を対象に植雪前の薬剤撒布並びに昨年の激害造林地の再造林に対する補助金の増額等の緊急措置を早急に講ぜられ、ともに、更に、カラマツを主体とする民有林の資源に対し喰害を受け易い植栽後十年までの造林地のうち最も危険を予想される八万町歩の薬剤撒布に対する国庫補助予算の経常的措置及び防除の効果を期するため、発生消長調査の強化拡充に対する助成並びに造林地周辺からの不断の侵入を防止するため、造林地周辺の防溝溝設置に対する補助の制度化等のねずみ駆除に対する一連の総合的対策を講ぜられ、もつて森林資源の生産増強をはかられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議會議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
林 野 庁 長 官
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通(国会には請願書として提出する。)

意見案第八号 (昭和35・10・25 原案可決)

北海道における海岸侵食防止対策促進に関する

要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十三年十月二十四日

提出者 北海道議會議員 伊藤 弘

同 西島 順三

同 藤枝 義見

同 奥野 善造

同 岩田 徳治

同 荒井 哲夫

同 速藤 英吉

同 池田 信孝

同 奈良 敬藏

同 坂下 堯

同 坂下 重雄

同 竹内 雄

北海道議會議長 徳中 祐満

意見案第八号

北海道における海岸侵食防止対策促進に関する

要望意見書

北海道における総合開発の促進と民生安定を期するため、海岸侵食防止に対する根本的対策を樹立せられるとともに、海岸保全事業の促進を図るため左記の措置を講ぜられたい。

記

- 一 海岸保全事業（一般海岸、漁港、港湾、農地）予算を大幅に増額すること。
 - 二 緊急度を国土保全の見地よりする比較的大規模の海岸保全施設については、全額国庫負担により事業を実施するよう関係法令を改正すること。
 - 三 その他、高潮対策、侵食対策、局部改良等一般保全事業に対する国庫補助率についても相当程度引上げるよう関係法令を改正すること。
- （理由）

北海道における周辺海岸線は延長約二千八百キロメートル、この内海岸保全

区域に指定されているものは千九百キロメートル、この区域内においても民生安定、産業開発の促進上保全施設を必要とする箇所は約三百五十箇所、延長約三百四十三キロメートルに及びこれに要する費用も約二百五十六億円となっているが、さらに、最も緊急施行を必要とする箇所は、

建設省所管（一般海岸）

約百箇所、延長約四十三キロメートル、所要経費約三十億円。

運輸省所管（港湾区域内）

約十八箇所、延長約十一キロメートル、所要経費約九億円。

農林省所管（漁港区域内及び農地）

約五十三箇所、延長約二十キロメートル所要経費約十四億円。

とそれぞれ多額の工費を必要とするにもかかわらず、昭和二十五年海岸保全事業が実施されてから現在までに投入された事業費は僅かに五億円、施行延長二十五キロメートルに満たない実情であり、緊急対策を必要とする沿岸住民の生活安定に深刻な影響を与えている。

しかも本道は開発途上にあつて、道、市町村の財政基盤は脆弱であるのに諸種の事業は累積し、これら緊要な海岸侵食防止事業に対する財政投資も容易でなく国土保全、民生安定上まことに憂慮に堪えないものがある。

よつて政府は、本道の実情を認め、海岸保全事業（一般海岸、漁港、港湾）予算の中な増額を図られるとともに、本道の特殊性にかんがみ、緊急度と国土保全の見地より比較的大規模の海岸保全施設については、河川法同様、全額国庫負担による事業を実施し、その他一般海岸保全事業（高潮対策侵食対策、局部改良等の事業）費についても国庫補助率の引上げを行い得るよう関係法令を改正し、本道海岸侵食防止対策の早期実現を図られるよう強く要望する。

右地方第九十九条第二項の規定にり提出する。

昭和 年 月 日

北海道議會議長 徳中 祐満

内閣総理大臣
建設大臣
大蔵大臣
農林大臣
運輸大臣
各通（国会には願書として提出する。）

北海道開発庁長官
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

意見案第九号

(昭和35・10・25 原案可決)

北海道における治水砂防並びに地すべり防止事業の促進に関する要望意見書

右の議案を別紙の通り提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者

北海道議会議員

伊藤弘	西島順三	奥野善造	藤枝義見	岩田徳治	荒瀬哲夫	遠藤英吉	池田信孝	奈良敬蔵	坂下堯	竹内重雄
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

北海道議会議長 徳中祐満殿

意見案第九号

北海道における治水砂防並びに地すべり防止事業の促進に関する要望意見書

北海道における治水砂防並びに地すべり防止事業の促進を図るため、治水砂防並びに地すべり防止事業に対し左記の措置を講ぜられたい。

記

一 直轄河川上流地域の砂防事業については、関連事業として河川改修事業と同様全額国庫負担により事業を実施するよう関係法令を改正すること。

二 通常砂防事業、河川関連地すべり事業及び地すべり事業に対する国庫補助率

についても相当程度引上げるよう関係法令を改正すること。
(理由)

北海道における河川は大小二千三百余、流域には百三十万町歩の農耕適地を有しているが、その多くが未改修の原始河川であるため、戦時中の乱伐による森林荒廃等に起因し、土砂礫の流出、地すべり等、降雨、融雪時における被害は、年々増大している実情であつてこれら災害防除のための治水対策就中河川改修及び砂防事業の促進は焦眉の急務とされている。

しかし本道におけるこれ等砂防事業は他府県に比しその歴史が浅く従つてその実績も極めて低いところから今後の事業量は膨大なものがあつて開発途上にあつて、道、市町村の財政基盤は脆弱であるのに、諸種の事業は累積し治水砂防事業等に対する財政投資は容易でなく、災害防止まことに憂慮に堪えないものがある。

よつて政府は、本道の特殊性と治水砂防事業の実態に鑑み、直轄河川改修事業と同様、直轄河川の上流にある砂防事業については全額国庫負担をもつて実施され且つその他の治水砂防事業(通常砂防、河川関連地すべり、地すべり等の事業)に対する国庫補助率の引上げを行うよう関係法令を改正の上事業の拡大を図りもつて道民生活安定向上を期せられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳中祐満

内閣総理大臣

建設大臣

大蔵大臣

各通(国会には請願書として提出する。)

北海道開発庁長官
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

意見案第十号

(昭和35・10・25 原案可決)

失業対策事業費国庫補助率の引き上げに関する

要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

大久保 和 男

同 大島三郎

失業対策事業費国庫補助率の引き上げに関する

失業対策事業に要する地方自治体の支出額は、失業者吸収規模の増大に伴ない、遂年増高の一途をたどっているが、特に、開発途上にある本道の各市町村財政においては、失業対策事業に要する財政負担能力はその限界に達し、本事業の運営上憂慮されている実情にあるので、失業対策事業に対する地方財政の負担軽減をはかるため、すみやかに左記事項の実現を期せられるよう特段の措置を講ぜられたい。

一 労力費の補助率を五分の四に引き上げること。

- 二 事務費の単価を大幅に引き上げ、補助率を五分の四に引き上げるとともに用地買収費、物件補償費等の間接経費をも補助対象とすること。
- 三 資材費補助の対象を拡大し、補助率を五分の四に引き上げること。

失業対策事業は、失業者に対し、一般産業に復帰するまで一時的に就業の機

会を与え、その生活を維持せしめることを主たる目的としているところであるが、現行緊急失業対策法制定後十年を経過した今日においても、一時的救済措置を受けるべき失業者は依然として一般労働市場に復帰できず、そのほとんどが失業対策事業に定着化し、職業化するとともに、その数も増加の傾向にあるため、失業者吸収規模の増大に伴ない、地方自治体の本事業に対する財政負担も逐年増加の趨勢におかれている。

しかして、開発途上にあり、加えて、積雪寒冷地帯である本道各市町村においては、開発事業費に対する地元負担のほか、本事業においても、労務者の集会所及び休憩施設等の暖房用燃料を初め、これが付帯施設の設備等、冬季失業対策事業運営上絶対不可欠な間接的諸経費の支出により、その負担能力も限界に達しているが、さらに、今後における失業情勢の悪化、あるいは事業現場の遠隔地移行等の傾向を考慮するとき、地方財政に与える重圧は大きく、今後の失業対策事業運営上の重要課題として、これが対策の確立は急務とされている。

よつて、国においては、失業対策事業に対する地方財政の負担軽減を図かるため、すみやかに頭書各事項の実現を期せられるよう特段の措置を講ぜられたものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和
年
月
日

北海道議会議長 徳中祐満

内閣総理大臣
大蔵大臣
労働大臣
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第十一号

〔昭和35・10・25原案可決〕

急性灰白髄炎恒久対策並びに公費負担に関する

要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者 北海道議會議員 福島 新太郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

吉 深 竹 千 太 水 渡 熊 中 松

田 山 村 葉 田 島 辺 谷 野 尾

定 和 マ 軍 益 ヒ 不 与 三

次 郎 園 ヤ 治 夫 サ 浩 夫 作 良

急性灰白髄炎恒久対策並びに公費負担に関する

北海道における急性灰白髄炎の爆発的蔓延と、今なお終息を見ないその後の経緯にかんがみ、次の恒久対策及び公費負担の助成措置にそつて特段の配意を願いたい。

一 急性灰白髄炎發生關係自治体に対する財源附与。

二 罹患者に対する医療費補助。

三 後遺症治療施設の設置。

四 予防薬、治療薬に対する諸施策の実施。

今夏本道に発生した急性灰白髄炎は、全道民挙げての防疫対策強化も空しく爆発的に蔓延し、十月十九日現在罹患者の数は既に一、五二二名内死亡者一〇二名を出すに至つた。

本議会はさきにこの事態にかんがみ当面の防疫対策並びに育成医療費補助等の措置について善処方要請して参つたが、今なお、その終息を見ず、蔓延の途上にあり関係住民を恐怖の中におとし入れているが、関係自治体においても不時の防疫費の支出により年間計画事業の遂行に重大なる影響をもたらし、一方

罹患者家庭においても多額の出費により家庭経済に相当の重圧を加え、誠に憂慮される実情にある。

よつて、政府はその後のこれ等経緯の実態にかんがみ、関係自治体に対しては特別交付税による財源を附与されるとともに、集団発生地に緊急接種されたた予防接種の費用について臨時予防接種に準じた措置を取り、育成医療補助の途を講ぜられ、同時に併せて後遺症治療施設の設置及び最近の予防医薬の飛躍的発展の現況にかんがみ、欧米各国の予防薬をとり入れ、且つ、国内生産に積極的な対策を樹立され、特に本道に対しては要所の予防特別指定地区を制定し予防に万全の措置を講ぜられるよう重ねて強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議會議長
德中祐満

内閣總理大臣
大藏大臣
厚生大臣
衆議院議長
參議院議長

各通（国会には諸願書として提出する。）

昭和35・10・25原案可決

在日朝鮮人帰国協定期間延長に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者 北海道議會議員

同	同	同	同	同	同	同	同	北海道議會議員
千	竹	太	水	渡	熊	中	松	福
葉	村	田	島	辺	谷	野	尾	島
軍	マ	益	ヒ		不	与	三	新
治	ヤ	夫	サ	浩	二	作	良	太
					夫			郎

同 同 深 山 和 園
吉 田 定 次 郎
北海道議會議長 德 中 祐 滿 殿

意見案第十二号

在日朝鮮人帰国協定期間延長に関する要望意見書

在日朝鮮人の帰国協定期間延長をめぐり不幸にも決裂状態にある日朝赤十字社会談の現状は尚に遺憾に堪えないところである。
政府はすみやかに日朝赤十字社会談を再開し円満なる妥結をはかり帰還業務促進のため適切な措置をとられるよう強く要望する。

(理由)

在日朝鮮人の帰国に関する現協定は昨年八月人道主義の原則にたつて日朝両赤十字社間において締結されたものであり今日まですでに四万余人の朝鮮人が日本国民の友情に感激しつつ帰還協定に基いて無事に帰国したことは人道上の大きな成果として喜びに堪えないところである。
しかるに今回帰国協定期間延長をめぐり日朝赤十字社会談が成立するに至らなかったことは遺憾に堪えないところである。

新潟会談における両赤十字社の意見は窮極的において不一致とは考えられず大局的見地に立てば自ら妥結点が見い出されるものと信するのでこの際すみやかに両者の会談再開を図り引続き帰国希望者が帰国できるよう切望する。

本道においてもすでに千百十四人の帰還者を送ったがなお多数の帰国希望者がおり等しく政府の善処に期待を寄せつつも不安と焦燥の毎日を通して政府はこの不幸な事態をすみやかに打開するため適切な措置をとられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議會議長 德 中 祐 滿

内閣総理大臣
外務大臣
厚生大臣
衆議院議長
参議院議長

各通 (国会には請願書として提出する。)

意見案第十三号

農業基本法制定に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者 北海道議會議員

二 瓶 栄 吾
喃 谷 利 男
笠 井 幸 衛
蔭 田 余 吉
堀 野 豊 夫
石 畑 久 成
樋 口 哲 一
高 橋 賢 三
岡 崎 光 夫
菅 田 邦 夫
渡 部 勇 雄
岡 田 義 雄

北海道議會議長 德 中 祐 滿 殿

意見案第十三号

農業基本法制定に関する要望意見書

農業基本法の制定に当つては、わが国農業の生産構造の変革をはかり、経営の改善所得並びに生活水準の向上を通じて、国民経済の成長発展に寄与する国の措置が完全に実施されるよう左記事項について特段の配慮を願いたい。

記

- 一 農業従事者と非農業従事者の所得の均衡をはかるため、国の責任を明らかにすること。
- 二 責任ある長期農業計画を樹立すること。
- 三 構造改善の主軸となる土地対策については、総合的土地利用計画を樹立し、強力な推進をはかること。
- 四 農業協同組合の設立の理念に基づき、その合理的、かつ、健全なる成長を通じて農業経営の合理化をはかること。

- 五 生産の選択的拡大は、経営の安定が基調をなすべきであること。
- 六 地域の特長性を育成助長することに配慮すること。
- 七 国の責任において価格安定対策を確立すること。
- 八 農業計画の実施に必要な財政投融资を確保すること。
- 九 農政審議会の構成並びに運営に当つては、各層の意見が民主的に集約できる
ようにすること。

(理由)

政府は、農業の成長発展をはかり、農業従事者と非農業従事者の所得を均衡させるため、農業基本法を制定することとして検討されている模様であるが、法制定に当つては、まず、家族経営を基調とする立場に立つて経営の合理化を考へ、国の経済成長への強制的奉仕をしいられることなく、完全に独立自営の経営体として育成助長せしめるため、高度の土地利用計画を基とする構造の改革を主軸として、長期農業生産計画を策定し、国土利用による生産の公共性を尊重するとともに、生産基盤の造成、消流対策、価格対策等については、法の保護のもとに完全なる財政投融资が行なわれ、所得を均衡せしめ、もつて飛躍的な選択的拡大生産がなされ、生活、経営の安定を通じて、わが国経済発展に寄与せしめ得る主意のもとに立法措置せられたい。

なお、本道農業は、その主体が畑作並びに畜産であるため、適切な施策により高度な成長が期待されるのであるが、その反面、国際的商品作物が多いため、貿易自由化による影響を極めて鋭敏に受けやすい状況にあり、生産費の低減と商品価値の向上を中心とした体質改善の必要に迫られている。

よつて、本道の地域の特長性をも十分考慮の上、頭書の要望事項を完全に実施する措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
衆議院議長
参議院議長
各通(国会には請願書として提出する。)

意見案第十四号

(昭和25・10・25原案可決)

北海道農業安定のための開田並びに土地改良事業
に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者 北海道議会議員

堀 田	黒 松	大 石	橋 本	道 下	山 田	尾 崎	清 水	久 米	佐 々 木	森 原	福 原
秀 夫	利 雄	正 誉	美 作	動 勇	健 次	義 満	利 雄	春 一	章 成		

北海道議会議長 徳 中 祐 満殿
意見案第十四号

北海道農業安定のための開田並びに土地改良事業
に関する要望意見書

北海道の農業を振興し、農業経営の安定に必要な開田と土地改良事業を促進するよう特段の措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道は今日、十九万余町歩の水田を保有し十二万戸の水田農家の経営安定に少なからざる役割を果たしてきた。

しかるに最近、米の全国的な需給の見通し等から新規開田及び水田土地改良事業について消極的な意見が展開される結果、現在事業実施中のものは勿論事業計画中の関係農家及び開田により経営の改善を希求している農家に多大の不安を与えつつある。

よつて政府は本道、農家経営の実態に即し必要なる造田並びに水田土地改良事業を促進し、もつて農家経済の安定をはかられるよう特段の措置を要望する。右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長
徳中祐満

各通（国会には請願書として提出する。）

昭和35・10・25 原案可決

昭和三十五年一月二十四日

提出者 北海道議會議員

北海道議會議長 徳中祐満殿

同	同	同	同	同	同	同	北海 道議 會議員
橋本	岩田	原田	井野	佐野	津川	中本	杉野
清次郎	留吉	伊曾八	正揮	法幸	直一	信一郎	榮雄

郵便物遅配解消に関する要望意見書

郵便事業の公益性にかんがみ、これが遅配を解消し、本事業の合理的運営が期せられるよう郵便事業に従事する現行臨時職員制度を改め、すみやかに定員配置の適正措置を講ぜられたい。

理由

郵便事業は通信文化の根幹であり、国民大衆の日常生活に重大な影響をもつものであるが、最近における郵便事業の運行は必ずしも順調であるとはいい難く、全国的に見ても、特に都会地を中心として各地に遅滞を生じているが、このことは国民文化の向上、人口の増加更には通商産業の発展に伴つて激増する郵便物の増高に對し当該事業の施設並びに定員がこれに相伴わず取扱事業量の過重となつてゐることがその大きな原因となつてゐる。

とりわけ北海道における郵便事業の現状は、近時国家的施策として、農林工鉱業の開港進展に伴い、都市、郡部を問わず、通信量は増加の一途におかれ、ているにもかかわらず、郵便事業諸施設、就中、職員の設定配置の適正を欠くことにより、広大な地理的条件に、気象的条件も加え、郵便集配請負区ないしは隔日集配区、冬期臨時増区等の悪条件下にあることは郵便事業の公益性にかんがみ、甚だ遺憾であるとともに、これが根本的打開策として、現状に即した人員の適正配置が強く望まれている。

よつて、目においては、郵便事業における遅配を解消し、本事業の合理的運営を期せられるよう郵便事業に従事する現行臨時職員制度をすみやかに改訂し、定員配置の適正措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和
年
月
日

北海道議会議長 徳中祐満

内閣総理大臣
大蔵大臣
郵政大臣
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

〔昭和35・10・25原案可決〕

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十一年十月二十四日

提出者

北海道議會議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北海 道議 會議 員
五	大	森	村	古	高	池	宮	岡	千	伊	大
藤	島	川	本	沢	田	田	沢	嶋	葉	藤	久
義	三		政	泰	治		忠	保	大	作	和
正	郎	清	信	一	郎	穰	雄	二	郎	作	男

北海道議会議長 徳中祐満殿

北海道、本州間補助航路開設に関する要望意見書

北海道、本州間の貨客輸送量の増大に対する青函航路の輸送能力は、既にその限界に達し、本道産業の伸展に重大なる影響を及ぼしている実態にかんがみ、この際輸送力の増大を図るためすみやかに室蘭、八戸間ないし函館、大間等への補助航路を開設せられたい。

(理由)

北海道総合開発の進展に伴い、本道、本州間の旅客、貨物の交流は日を追つて増加し、特に青函連絡航路は今後ますますその傾向が増大し、昭和四十五年に至つては上り便についてみても旅客二百万人、貨物三百九十万市と飛躍的増高が想定され更に、農産物収穫期の秋冬期における貨物輸送、観光シーズン等における旅客の輸送については、輸送能力の限界をはるかに越え、例年多くの乗客残し、滞貨を招来せしめている状況である。

しかして、これが輸送の円滑化をはかるためには、青函間連絡航路運送回数の増加が必要とされるが、青函両港連絡施設は現在においても最大限に利用され、且つ増設の余地もなく、これが輸送力の強化は極めて至難な状態にある。

幸い、青函間輸送増強対策として青函隧道の建設計画が樹立され、強力に推進されようとしているが、本計画は工期のみにて十余年を要し、現在なお着工の段階に至つておらず、このさし迫つた輸送力の解決には悠遠なるものがあり、今にしてこれら滞役を一掃し、輸送力増大の措置を講じなければ本道産業の振興は勿論、民生安定にも重大な影響を与えることが憂慮される。

よつて、政府は青函隧道の早期着工を図る反面、室蘭、八戸間ないし函館、大間間等の補助航路を早急に開設し、差し迫れる輸送力の解決に万全を期せられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和
年
月
日

北海道議会議長 徳中祐満

參議院議長	衆議院議長	日本国有鉄道總裁	北海道的開發庁長官	通商産業大臣	運輸大臣	大藏大臣	內閣總理大臣
-------	-------	----------	-----------	--------	------	------	--------

各通（国会には請願書、行政庁以外に對しては陳情書とする。）

意見案第十七号

昭和35・10・25 否決

提出制国民年金制度の実施延期に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和二十五年十月二十四日

提出者

北海 道議 會議 員	同	同	同
中野	熊谷	渡辺	水島
与作	不二夫	浩	ヒサ

意見案第十七号

抛出制国民年金制度の実施延期に関する要望意見書

明年四月から実施せられる擬出制国民年金制については幾多改善を要するものがあり、現行法のまま施行することには道民各層から極めて強い反対の声が起りつつある実情にかんがみ、真に社会保障に値いする国民年金法の改正が行なわれらるまでには本制度の実施を延滞するよう強く要望する。

(理由)

明年四月より実施せられる抛出制国民年金に對し、道民各層より極めて強い反對の聲が起りつつあるにかかわらず、政府においてはこの声を無視して既定方針通り強行しようとしている。

今国民年金法を仔細に検討するとき、その内容において各般にわたり、尙幾多改善を要するものがあり、現行法のまま施行することは明らかに憲法に規定する老後保障の蹂りんであり全く容認でき難いものがある。

よつて、拠出制国民年金制の各項にわたり、国民世論に耳をかたむけ、真に、社会保障に値いする国民年金法の改正が行なわれるまでは、本制度の実施期日を延期するよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳中 祐満

内閣総理大臣
大蔵大臣
厚大臣
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第十八号

(昭和35・10・25原案可決)

提出制国民年金制度に対する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者 北海道議會議員 福島新太郎

同
松
尾
三
良

同
深
山
和
園

同
竹
村
マ
ヤ

同	千	渠	軍	治
---	---	---	---	---

[illegible]

同
池
田
信
光

北海道議会議長 徳中祐満殿

意見案第十八号

提出制国民年金制度に対する要望意見書

拠出制国民年金は国民の所得保障確立を図る画期的制度として強力に推進すべきであるが、その実施にあたり、なお検討せられるべき問題があるので、左記事項の実現について格段の配意を願いたい。

כח

一 保険料の掛け捨てを防止するため死亡一時金を支給すること。

二 老令年金の繰り上げ支給として六十歳から受給を希望する者については減額年金を支給すること。

三 障害年金、母子年金等の受給資格期間を短縮すること。

四 積立金については被保険者の利益のために運用する方途を講じ社会福祉その

他国民生活に直結する分野に還元する方途をすみやかに確立すること。

(理由)

近代福祉国家として欠くことのできない社会保障制度の一大支柱として国民年金法が制定され、無拠出の福祉年金については既に実施され、拠出制年金については明年度から実施の運びとなつてゐるが、このことはわが国社会保障制度の画期的前進であり、その躍進が期待される。

しかしながら、その内容については、積立金の運用、保険料の掛け捨て防止及び老令年金支給方法等国民感情に合致しないものがあり、改善を要する諸点を包蔵しており、本制度の伸長を図るためにも急速にこれが整備改善を行なう要緊の要務と認められる。

よつて、政府は、国民の強い要請に応え、明年度完全実施を前に頭書の諸事

項を充分勘案せられ、早急にこれが整備改善の措置を講じ、本制度の円滑なる実施を期するよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
大蔵大臣
厚生大臣
衆議院議長
参議院議長
各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第十九号

テロ行為等暴力追放に関する要望意見書

（昭和35・10・25撤回）

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者 北海道議会議員

山田 勤	岡田 義雄	塚田 庄平	斎藤 正志	渡辺 浩	中野 与作	佐野 法幸	大石 利雄	橋本 正信	村本 政信
------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------

北海道議会議長 徳 中 祐 満
意見案第十九号

テロ行為等暴力追放に関する要望意見書

政府は近時益々公然且つ狂暴化してきたテロ行為等暴力を追放するために、単なる犯罪の摘発にとどまることなく、その抱つてきたる根源、背後関係を絶滅するために適切にして強力なる措置をとるよう強く要望する。

（理由）

河上丈太郎氏、岸信介氏に対する刺傷事件等、次第に狂暴化してきた右翼テロの跳梁は十月十二日白昼日比谷公会堂における浅沼稻次郎氏の刺殺によつて、その頂点に達した感がある。

かかる不詳事は、日本の歴史はしまつて以来のことであり、民主憲法下において、計画的に公然と行なわれたことは、全国民、全世界に異常な衝撃を与えている。

しかも右翼団体のほとんどは、この凶悪なる犯人の行動を英雄視し、礼讃すらしている現況をみると、わが国の前途に関して誠に憂慮にたえないものがある。

責任ある政府は、かかる風潮のたかまる根源である民主主義の未成熟と政治の歪を正すとともに、右翼テロの背後関係を徹底的に絶滅するため適切にして強力なる措置を講ぜられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
法務大臣
国家公安委員長
内閣官房長官
警察庁長官
衆議院議長
参議院議長
各通（国会には請願書として提出する。）

意見案第二十号

暴力追放に関する意見書

（昭和35・10・25撤回）

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十四日

提出者 北海道議会議員

西島 順三	深山 和園	杉本 栄一
-------	-------	-------

同 同
北海道議会議長 徳 中 祐 満殿
意見案第二十号

暴力追放に関する意見書

最近における暴力事件の頻発は、平和な新日本の社会建設への意欲を減退せしめ、我が国民主主義制度の将来に暗影を投ずるものである。

この際、政府及び地方公共団体の関係機関は、治安の確立と遵法精神の高揚をはかり、個人たると集団たるとを問わず、暴力の排除に適切かつ、強力な措置を講ずべきである。

(理由)

最近における暴力事件の頻発は、国民の平和な社会建設への意欲を減退せしめ、わが国民主主義制度の将来に暗影を投ずるものである。

暴力はいかなる形、いかなる理由があるにせよ、窮極においては民主主義を否定し、議会政治を破壊するものであり、絶対に排撃しなければならぬものであるにかかわらず、近時暴力による不祥事件続発の風潮にあることは、平和日本の前途まことに憂慮にたえないものがある。

この際、政府は、暴力の背景をなす諸要因を糾明一掃し、もつて民主政治及び議会制度の確立を図り、民生の安定と社会秩序の確立を期するため、強力なる施策を講ぜられるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
法 務 大 臣
国家公安委員長
内閣官房長官
警察庁長官
北海道警察本部長
衆議院議長
参議院議長

各通 (国会には請願書として提出する。)

意見案第二十一号

暴力排除に関する要望意見書

(昭和35・10・25原案可決)

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年十月二十五日

提出者 北海道議会議員

深 山 和 園
大 石 利 雄
中 野 与 作
千 葉 大 孝
池 田 信 孝
杉 本 榮 一
伊 藤 作 一

北海道議会議長 徳 中 祐 満殿
意見案第二十一号

暴力排除に関する要望意見書

最近、法秩序を無視して直接行動に訴えるような傾向が著しく台頭してきたことは、平和と民主主義を確立する見地からまことに深憂にたえない。

政府並びに地方公共団体の関係機関は、全力を挙げて治安の確立と遵法精神の高揚を図り、特に右翼テロの実体とその背景その他を嚴重に調査し、その根源を一掃するは勿論、あらゆる暴力の根絶を期するため、適切にして強力なる万全の措置を講ずるよう強く要望する。

(理由)

およそ暴力はその原因、理由、その態様のいかんを問わず、窮極においては、民主主義を否定し、平和を破壊する最大の敵であり、絶対に排除されなければならぬものであるにかかわらず、最近法秩序を無視し直接行動に訴える暴力事件続発の風潮にあり、ことに日本社会党中央執行委員長浅沼稻次郎氏に対する右翼のテロ行為は国の内外に対し深刻な衝撃を与え、一大不祥事としてまことに遺憾であるとともに、平和と民主主義日本の前途を考え憂慮に堪えない。

よつて、政府並びに地方公共団体の関係機関は、この際、すみやかに右翼テロの動機、背景その他を嚴重調査しその根源を一掃するとともに、順法精神の高揚を図り、もつてこの種不祥事件が再びくり返されないよう社会秩序維持の

ため一切の暴力排除について最善の措置と努力を払うよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

昭和 年 月 日

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
法 務 大 臣

国家公安委員長

内閣官房長官

警察庁長官

北海道公安委員長

北海道警察本部長

衆議院議長

参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

各 派 交 渉 会

○九月三十日 午前十時四十六分、各派交渉室において開議、午前十一

時二十二分散会。

- ① 第三回定例道議会の運営について協議、日程第一会議録署名議員の指定、日程第二は会期決定の件で九月三十日から十月二十日まで二十一日間に決定、日程第三は提出議案に対する知事の提案説明を聴取すること、日程第四は前会より継続審査の議案第十九号について撤回を承認すること、以上の順序にて取進めることに決定。

- ② 議案審査のための休会は十月一日から四日までの四日間に決定、代表質疑の順位は協同、自民、社会の順に行なうことに決定。

- ③ 前会より継続審査の議案第六十五号は休会明けの五日に議決する取扱いとすることに決定。

- ④ 井野議員（社）より通告の「赤痢の集団発生に対する防疫措置」に関する緊急質問を知事提案説明の後日程に追加して許可することに決定、本日の会議は午後一時から行なうことを了承。

- ⑤ 議会関係追加予算の内容を異議なく了承。

○十月五日 午前十時三十四分、各派交渉室において開議、午前十時四

十分散会。

- ① 本日の議事は日程第一前会より継続審査の議案第六十五号について総務委員長より審査報告の後、同意議決とすること及び追加議案第四十九号を日程第一の次に追加して議題とし、知事説明を省略の後、日程第二にあわせて代表質疑を行なうことに決定、日程第二は提出議案に対する代表質疑を、池田（信）議員（協）藤枝議員（自民）五藤議員（社）の順序にて行なうこととした。
- ② 一般質疑者の通告を本日中に提出することを了承。

○十月六日 午前十時二十七分、各派交渉室において開議、午前十時三

十七分散会。

- ① 本日の議事は、提出議案に対する代表質疑を五藤議員（社）が行ない、引き続き一般質疑を配付の順位表に基づき行なうことに決定。
- ② 道警察本部長が十月九日より十三日まで管区警察局長会議及び全国警察本部長会議に出席のため上京不在となることを了承。

○十月七日 午前十時二十三分、各派交渉室において開議、午前十時二

十五分散会。

- ① 本日の議事は、提出議案に対する一般質疑を継続して行なうことに決定。

② 宮沢議員（社）の一般質疑を取止めその代りに村本議員（社）が行なうことを了承。

○十月八日 午前十時二十六分、各派交渉室において開議、午前十時三十分散会。

① 本日の議事は、提出議案に対する一般質疑を続行することに決定。
② 社会党の質疑は十日にのぼし自民党の二人だけ質疑を行なうことに決定、なお十日行なわれる一般質疑者の順位について一部変更を了承。

③ 知事が所用のため出席できない旨の申し入れを了承。

○十月十日 午前十時二十九分、各派交渉室において開議、午前十時三十一分散会。

本日の議事は、提出議案に対する一般質疑を継続して行なうことに決定。

○十月十一日 午前十一時五分、各派交渉室において開議、午後二時三十二分散会。

① 本日の議事は、日程第一提出議案に対する一般質疑を続行、終了の後予算特別委員会を設置することに決定、その構成は自民九、社会七、協同一の十七名とすることとし各会派の予算特別委員を午後再開される各派交渉会までに提出することを了承。

② 各委員会に対する議案付託は配付の付託一覧表のうち予算特別委員会に付託予定の議案第三十四号は文教林務に、議案第三十五号及び第三十六号は総務常任委員会に変更してそれぞれ付託することに決定。

③ 意見案第一号ないし第三号について提案説明並びに委員会付託を省略の後即決すること及び各委員会付託案件審査のため明十月十二

日から十九日まで八日間休会とすることに決定。

○十月十九日 午前十一時二十分、各派交渉室において開議、午前十一時三十五分散会。

① 本日の議事は、日程第一会期延長の件について十月二十一日から二十二日まで二日間会期を延長することに決定、休会は明十月二十日から二十一日まで二日間とし、午後一時から会議を開くこととした。

② 浅沼社会党執行委員長の死去に際し議長において弔電を贈つたことを了承。

○十月二十二日 午後一時五十分、各派交渉室において開議、午後五時四十分散会。

① 議事進行の都合により、取りあえず時間延長のみ行なうこととして、午後二時十五分休憩、午後五時二十九分再開。

② 付託案件審査の都合により会期を十月二十四日まで二日間延長することに決定。

③ 本日の議事は会期延長のみ行なうことに決定。

○十月二十四日 午後二時三十四分、各派交渉室において開議、午後二時五十分散会。

① 議事進行の都合により、本会議は取りあえず時間延長のみ行なうこととして、午後二時四十分休憩、午後十時再開。

② 本日の議事は会期を一日間延長して直ちに散会とすることに決定。

③ 明日の議事日程について協議、日程第一は、議案第一号ないし第二十二号、第三十号ないし第三十二号及び報告第二号について予算特別委員長長の報告の後、議案第一号の修正案について清水議員（社）

が提案説明を行ない、直ちに討論に入り、樋口議員（自民）が反対、津川議員（社）が賛成の討論を行なった後、採決に入り、まず清水議員（社）外三十八名提出の議案第一号の修正案について起立による採決を行ない、次に議案第一号の修正案にかかる委員長報告について起立による採決を行なう、ついで先に議決した部分を除く他の部分について異議なきやを諮り、次に残余の案件について一括して異議なきやを諮る、日程第二は、各常任委員会付託案件を各常任委員長報告のとおり議決すること、日程第三は、人事関係議案第五十号ないし第五十四号について知事より提案説明を聴取、本件については質疑の通告がなく委員会付託を省略の後、まず議案第五十四号の議決を行ない引き続き議案第五十号、第五十一号、第五十四号の三件を一括して議決し、議案第五十二号については遠藤議員（社）が反対、久米議員（自民）が賛成の討論の後起立による採決を行なうこと、日程第四は、意見案第四号ないし第十六号についてそれぞれ提案説明並びに委員会付託を省略の後即決すること、日程第五は、意見案第十七号及び第十八号について水島議員（社）及び竹村議員（自民）がそれぞれ提案説明を行ない、渡辺議員（社）が第十七号に賛成、第十八号に反対、千葉（重）議員（自民）が第十七号に反対、第十八号に賛成の討論を行なった後、起立による採決を行なうこと、日程第六は、意見案第十九号及び第二十号について山田議員（社）及び西島議員（自民）がそれぞれ提案説明を行ない岡田議員（社）が第十九号に賛成、第二十号に反対、森議員（自民）が第十九号に反対、第二十号に賛成の討論を行なった後、起立による採決を行なうこと、日程第七は、請願、陳情審査の件のうち陳情第四百九十号について委員長報告を行ない、このあと山下議員（社）より、少数意見報告があり、神部議員（自民）より委員長報告に賛成、湯田議員（社）より反対の討論の後、起立により採決を行なうこと、次に陳情第四百九十号を除く残余の請願、陳情については委員長報告を

省略の後各委員会決定のとおり議決すること、次に閉会中の請願、陳情継続審査と所管事務の調査事件について各常任委員長より申し出のとおり承認すること、以上の順序にて議事を進めることに決定。

④ 議案第五十二号の教育委員選任の議案については一人一人採決することに決定。

○十月二十五日 午前十時十六分、各派交渉室において開議、午後七時

四分散会。

- ① 本日の議事は昨日決定の議事順序に従つて午前中は日程第一の予算特別委員会付託案件と日程第二の各常任委員会付託案件について議決の後、一旦休憩することとし、午後は日程第三人事関係の議案について知事より提案説明を聴取の後、議案第五十二号は討論の後採決を行ない、他の議案については即決すること、日程第四は意見案第四号ないし第十六号について提案説明並びに委員会付託を省略の後即決すること、日程第五は意見案第十七号及び第十八号についてそれぞれ提案説明を行ない、討論の後採決すること、日程第六は昨日提案の意見案第十九号及び第二十号を撤回の後、新たに各派共同提案の意見案第二十一号について提案説明並びに委員会付託を省略の後即決すること、日程第七は請願、陳情審査の件中陳情第四百九十号について文教林務委員長より審査経過の報告、ついで本件に関する少数意見報告の後討論採決を行なう、他の請願、陳情審査の件については委員長報告を省略して議決すること、次に閉会中の請願、陳情継続審査と所管事務の調査事件について各常任委員長より申し出のとおり承認すること、以上の順序にて議事を進めることに決定。
- ② 陳情第四百九十号の文教林務委員長報告を副委員長が代つて報告したため議事が停滞したことについて議長より本会議において釈明することを了承。

常任委員会

総務委員会

○十月五日 午前十一時八分、第一委員室において開議、午前十一時十分散会、委員長 沖野政雄（自民）

一般議事

総務部長、教育長より、追加議案第四十九号（北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例案）について説明を聴取。

○十月二十二日 午後四時二十六分、第一委員室において開議、午後五時五十五分散会、委員長 沖野政雄（自民）

付託案件の審査

① 議案第二十三号（道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の議決変更に関する件）を議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

② 議案第三十三号（北海道職員定数条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

③ 議案第三十五号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、佐野委員（社）より、精薄施設、教護院、一時保護所等に勤務する職員の数はどの位か、またこれらの職員に対し定率にして所得の

均衡を図るとすればどの位の金額となるか

について質疑、総務部長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

④ 議案第三十六号（北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、

佐野委員（社）より、刑事以外の者でも捜査に従事した場合は支給できるのかどうか

について質疑、道警本部警務課長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

⑤ 議案第三十九号（北海道公安委員会、方面公安委員会及び警察署長の行なう許可等に関する手数料条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、道警本部交通課長より説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

⑥ 議案第四十八号（公有水面埋立地を市町村の区域に編入するの件）を議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

請願、陳請の審査

委員長より、付託の請願、陳情については閉会中継続審査の取扱いとすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

一般議事

① 委員長より、寒冷地手当の増額に関する件、警察署派出所及び駐在所等維持管理の件、失対事業実施に伴う市町村費負担状況調査の件についてはいずれも閉会中継続調査の取扱いとすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 委員長より、郵便物遅配解消に関する要望意見書を配付の文案のとおり本会議に提出することについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 総務部長より、函館市における道議会議員の補欠選挙が行なわれ

る場合の選挙経費について専決処分とすることがあるので了承願いたい旨を述べ、異議なくこれを了承。

○十月二十四日 午後零時十二分、第二委員室において開議、午後零時

三十一分散会、委員長 沖野政雄（自民）

一般議事

総務部長より、人事関係追加議案第五十号ないし第五十四号について説明を聴取の後、

井野委員（社）より、追加議案に対する事前説明に関連して人事関係議案はあらかじめ会長会議にはかる等の措置があつてもよいと思うがどうか

について質疑、委員長より応答、総務部長より答弁、本件の取扱については井野委員（社）の意見のとおり会長会議にはかつてもらい委員会の付託は省略して本会議で決定する扱いとすることに決定。

厚生委員会

○十月十九日 午後一時五十五分、第一委員室において開議、午後三時

二十八分散会、委員長 福島新太郎（自民）

付託案件の審査

① 議案第四十号（北海道立診療所条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、医務薬事課長より説明を聴取の後、

渡辺委員（社）より、端野村の要望は、診療所を村営でやりたいというのか、

中野委員（社）より、利用者が少なくなつてきているにもかかわらず村営にしたいというのはどうしてか、

太田委員（社）より、施設払い下げは有償で行なうのか、

千葉（軍）委員（自民）より、村の希望にそつて移譲すべきであること等について質疑及び意見があり、医務薬事課長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

② 議案第四十一号（北海道精神薄弱者更生相談所設置条例案）を議題に供し、民生部長より説明を聴取の後、

太田委員（社）より、精薄者更生相談所は道に一カ所だけか、琴似に設置したのは中央から指示があつたのか、今後道東、道南に支所を作るべきではないか、

中野委員（社）より、相談所員は新規に採用するのかそれとも兼任でやるのか、専任職員は何名か、北海道に一カ所では不足ではないか、

渡辺委員（社）より、地方における相談はどうするか、巡回相談を行なうというのがそのための予算措置はなされているか、

水島委員（社）より、職員の配置基準はどうなっているか、

等について質疑、意見及び要望があり、民生部長、社会課長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

なお、委員長の報告文については委員長一任とすることとした。

一般議事

① 小児マヒのその後の発生状況並びに、鶴川町における赤痢の集団発生事件について、衛生部長、保健予防課長より説明を聴取の後、渡辺委員（社）より、小児マヒ治療薬、ガラントミン、ニパリンは国産かそれともどこから輸入しているのか、価格はどのくらいか、赤痢の集団発生問題に関連して、伝染病予防法に基づいて強制隔離を行なう時、知事が必要と認めても個人が拒否した場合及び町村長が拒否した場合どうなるのか、また不当な隔離を受けた者はどこに

損害賠償を請求すればよいのか、これの責任は誰がとるのか、医師が保菌者であると認定しても現行規定ではこれを無視した者を取り締ることができない、この際保菌者は患者と同じである、とみなすことを明らかにすべきでないか、

太田委員（社）より、検疫については伝染病予防法施行令第十條が適用になるのか、保健所長は電話で公示を行なったというのが施行令第十條第二項により知事は通知を受けてそれを公示しなければいけないのではないか、

水島委員（社）より、来春より行なう予防接種用のワクチンの原価はいくらか

等について質疑及び意見があり、衛生部長より答弁。

② 先般焼失した室蘭言泉寮の災害状況について民生部長より報告を聴取の後、異議なくこれを了承。

③ 渡辺委員（社）より、社会福祉主事の仕事が過重であるといわれているがどうか、人員の拡充もあわせて考えてもらいたい

こと等について質疑及び要望があり、民生部長より答弁。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

抛出制国民年金の実施を延期及び内容改善の件

全道労働代表

○十月二十二日 午後三時五十八分、第一委員室において開議、午後五

時二十九分散会、委員長 福島新太郎（自民）

請願、陳情の審査

請願 願

第三五八号 抛出制国民年金制度改善要望の件

（保留）

陳情

第五〇一号 抛出制国民年金制度改善の件

（保留）

一般議事

急性灰白髄炎恒久対策並びに公費負担に関する意見書及び在日朝鮮人婦国協定期間延長に関する要望意見書案に関し

渡辺委員（社）より、集団発生時に緊急接種した分を来年四月行なわれる予防接種と同じ取扱いとすることはできないか、

松尾副委員長（自民）より緊急接種の件を意見書の中におこむことにしてはどうか（おりこむことについては異議なくそのことに決定。）

等について質疑及び意見があり衛生部長より答弁。これら二つの意見書を、委員全員で発議することについては異議なくそのことに決定。

○十月二十四日

午後四時三十五分、第三委員室において開議、午後四時五十七分散会、委員長 福島新太郎（自民）

請願、陳情の審査

請願第三五八号及び陳情五〇一号の取扱いについて現在までの話合いでは、自民党、社会党でそれぞれの立場から別途に意見案を提出することになつていたので、本請願と陳情はこの程度で審議を打ち切り閉会中継続審査の要求をしないことにするというものについては異議なくそのことに決定。

一般議事

① 委員長より、衛生部民生部関係の中央折衝委員選任について諮り、まず衛生部長、民生部長の上京日程の説明を聴取の後、

松尾副委員長（自民）より、前に小児マヒ問題で中央折衝を行なっていることを勘案し、派遣委員は委員長を含めて四名、日程、人員については委員長一任としてどうか、

渡辺委員（社）より、今回の中央折衝の重点は小児マヒ問題にあるので小児マヒ対策本部から委員を二名派遣することにしてはどうか

等について意見があり、中央折衝委員の選任は委員長一任とする
ことについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 閉会中の所管事務調査案件として「保健所の整備強化の件」を取り
上げることにについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 千葉(軍)委員(自民)より、この際本道の社会福祉体制について
根本的に検討する必要があるのではないか、

熊谷委員(社)より、鶴川町の赤痢集団発生事件のような問題に
ついては議会で取り上げる前に委員長は現地を視察して委員会に報
告するほどの熱意をもってもらいたい

こと等について意見があり委員長より応答、これらの問題は次回
の委員会でも改めて検討することとした。

商工労働委員会

○十月十四日 午後三時三分、第二委員会において開議、午後四時四十

五分散会、委員長 大久保和男(自民)

付託案件の審査

① 議案第二十五号(夕張川川端発電所の主要機器購入に関する予算
外義務負担の議決変更の件)を議題に供し、資源課長より説明を聴
取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

② 議案第二十六号(夕張川川端発電所の制水門扉及び水圧鉄管の購
入並びにすえ付け工事に関する予算外義務負担の件)を議題に供し、
資源課長より説明を聴取の後、

村本委員(社)より、この年度別負担額はどうか、
入札にはどのような会社が入っているか

等について質疑があり、資源課長より答弁があつて、異議なく原
案のとおり可決することに決定。

③ 議案第三十七号(北海道職業訓練指導員訓練受講料条例の一部を
改正する条例案)を議題に供し、労働部長より説明を聴取の後、
千葉(大)委員(社)より、受講料七百円というのは算術的に出し
たものか、

宮沢委員(社)より、各訓練所職員の待遇改善を考えているか、
これとあわせて道立の職員のも考えてもらいたい
こと等について質疑及び要望があり、労働部長より答弁があつて
異議なく原案のとおり可決することに決定。

④ 議案第四十五号(北海道石炭鉱業離職者対策協議会条例案)を議
題に供し、労働部長より説明を聴取の後、本件は保留とすることに
ついて諮り、異議なくそのことに決定。

⑤ 報告第一号(昭和三十四年度北海道夕張川二股発電所建設事業会
計決算に関する件)を議題に供し、資源課長より説明を聴取の後、
千葉(大)委員(社)より、この決算と道費全般についての決算と
はその時期がずれているのか、この場合その扱いはどうなっている
のか

等について質疑があり、資源課長より答弁があつて、異議なく認
定議決とすることに決定。

請願、陳情の審査

陳情

第二六〇号 金山ダム建設に対し補償等要望の件 (採 択)

第三二六号 室蘭―八戸間連絡船舶航路開設の件 (採 択)

第三七四号 函館―大間間航路開設促進の件 (採 択)

第四五六号 東北海道に商工組合中央金庫支店設置の件 (採 択)

第四五七号 道営競輪存続方について要望の件 (不採 択)

第四九四号 函館市に中小企業金融公庫支店開設要望の件

(採 択)

第五一五号 道営失業対策事業における失業者雇用増加要望の件

(採 択)

第五一七号 金山ダム建設に伴う補償措置要望の件

(採 択)

第五一八号 小平駅を貨物輸送取扱駅として継続存置の件

(採 択)

一般議事

① 千葉(大)委員(社)より、金山ダム建設予定地の現地調査について報告を聴取し、異議なくこれを了承。

② 五藤委員(社)より、労働組合の資格認定の問題に関し、大企業に包含されている下請業者から援助をうけて運営している組合は労働組合法第二条の認定基準に合っているか、次に使用者から身分保証されている者が組合運動をやっているがこれは労働組合に対する不当行為ではないか、不当解雇の問題に関し組合員のとつた行動に対し組合幹部はどれ程の責任があるのか、地労委の組合認定について誤りがあり訴願しても不服である時裁判所に対する訴訟権は認められるか、利害関係人でなくても訴訟をおこすことができるか、地労委の総会は公開なのか、労働部では組合の資格審査についてどう指導しているか、地労委の委員決定について推選母体を何名以上と定めているか、

宮沢委員(社)より、王子製紙において、ホツケーの選手が第一組合に所属しているため退部させられているがこれに対する部長の見解はどうか、実情調査を行なう用意があるか、地労委の見解はどうか、

村本委員(社)より、この問題について地労委では調査をするというのを聞いたがどうなっているのか

等について質疑があり、労働部長、地労委事務局長より答弁。

③ 五藤委員(社)より、失業対策事業が地方公共団体の財政を圧迫

しているのをその補助率の引き上げが問題になっており総務委員会でも調査をしているが、総務委員と話し合いの上本委員会として意見書を出してもらいたい、また公共事業費の工事費中、労務費の積算基礎を最近の物価高を考慮に入れること及び北海道は半年しか仕事ができないという特殊事情もありこんで意見書を出してもらいたい

こと等について要望があり、委員長より応答。

○十月二十二日 午後二時四十六分、第三委員会において開議、午後三

時二十五分散会、委員長 大久保和男(自民)

付託案件の審査

① 議案第四十五号(北海道石炭鉱業離職者対策協議会条例案)を議題に供し、

千葉(大)委員(社)より、石炭離職者対策の各県の実態はどうか、この条例案には北海道の特殊事情を入れてあるか、道では職業安定所を通じて対策をたてているがそれについて訓練所を基準とした数はどの位か、また収容者の就職状況はどうか、離職者についての現実の対策はどうか、今後、施設の面で対策をたてるつもりか、職業訓練所における炭鉱離職者の訓練期間を延長しないのはなぜか、

村本委員(社)より、訓練期間が六カ月であつても入所試験を行なうのか、技術を身につけるためには少なくとも一年間の訓練が必要と思う、その間、失業保険が支給されるよう失保の期間延長を制度的に措置すべきでないか

等について質疑及び意見があり労働部長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決とすることに決定。

請願、陳情の審査

付託請願、陳情の審査について閉会中継続審査とすることについて

て諮り、異議なくそのことに決定。

一般議事

- ① 失業対策事業費国庫補助率の引き上げに関する要望意見書案を議題に供し、

千葉(大)委員(社)より、失対関係では就労日数の引き上げ、石炭手当制度化等の問題があるが、運動を行なう場合これとの関連はどのようにもつていくか、一緒に行なうべきでないかとの意見があり、森川委員(社)より応答の後、要望意見書案を本会議に提出することに決定。

- ② 所管事務調査について閉会中継続調査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○十月二十四日 午後一時二十分第二委員室において開議、午後一時二十三分散会、委員長 大久保和男(自民)

一般議事

- ① 北海道本州間補助航路開設に関する要望意見書案を、配付の文案のとおり本会議に提出することについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ② 第三回定例会後の中央折衝は経費の関係上各派より一名ずつとしその時期については委員長一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ③ 次期委員会招集について諮り、十一月上旬に開くことに決定。

農務委員会

○十月十九日 午後一時三十五分、第三委員室において開議、午後二時三十五分散会、委員長 二瓶栄吾(協)

付託案件の審査

- ① 議案第二十四号(農業改良資金の融通に伴う債務の保証及び利子補給に関する予算外義務負担の議決変更の件)を議題に供し、農務部長より説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

- ② 議案第二十九号(有畜農家創設特別措置法に基く有畜農家創設事業資金の融通に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件)を議題に供し、農務部長より説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

- ③ 議案第四十二号(北海道生乳取引調停審議会設置条例案)を議題に供し、農務部長より説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

- ④ 報告第三号(専決処分報告につき承認を求める件)を議題に供し、農務部長より説明を聴取の後、異議なく承認議決とすることに決定。

請願、陳情の審査

請願

第三五六号 農業基本法制定の件

(保留)

第三五七号 畑作物共済制度化促進要望の件

(保留)

一般議事

- ① 委員長より、農業基本法制定に関する要望意見書案について起草委員の人選をどうするかについて諮り、

菅田委員(社)より、農業基本法制定に関する要望意見書の案文

については本道の特殊事情を考慮の上、時宜に適した案文を作成し、字句等については各党間において調整作成してはどうか

について意見があり、委員長より、農業基本法制定に関する要望意見書案の案文については菅田委員（社）の意見を含めて作成することとし、その他の意見書案の作成についても起草委員に一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。（委員会散会後起草委員に二瓶委員長（協）、桶谷副委員長（自民）、高橋（自民）、岡田（社）、笠井（社）各委員の五名とすることに決定。）

○十月二十二日 午後二時三十分、第三委員室において開議、午後三時十分散会、委員長 二瓶栄吾（協）

請願、陳情の審査

委員長より、付託請願陳情の審査についてはなお精査を要するものとし、閉会中継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

一般議事

① 委員長より、事務調査事項の 農家負債整理対策に関する件、共同集乳組織整備促進に関する件、寒地農業確立対策に関する件、農業協同組合の育成強化に関する件、てん菜増産振興対策に関する件

についてはなお精査を要するものとし閉会中継続調査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 委員長より、十月十九日の委員会において決定した意見書案の作成については起草委員間において二十、二十一、二十二日の三日間にわたり慎重検討の結果、配付の農業災害補償制度改正に関する要望意見書、北海道産色豆の生産流通対策に関する要望意見書、農業基本法制定に関する要望意見書の三意見書案を提出することに決定した旨を述べた後、

笠井委員（社）より、起草委員間において三意見書案の決定に至るまでの経過について説明、

委員長より、三意見書案の提出については農務委員全員をもつて発議することについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

五月及び六月の低温多湿の連続及び八月九日の豪雨による宗谷管内の災害農家に対する救農対策について

宗谷地区農民同盟委員長

建設委員会

○十月二十二日 午前十一時三十分、第二委員室において開議、午後零時散会、委員長 伊藤 弘（自民）

付託案件の審査

① 議案第三十八号（北海道建築士法施行条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、建築部長より説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

② 議案第四十六号（昭和三十五年度北海道特別低家賃住宅の管理に関する事務の事務委託に関する協議の件）を議題に供し、建築部長より説明を聴取の後、

荒委員（社）より、家賃減免等については誰が決定するのかについて質疑があり、建築部長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

③ 議案第四十七号（工事請負契約の締結に関する件）を議題に供し、建築部長より説明を聴取の後、異議なく同意議決することに決定。

請願、陳情の審査

委員長より、付託請願、陳情の審査についてはなお精査を要するものとし継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

一般議事

① 委員長より、北海道における海岸侵食防止対策促進に関する件及び北海道における治水砂防並びに地すべり防止事業の促進に関する要望意見書案の提出については建設委員全員をもつて発議することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 土木部長より、土木現業所の支庁統合問題について現行においては統合しないということに決定した旨の報告があつた後、委員長より、本問題については以上をもつて審議を打切ることにしてはどうかについて諮り、

竹内委員（社）より、今後の土木行政のあり方について、効果的、能率的に土木事業が推進されるにはどうすべきか、現業所内部の問題、現業所区域と支庁管轄区域の再検討、支庁の総合行政を円滑にするにはいかにあるべきか等についてさらに検討努力されたいことについて意見及び要望があり、以上をもつて本問題の審議を打切ること決定。

③ 委員長より、海岸侵食防止並びに治水砂防地すべり防止事業等に関する中央折衝について諮り、その取扱いは委員長一任とすることに決定、なお道営住宅建設状況の道内調査については次回委員会において検討することとした。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

精糖工場並びに諸工場廃液浄化施設の整備について

北海道鮭鱒増殖漁業協同組合代表

農地開拓委員会

○十月十八日 午後一時五十分、第三委員会において開議、午後二時三十五分散会、委員長 堀田 毅（自民）

一般議事

① 委員長より、本日の議事は前回の委員会において決定の信連、農業会議等の自創資金事務担当者より意見聴取を行なうことになつてゐるが橋本（正）委員（社）及び佐々木委員（自民）の両委員が上京中であるので次回委員会に行なう旨を述べ、異議なくこれを了承。

② 委員長より、畑地土地改良事業の推進に関する要望意見書の案文作成については事務当局に素案を依頼した旨を述べた後、案文内容をどうするかについて諮り、

清水委員（社）より、案文の中にある要望補助率は今までに要望してきた補助率と同様か、

大石委員（社）より、意見書案の骨子は国庫補助率の引き上げ及び予算枠の拡大の二つになつてゐるか中央折衝の際どちらを主体としていくのか

等についてそれぞれ質疑があり、農地開拓部長より答弁、委員長より、案文の内容については休憩して検討する旨を述べ、午後二時四分一旦休憩、午後二時二十八分再開、

委員長より、意見書案の内容については休憩中協議のとおり案文の中予算枠の拡大と国庫補助率の引き上げの順序を逆に訂正して本会議に提出することについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 尾崎委員（自民）より、陳情第五〇七号（ブラジル移民の積極的推進要望の件）に関し、農地開拓以外の炭鉱離職者等の移民関係は所管外の仕事ではないのか

について質疑があり、委員長より応答。

- ④ 清水委員（社）より、畑地土地改良事業の推進に関する要望意見書にあわせて畑地小規模土地改良事業に関する意見書を発議してはどうか、また水道関係の道附帯工事の補助率引き上げに関する中央折衝の機会を見て行なわれない

こと等について意見及び要望があり、委員長より応答。

- ⑤ 委員長より、付託請願、陳情の審査については次回委員会において行なうこととし、次回委員会を十月二十二日に開くことに決定。

○十月二十二日 午前十一時四十九分、第三委員会において開議、午後零時五十三分散会、委員長 堀田 毅（自民）

請願、陳情の審査、請願

- 第三三五号 天候不順及び集中豪雨による罹災の救農対策要望の件（採 択）

陳 情

第五〇七号 ブラジル移民の積極的推進要望の件（保 留）

委員長より、残余の付託請願、陳情の審査については閉会中継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

一 一般 議 事

- ① 委員長より、農家負債整理対策に関する中央折衝の経過について報告を求め、橋本（正）委員（社）より報告の後、異議なくこれを了承。

- ② 委員長より、前回の委員会において畑地土地改良事業の推進に関する意見書の提出を決定したが、水田関係の土地改良事業等についてはあまり強く取り上げられていない状況であるのでこれに対する意見書もあわせ提出し中央に要望したい、橋本（正）委員（社）の中央折衝の経過報告にもこれに対する意見書を提出し折衝する必要がある

ある旨の意見があつたのでこれに対する説明を求め、橋本（正）委員（社）より説明を聴取、

委員長より、北海道農業安定のための開田並びに土地改良事業に関する意見書の案文は配付のとおりであるので検討願いたい旨を述べた後、

山田委員（社）より、本主旨には賛成であるが案文の内容及び表現等についてわかりにくいところがあるのではないかと、

道下委員（社）より、案文内容等については詳細に検討しわかりやすくしてはどうか、関連して

久米委員（自民）より、愛別軌道客土事業の現状に関し、道では明年、明後年の土を買わず機関車及び軌道のみを買っているがこのようなやり方でよいのか、各土地改良区が土を買って客土事業に協力している現状であり土を先に買って将来の見通しをたててやらなければならぬと思うがどうか、土が値上げになった場合それだけ農民の負担となるのではないかと、部長は愛別の現状をどのように考えているのか

等についてそれぞれ質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁、委員長より、北海道農業安定のための開田並びに土地改良事業に関する要望意見書を発議することについて諮り、異議なくそのことに決定、なお案文のうちゴロの悪い点及び表現の理解しにくい点等を事務当局において検討訂正させることとした。

- ③ 委員長より、所管事務調査事項の

土地改良事業の拡充対策の件、開拓農家負債整理促進の件、開拓農業協同組合の育成強化に関する件、開拓未利用地対策に関する件、開拓事業未着手併せ買収農家の対策に関する件について閉会中継続調査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ④ 委員長より、中央折衝の時期及び派遣委員の人選等について諮り、

橋本(正)委員(社)より、近く選挙も行なわれる関係上理事者の方で事務折衝してもらつてはどうか、委員長より、選挙後ということになればまだ相当日数もあるので折衝しておく必要があると思うがどうか、

清水委員(社)より、折衝の時期及び派遣委員の人选については委員長一任とされたい

こと等について意見があり、委員長より、中央折衝の時期及び派遣委員については委員長一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

水産委員会

○十月十九日 午後一時四十七分、第二委員室において開議、午後三時

二十七分散会、委員長 麻里悌三(自民)

付託案件の審査

① 議案第二十七号(昭和三十五年五月のチリ地震津波による被害漁業者等に対する資金の融通に伴う転貸資金の貸付けによる損失補償に関する予算外義務負担の件)を議題に供し、水産部長より説明を聴取の後、

委員長より、大津及び庶野漁業協同組合の繰越欠損はどうなつて

いるか、関連して 川村委員(社)より、借入金

が組合預貯金より上廻つた原因はなにか についてそれぞれ質疑があり、漁政課長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

② 議案第二十八号(北海道の特定地域における漁業者に対する資金

の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件)を議題に供し、水産部長より説明を聴取の後、

窪田(茂)委員(社)より、利子補給の利率が年三分と年一分五厘となつてゐる根拠及び資金を融資する場合オーツク災害時のように漁業者救済のものを組合が天引し漁業者の立ち上りに使用されなかつたので今後このようなことのないよう注意されたい

ことについて質疑及び要望があり、漁政課長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。

③ 議案第四十三号(漁業協同組合の整備促進助成等に関する条例案)を議題に供し、水産部長より説明を聴取の後、

秋山委員(協)より、新、旧条例の内容はどのようになつてゐるか、また施行規則及び施行細則を規定する際には本条例の趣旨を充分生かすよう努力されたい、

西野委員(自民)より、漁業協同組合の整備促進に関し、現実には単協が分裂してできたり、また業種別組合ができてゐるが道はこれらについてどのように考へてゐるか、漁業協同組合整備促進法関係資料中、貸借対照表の様式があるがこの様式にもとづき組合がやるのか、もし黒字が生じた場合組合と意見調整をする必要があると思ふがどうか、関連して

秋山委員(協)より、組合の脱退について個人別に責任の保証はあるのか

川村委員(社)より、組合の合併に伴い一方では分裂し、他方においては業種別組合ができてゐる傾向は道の指導が徹底してゐないからではないか、部長は今後このような傾向にならないよう組合を指導するという意見に同調できるか、

松平委員(自民)より、漁連は沿岸漁民や単組の上にあぐらをかいてゐるきらいがあるのではないか、

川端委員（自民）より、分裂を企図している組合に対し道は勧告できるのか、

大島（仁）委員（社）より、漁業協同組合整備促進法により明年は二億円余増額するが法と基金との関連はどうなるのか、

委員長より、欠損金一千万円以上ある組合は漁協組整備法の対象とならないが国の法律にのらない整備に対して道はどのように考えているのか、一千万円以上の場合でも整備対象に出来ないのか、またとくに水産庁長官の承認を受けて利子補給する場合道の場合は二千万円となるがその対象組合はどこか

等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁政課長より答弁。

一般議事

① 大島（仁）委員（社）より、議案第四十八号の審査についてはなお検討を要するので明日更に委員会を開いてはどうかについて意見があつて暫時休憩の後、午後三時二十五分再開、委員長より、本日の議事はこの程度にとどめ明日二十日午前十時より委員会を開らくことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○十月二十日 午前十時二十七分、第二委員室において開議、午後零時

五分散会、委員長 麻里悌三（自民）

付託案件の審査

昨日に引き続き議案第四十三号（漁業協同組合の整備促進助成等に関する条例案）を議題に供し、漁政課長より説明を聴取の後、

大島（仁）委員（社）より、国の貸付金の増額の見直し及び法の施行により旧条例が廃止され新条例が制定されることになるが前進できるといえるかどうか、道はどのような考え方で旧条例を廃止するのか、整備法の対象とならない超不振組合三十組合に対して道はどのような指導及び対策を考えているのか、

川村委員（社）より、漁業協同組合整備基金の役員入選の内容及び基金から利子補給する場合道を通るのか、また道の利子補給との

関係はどうか、漁業協同組合整備促進に関する事務費は道の予算のどの費目に組んでいるのか、事務費予算の獲得の見直し及び事務費が少なく指導が徹底しないのではないか、二億五千万円の資金枠の場合運用資金はどの位になるのか、また三億円の場合はどうか、本道百六十二の漁業協同組合中、七十組合が法の適用にのせ三十組合が適用外となるというのがこの七十組合をどのように適用させて行くのか、全国の不振対象組合八十八組合のうち、道は三十一組合整備対象となるが整備法によつた場合年平均七組合位しか対象にならないと思うがどうか、沿岸地区出資漁協のうち助成措置の対象となる組合の条件の一として欠損金額が百万円以上一千万円以下であることの農林事務次官通達があるが道の場合農林大臣の承認によるのか、窪田（茂）委員（社）より、新規五組合を法の適用にのせるといふ認定について軽重のどちらからとりあげるのか、法の対象とならない組合に対しては早急に何らかの指導を行なうべきである、委員長より、百組合のうち七十を明年から法の適用にのせる場合このうち何組合を水産庁長官の承認を受け利子補給の措置を考慮してやるのか、本道は新規で五組合しかあがらないのはどういう理由か

一般議事

等についてそれぞれ質疑意見及び要望があり、水産部長、漁政課長より答弁があつて、異議なく原案のとおり可決することに決定。委員長より、次回委員会を十月二十二日に開くことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○十月二十二日 午後四時十五分、第二委員室において開議、午後六時

十分散会、委員長 麻里悌三（自民）

請願、陳情の審査

陳 情

第五〇〇号 本道中型底曳網漁船の北洋転換並びに減船実施の件

(継続審査)

一 般 議 事

① 委員長より、付託請願、陳情の審査についてはなお精査を要するものとし閉会中継続審査とすること並びに閉会中事務調査案件として沿岸漁家振興対策の件、チリ地震津波災害対策の件の二件とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

ソ連筏の沿岸漂流による漁業関係被害に対する補償措置について

東 利 尻 町 長 外一名

北洋海域における試験操業について

北海道にしん沖刺網協会会長

文 教 林 務 委 員 会

○十月十一日 午後一時五十分、第一委員室において開議、午後七時五

十分散会、委員長 大沢重太郎(自民)

請願、陳情の審査

陳 情

第四六九号 民有林における野そ駆除費補助増額等要望の件

(採 択)

第四七〇号 道立札幌西高等学校校舎改築促進の件

(採 択)

第四九〇号 修学旅行付添教員旅費全額予算化について要望の件

一 般 議 事

(不採択)

① 林務部長より、北海道林産物検査条例等の計量単位の整理に関する条例案について、教育長より、北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例案についてそれぞれ説明を聴取。

② 委員長より、民有林における野そ駆除費補助増額等に関する意見書案を提出することについて諮り、本件の取扱いについて各党において協議した上決めることに決定。

○十月二十二日 午前十一時七分、第一委員室において開議、午前十一

時四十五分散会、委員長 大沢重太郎(自民)

付託案件の審査

① 議案第四十四号(北海道林産物検査条例等の計量単位の整理に関する条例案)を議題に供し、異議なく原案のとおり可決することに決定。

② 議案第三十四号(北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案)を議題に供し、教育長、教職員課長より説明を聴取の後、異議なく原案のとおり可決することに決定。

③ 議案第四十九号(北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例案)を議題に供し、異議なく原案のとおり可決することに決定。

請願、陳情の審査

委員長より、審査保留の請願、陳情及び新規付託の請願、陳情については閉会中継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

一 般 議 事

① 湯田委員(社)より、新聞報道によると学校給食用牛乳について政

府はこれを打ち切る方針を明らかにしているがこの対策はどうか、堀委員（社）より、高等学校生徒の急増に対する国の方針が近いうちに決まると思うが道議会としても意見書をもつて中央折衝しなければならぬ教育委員会の考え方はどうか、

委員長より、国の考えている高校の急増対策はどうかについて質疑、教育長より答弁。

② 委員長より、北海道における野ねずみ駆除対策に関する要望意見書案を委員全員の発議により本会議に提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで本件に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び日程等については委員長一任とすることとした。なお次回委員会開催日は十一月初旬とすることを了承。

特別委員会

予算特別委員会

○十月十一日 午後六時四十分、第一委員室において開議、午後六時五十二分散会、委員長 阿部英一（自民）

① 千葉（軍）臨時委員長（自民）より、委員長互選の方法について諮り、池田（金）委員（協）より、指名推選の方法により阿部委員（自民）を委員長とされたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、こ

れを諮つて異議なくそのことに決定。

② 阿部委員長より、副委員長互選の方法について諮り、池田（金）委員（協）より、指名推選の方法により石畑委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定。

③ 次に委員会の審査日程について諮り、暫時休憩の後、午後六時五十一分再開、審査日程については配付のとおり行なうことに決定。

④ 委員会の運営については、質疑の方法は原則として一括質疑とし、発言の順位は通告順によることに決定、なお各会派の理事を決めて議事を運営することとし、理事に、自民党杉本、樋口各委員、社会党津川、岡田各委員、協同党池田（金）委員を選任。

○十月十二日 午前十一時七分、議場において開議、午後四時十八分散会、委員長 阿部英一（自民）

① 林務部所管に対する質疑に入り、

樋口委員（自民）より、(1)治山事業の進捗状況及び今後の事業量増大に伴う執行体制確立に対する見解、(2)農家林造成計画作業の進捗状況はどうなっているか等について、

五藤委員（社）より、(1)木糖企業化に対する融資に関し、「北海道東北開発公庫木糖融資を見送りか」の新聞報道に関連して、このような事態になつてきたのは当初の企業計画の基礎調査が不充分であつたのではないか、また木糖と澱粉の競合問題が起きてくるのではないか、開発公庫側では、一澱粉ブドウ糖に比べ保護政策もなく、またどれほど市場性があるか、二原材料の値下りが期待できない等の疑問点をあげているがこれについて部長はどのように考えているのか、原木価額値上げに伴い生産コスト高の不安を助長しているのではないか、低質広葉樹及び雑木の高度利用化はその後薄れてきているのではないか、木糖融資の見通し及び融資対策をどのように考え

ているか、本問題について食糧庁と林野庁との間に意思統一がなされないままに開発公庫を引き出してきたのではないか、また融資の鍵を握っているところはどこか、木糖の企業性に対する部長の見解及び貿易自由化に伴う影響の有無、(2)林業労働者賃金水準低下に関し、労働賃金積算単価は正に對する部長の見解及び今後の林業労働者援護対策の明示、(3)木炭労働者が漸減傾向にあるが道はどのような対策を考えているか、道内の木炭生産の見通し及び木炭はどのような産業状態におかれているのか、(4)輸出用ブリケットの原料対策について道はどのような抜本的対策を考えているか、(5)道有林、国有林の使命及び性格並びに道有林の経営方針の基本的觀念の明示等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、林務部長より答弁、午後零時三十四分一旦休憩、午後一時四十一分再開、

千葉(軍)委員(自民)より、(1)民有林の指導育成及び森林組合育成指導員の配置に對する部長の見解、(2)開拓不要地を林地に転換する場合には市町村財政を考慮して行なうべきでないか、(3)補助造林の実績状況はどうなっているか等について、

佐野委員(社)より、(1)市町村有林の実情把握現況及び市町村有経営を道の委託経営とする考えはないか、市町村有経営計画編成費減額の理由、(2)地元薪炭供給の見通し及び地元利用をどのように考えているか、また薪をやめてチップ化して行く考えはないか、(3)造林の指導育成を一元化する考えはないか等について、

大島(仁)委員(社)より、(1)暑寒別岳及び天売、焼尻周辺地域の道立公園指定の見通し及び公園費関係予算減額の理由並びに道通産局の現地調査結果をまつて処置するというのが最終的判斷のくだす時期はいつか等について、

清水委員(社)より、(1)農家林造成計画に関し、開拓不要地の農家林設計画面面積及び一戸当りの面積をどの程度にするのか、また

経営形態を共同所有、共同管理とする考えはないか、農家林に設定された者が農家をやめる場合又は採草放牧地等に変更する場合どのような規制措置が行なわれるのか、農家林設定の資格要件及び農家の土地取得をするための融資及び助成措置をどのように考えているか等について、

石畑委員(自民)より、(1)本道におけるイタリアポブラの育成の現況及び今後道は植樹の奨励並びにこれの植林に對する助成措置を行なう考えはあるか、(2)森林組合の経営不振に對する具体的援護対策の明示、(3)道内に火災予防組合が設置されているか、設置されていれば組合活動状況の明示、設置されていないければ設置する考えはないか、(4)道有林の放牧及び採草地の利用状況及び今後の見通し等について、

津川委員(社)より、(1)農地と林地との競合問題に関し、現地調査の際林務及び農地開拓両部の摩擦関係が生じているが部長はこれについてどのように考えているか、林務及び農地開拓両部の協定事項は遵守されているか、今後このことのないよう努力する考えはあるか、(2)村づくりに對する部長の見解等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、林務部長、林政課長、森林企画課長より答弁があつて、林務部所管に對する質疑を終結。午後三時四十五分暫時休憩、午後四時十七分再開。

② 委員長より、議事の都合により今日の議事はこの程度とすることとし明日午前十時より開議することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○十月十三日 午前十時四十六分、議場において開議、午後四時四十九分散会、委員長 阿部英一(自民)

① 商工部所管に對する質疑に入り、
五藤委員(社)より、(1)機械貸付会社設立問題に関し、その構想

はどうなっているか、貸付利子が年五分というがこれは事務的経費をまかなうためのものか、開発公庫から融資をうけるとすればこの利率では経営が困難となるのではないか、公共性を打ち出していても会社となる以上営利主義がでてくるのではないか、市町村出資に対する還元方法をどのように考えているか、国の資金を導入することについてどのように考えているか、(2)貿易振興問題に関し、小樽の道貿易会館はさつぱり活動していないが本来の任務は何か、また会館の札幌への移転、それにもない貿易事務の集中化に対しどう考えているか、対岸貿易の現状打開についてどのような努力がなされているか、貿易自由化に伴い輸出振興のため道企業の弱点克服をどう措置していくか、(3)本道における金融制度の問題に関し現状の金融制度では新規事業に対する貸出の道がまつたとざざされているが大企業誘致の動因である地場産業、関連産業の中小企業育成のためどのような金融対策を考えているか、(4)木糖工業問題に関し、フルフルの生産過剰に対する措置及び将来の見通しはどうか、工業試験所で根曲り竹からのフルフル製造を研究しているがこれが将来の市場開拓及び需要の見通しはどうか等について

質疑及び意見があり、商工部長より答弁があつて、午前十一時三十五分一旦休憩、午後一時十五分再開、

佐野委員(社)より、(1)中小企業振興対策費に関し、小規模事業指導費の内容及び中小企業相談所補助費との関係はどうなっているか、道内の商工会の現況はどうか、地域的偏在性はないか、中小企業相談所普及員と商工会改善普及員とはどのような関係にあるのか、農家及び漁家の負債整理は熱心に取り上げられているが中小企業者の負債整理が行なわれないことに対してどう考えているか、中小企業振興資金運用に関し、池田新政策が出されている今日、この資金が現状に適応した経済効果を上げているか、また信用金庫維持資金

との関連性はどうなっているか、札幌信用金庫及び信用組合の預金貸出残高の内容及び最も小さい信用金庫と大きな信用組合との対比について資料提出方、信用組合を金庫法の適用を受けるようにすべきでないか、(2)商工業者の事業税に関し、商工行政の立場から事業税をどのように把握しているか、今回追認保証を二十万円上げたが今後金融事情にに応じて上げて行く考えはないか、本道における銀行預金に対し貸出率が低いことをどう考えているか等について、

千葉(大)委員(社)より、青函輸送の問題に関し、青函隧道ができるまでの貨物旅客輸送の具体的対策及び釧路、本州間船車連帯輸送の実現見通しはどうか、青函航路の二十運行は実現性がなくなつてきているが現在の滞貨実態及び今後の見通しはどうか、旅客運送についても飽和状態を示しているが今後も青函連絡船のみで十分と考えるか、青函航路の欠航について資料提出方、室八航路等の補助航路についての検討及び実現努力方等について、

大島(仁)委員(社)より、国鉄の貨物集約輸送に関し、商工部提出の資料はどのようにして入手したものか、国鉄では貨物集約化について本道の後進性、特殊性を考慮してくれるとの知事答弁であるが、赤字累積が著しいから考慮してくれないと考えるべきでないか、貨物小口駅廃止に伴い今後の貨物滞貨の一掃にどのような対策をとるか、小平村から小口駅廃止反対の陳情がでているが地元民との連けいを緊密にして今後の中央折衝を行なってもらいたいこと等について、

清水委員(社)より、(1)消費物価値上りに関し、これが現状とその対策はどうか、(2)道総合開発第三次五カ年計画における工業振興計画の構想はどうか、池田新政策を考慮して立ちおくれのないようにされたいこと等について、(関連して**千葉(大)委員(社)**より、卸売市場及び小売業者間のルートの中にトリックがあつて物価値上りの原因を作っているのではないか、道はこの点どのような調査を行

なつたか、小売店等が諸物価の値上りに便乗するおそれがあるがこれの対策はどうか)

それぞれ質疑、意見及び要望並びに資料提出要求があり、商工部長、商務課長より答弁があつて、商工部所管に対する質疑を終結。

○十月十四日 午前十時四十八分、議場において開議、午後五時二十分

散会、委員長 阿部英一(自民)

① 民生部並びに労働部所管に対する質疑に入り、

水島委員(社)より、室蘭市の社会福祉法人言泉寮火災発生に關しその現況と応急対策はどうか、施設及び防火設備に不備はなかつたか、平常の管理指導はどうなっているか等について、

窪田(茂)委員(社)より、社会福祉館建設に關し、その着工の見通し及び総予算額とその内容はどうか、児童会館を含めるのか、建築に要する費用は全額道負担なのか、それに対し特定財源を見込んでいるか、建物の設計並びに今後の管理運営について社会福祉協議会等の民間福祉団体と協議して行なうのか、社会福祉館の使用料の収入はどれくらい見込んでいるか等について、

大島(仁)委員(社)より、(1)職業訓練所の問題に關し、職業訓練所拡充強化の基本的構想をどのように考えているか、単課目訓練所廃止に關連して、課目増設に対する見解はどうか、二、三男対策人口過剰問題に對し、職業訓練所以外の場での技術指導等の対策をどのように考えているか等について、

千葉(大)委員(社)より、(1)失対事業問題に關し、その後の中央折衝の経過はどうなっているか、市町村失対事業の超過負担額の総額とその傾向について資料提出方並びにその赤字をどのように解消して行くのか、失対労働者の石炭手当制度化実現の見通しはどうか、副監督及び事務補助職員の準職員切替え措置が行なわれたがこれに対する予算措置が充分に行なわれていない理由、(2)国立職業訓

練所設置に關連して、道立職業訓練所の再配分をどのように考えているか、機械及び設備の配分に不公平のない措置をとっているか、企業内訓練が活発になりその場所的制約を解消するため訓練所センターの必要性が強く要望されているが訓練所長会議等で話合つたところがあるか等について

それぞれ質疑、意見及び要望並びに資料提出要求があり、民生部長、福祉課長、労働部長、職業安定課長より答弁、午後零時三十五分一旦休憩、午後一時三十五分再開、

熊谷委員(社)より、職業訓練所問題に關し、訓練所における受講期間が一年間というのは中途半端の労働者を生み出す結果になるのではないか、現況の経済はかなり高度の技術及び教養を要求しており、また今までのように二、三男を労働市場に労働力として送りこむという考え方では遅く地場産業の育成、技術指導という観点に立つて一般教育、その他の補修教育を考えたことがあるか等について、

五藤委員(社)より、(1)最低賃金法施行に關し、その後の経過と現況はどうか、(2)労働組合法の解釈に關し、労働組合法第十七条の一般的拘束力をどのように解釈して労働組合に対処して来たか、また同種の組合が第一組合、第二組合と分れているような場合四分の三以上の労働者をもつた組合の協約が他の組合の労働者に対しても一般的拘束力を持つているか、労働部出版の「王子製紙の争議」の末尾にこの労働組合法第十七条をどのような解釈のもとに記載したのか、(2)公共事業費における労働者賃銀の問題に關し、その事業費に占める賃銀の割合が低く見積もられているがこれは公共事業に労働者、特に大工等の技能労働者が集まらない原因になっている、これに對し道は今までのような措置をとつて来たか、賃銀査定について各部との内部調整をどのように行なっているか、労働部の職務分掌を見ると労使関係の調整は民間ばかりでなく官公庁をも含むと

思うが公共事業等における日雇労働者の長期間にわたる雇用について労働条件のとり決めがなされていない、この点どう考えているか、また労使関係の調整についてどのような指導、監督を行なっているか等について

それぞれ質疑意見及び要望があり、労働部長より答弁があつて、民生部並びに労働部所管に対する質疑を終結、午後二時四十六分、一旦休憩、午後三時六分再開、

② 水産部所管に対する質疑に入り、

大島(仁)委員(社)より、(1)沿岸零細漁家の所得倍増の見通し及びこれに対する部長の具体的所信の明示、(2)漁家負債整理問題に関し、昭和三十四年及び三十五年の漁家負債整理促進の進捗状況及び今後の漁業金融対策をどのように考えているか、(3)中型機船底曳禁止区域拡大の見通し及び昭和三十二年の道案を現在でも正しいと考えているか、禁止拡大区域を具体的に明示してはどうか、(4)根釧地帯における漁業の実態に関し、ソ連漁業技術調査団の来道の際道はなぜ協力しなかつたのか、道は日ソ近海漁業に対する認識を誤まつて判断しているのではないか、部長は日ソの友好提携促進問題等についてどのように考えているか、(5)中型底曳漁船転換の具体的計画内容の明示及び転換対策に対する部長の見解並びに転換後における禁止区域拡大との関連はどのようなことになるか、(6)沿岸漁民の農耕兼業問題に関し、沿岸漁民が農耕兼業を行なう場合農地法第三条第二項第五号の制約があるので農地を容易に取得できないているが道は現行法の不備改正及び北海道に特例法を設けてもらうよう中央折衝する考えはないか、また家畜導入の奨励に対する予算措置についても努力すべきでないか、部長は兼業振興対策について熱意が足りないと思うがどうか等について、

窪田(茂)委員(社)より、(1)ホタテ増殖事業に関し、明年度の国庫補助復活の見通し及びサロマ湖におけるホタテ採捕が壊滅に近い

状況であるがこのような結果の生じた原因はなにか、原因調査の結果を明示してはどうか、これの四年後における対策をどのように考えているか、またこれは国庫補助復活の過程において影響はないかどうか、(2)中型底曳転換対策問題に関連して漁船の大型化に伴う融資の方法として八割を系統金融機関から融資を受けるというのが残りの二割は自己資金を考えているのか、公庫の金利が高率であり経営が成り立たないと思うがどうか、道はこれに対し利子補給する考えはないか、小型漁船の大型化に伴うトン数補充対策をどのように考えているか、道の計画どおり百隻の転換ができない場合どう解決して行くのか、中型底曳漁船のカムチャツカ漁場への転換目標の内容及び転換隻数の沿岸操業はどうなるのか、北洋転換に対する底曳業者の許可選定基準をどこにおいているか、(3)漁獲物の冷凍装置方式の内容及び加工処理施設拡充内容の明示、(4)避難港設定に対する部長の見解等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長より答弁。

③ 明日更に水産部所管の質疑を続行することに決定。

○十月十五日 午前十時三十九分、議場において開議、午後三時二十五

分散会、委員長 阿部英一(自民)

① 昨日に引き続き水産部所管に対する質疑を続行、

清水委員(社)より、(1)昭和三十四年台風十四号及び十五号災害及び昭和三十五年チリ地震津波災害等による共同利用船の建造状況並びに利用状況、(2)北海道水産協同組合指導協議会設立に対する部長の見解、(3)漁業協同組合の整備促進問題に関し、道は市町村に對しどのような指導及び助成措置を考えているか等について、(関連して、窪田(茂)委員(社)より、オホーツク災害資金融資に関し、漁協組合員により災害資金の目的以外に費消された事実があるが道は今後どのような指導及び適正融資を考えているかについて、)

佐野委員(社)より、魚田開発推進問題に関連して、幌延及び豊

富沿岸漁民の大半は樺太引揚者であり、その殆んどが経営不振の状況にあるが道はこれに対しどのような指導及び救済対策を考えているかについて

それぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長より答弁があつて、水産部所管に対する質疑を終結。午前十一時四十七分一旦休憩、午前十一時五十分再開、

② 衛生部所管に対する質疑に入り、

佐野委員(社)より、クリーニング料、理髪料等の値上げ申請に対する道の方針及び公聴会開催の必要性の有無等について、

水島委員(社)より、(1)し尿処理施設関係予算の動少に対し部長は増額する考えはないか、またし尿消化槽建設に関し赤字再建団体等に財政援助をしてやる考えはないか、(2)衛生研究所の整備拡充対策に対する部長の見解、(3)道内における食品衛生監視は充分に行なわれているか、今後衛生監視員を増員する考えはないか等について、

大島(仁)委員(社)より、(1)離島医療施設の充実対策に関し、天売及び焼尻島における衛生施設充実対策をどのように考えているか、伝染病隔離病舎設置の見通し及び特に焼尻島には一人の医師もいない劣悪な状態にあるが早急に医師の配置をする考えはないか、(2)公害対策委員会の審議経過内容の明示等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、衛生部長より答弁があつて、衛生部所管に対する質疑を終結。午後零時五十五分一旦休憩、午後二時五分再開、

③ 土木部所管に対する質疑に入り、

熊谷委員(社)より、港湾行政に関し本道主要五港(函館、小樽、室蘭、釧路、稚内)のうち、小樽、稚内における港湾労働者及び積荷量は年々減少の傾向にあるがこれら不振港の対策を道はどのように考えているか、またどの港より積荷しても運賃のバランスがとれ

るよう考えてやれないかについて、

大島(仁)委員(社)より、(1)離島航路対策に関し、昨年度補助九百万円であつたがこの補助対象はどのようにして決めたのか、岩尾、雄冬航路はどのように考えているのか、また航路補助だけでなく港の整備も考えてやるべきでないか、(2)道路整備に関し、特に離島における道路整備対策について道は今後どのような計画を考えているか等について、

山下委員(社)より、芦別、富良野間道路除雪整備計画の早期実現に対する部長の見解及び土現のブルトーザ増加に伴いこれを除雪にふりむけることはできないかについて、

清水委員(社)より、(1)道路修理問題に関し、道道の中員及び整備が市町村道より劣悪なところがあるがこれは修理費が少ないためか、開発局と道との一キロあたり修理金額はどうなっているか、(2)土木現業所出張所の配置替の必要性の有無及びこれに対する部長の見解、(3)災害補助費の手續に関し、緊急を要する補助について百万円以下の金額であれば支庁や土現ですぐ支出してやるようにできないのか等について、

津川委員(社)より、(1)堤防敷地料値上げの有無及びこれに対する部長の見解、(2)石狩川汚水に伴う補償対策及び今後の河川汚水防除の指導対策をどのように考えているか等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、土木部長より答弁があつて、土木部所管に対する質疑を終結。

○十月十七日 午前十時三十六分、議場において開議、午後五時二十八

分散会、委員長 阿部英一(自民)

① 建築部所管に対する質疑に入り、

窪田(茂)委員(社)より、低家賃住宅対策問題に関し、道独自の計画による低家賃住宅建設の見通し及び第二種公営住宅補助率引き

上げの見通し並びに住宅不足解消のため道は三十五年度から三十七年度までに七千二百戸を建設計画の予定であるがその後の進捗状況はどうなっているか、また国勢調査の結果が近く出ると思うがこれに対する住宅対策をどのように考えているかについて

質疑、意見及び要望があり、建築部長より答弁があつて、建築部所管に対する質疑を終結、午前十一時三十分一旦休憩、午前十一時三十五分再開、

② 農務部所管に対する質疑に入り、

大島(仁)委員(社)より、家畜導入対策に関し、家畜導入費貸付金の増額の見通し及び貸付期間を二年度融資とするよう措置できないか、また漁民に対する貸付金は水産部の予算に入れるよう水産部と話し合つてはどうか、これに対する部長の見解、低位農漁家に対する所得増加をどのように考えているかについて

質疑、意見及び要望があり、農務部長より答弁、午後零時七分暫時休憩、午後一時十分再開、

窪田(茂)委員(社)より、本道産米の品質改善に関し、道は今後どのような具体的指導対策を考えているか及び米の統制撤廃等の事態が生じた場合対策をどのように考えているかについて、

菅田委員(社)より、学校給食用牛乳供給事業の補助打ち切りに対する部長の見解及び継続実施の見通し並びに〇・一リットル四円であつたが三・七円となつた理由について、

清水委員(社)より、(1)農民の所得倍増計画と農林漁業基本問題審議会の審議構想内容に対する部長の見解及び農林漁業基本問題審議会は六多の経済成長率の増加を見込んで進めていると聞くが、国は九多見込でいるのに本道はなぜ六多しか見込めないのか、他産業と比較して良い生活はできないと思うがどうか、(2)貿易自由化に伴う大豆の増産計画に及ぼす影響の有無及びこれの対策はどうなっているか、(3)国有貸付牛の貸付地域及び貸付方針を再検討する考えは

ないか等について、

津川委員(社)より、(1)一千億減税計画に関連して、農家における税負担軽減対策をどのように考えているか、また部長はこれに関する資料等を知事に提出したか、固定資産税の評価特に農地に対する課税引き下げに対する部長の見解、(3)新設用の農機具税は免除すべきと考えるがどうか、(4)牛馬等を家畜税の対象とすることについて部長はどのように考えているか、(5)本道産米の品質改良に関し、道はどのような対策を考えているか、また農業試験場はこの問題をどう考えているか等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長より答弁があつて、農務部所管に対する質疑を終結、午後三時四十八分一旦休憩、午後三時五十五分再開、

③ 農地開拓部所管に対する質疑に入り、

森委員(自民)より、農開協整備問題に関し、開拓三法による開協の財務整理について本年度は予算措置されなかつたため関係団体が自己負担でやつているが、本年度分経費に對しどのような措置をとるか、またこれが整理は三十七年度末までに完了できるか、現在の進捗状況はどうか、明三十六年度はどのような予算措置を計画しているか、また国に対する要求はどうか等について、

大島(仁)委員(社)より、(1)沿岸漁家の農耕地取得の問題に関し、農地法第三条の二項第五号が障害となつて沿岸漁家の農耕地取得が進んでいない、本年も四百七十万円の予算のうち二百七十万円の不用額を生じているが、実状は漁民が土地を欲しても農地法が障害となつて取得できないのであるがこの隘路打開をどのように考えているか、また開拓用地取得においても払下げの事務手続等で時間がかかりすぎているこれらも合理的に簡素化してもらいたい、(2)道営小規模土地改良事業費一千万円について農家漁家別の内訳はどうなっているか、(3)漁家の農業兼業に関し、水産部との連携はうまくい

っているか、零細漁家に対する予算は水産部で組むべきではないか等について、

石畑委員（自民）より、農地開拓事業に関し、開拓地基本営農類型による開拓可能面積及び入植戸数の目標はいくらか、その地帯別内容はどうか、本年度の入植状況とその見通しはどうか、営農不振地の既入植者から間引して新入植したものは何戸か等について、

津川委員（社）より、(1)北竜村五ノ沢の老朽溜池が工事中地すべりを起したことに關し、溜池の基礎調査にまちがいはなかったか、設計について中央折衝で予算を削られたがどういうことで了承したのか、農閑期の事故であつたため直接営農に支障をきたさなかったが満水時に起つたとしたらその損害はどこでどのように負担するのか、応急措置をとるとのことであるが来年度の営農に支障のないようにできるか、できなかった場合の措置はどうか、(2)農地開拓部と林務部との事務管理上の内部調整についていまだ末端の職員において抗争を起しているようだが林務部と打合せた調整事項を十分に徹底させてもらいたいこと等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長より答弁があつて、農地開拓部所管に対する質疑を終結。

○十月十八日 午前十時四十九分議場において開議、午後四時五十五分

散会、委員長 阿部英一（自民）

① 公安委員会所管に対する質疑に入り、

佐野委員（社）より、(1)浅沼委員長刺殺事件に関連して、河上顧問、浅沼委員長等に対する一連の右翼テロ行為について道警本部長の見解はどうか、このような事件の防止対策はどうなっているか、北海道における右翼団体の現況はどうか、その団体名、所在地及びその責任者特に中央で明らかになつた右翼団体の支部及びその構成員、またそれらは届出制の団体であるか等についての資料提出方、

過去において暴力行為をなした団体として国民社会党を上げているがその団体の規約及び綱領、地区の責任者、過去における活動の概要と現況の明示、北海道反共青年同盟等この種団体について掌握しているか、これの現在の専従警察官が四名というが今後の防止対策強化についての本部長の所信等について、(関連して**湯田委員（社）**より、(1)菊旗同志会大和党等の右翼団体があるがこれらについて掌握しているか、(2)破防法第二十九条に基づいて公安調査庁と情報交換を行なっているのか、(3)炭鉱地帯に最近かなり多くの右翼が入つておりまた三池争議にもあつたように北炭の争議にも右翼介入の危険性があるので当局として十分考えてもらいたい、また暴力団と右翼との結びつきをどのように把握しているか等について、)

湯田委員（社）より、(1)選挙の事前運動取締りの問題に関し、岩内町で消防団員を招集して行なつた大野伴睦氏の演説並びに某立候補予定者が消防自動車、時計などを贈つたことに對しどう考えているか、たとえ政界の大物であつても選挙違反に對しては厳重に取締る決意はあるか、(2)警察官の残業手当の問題に関し、法で定められているとおり残業手当を支払っているか等について、

大島（仁）委員（社）より、さけ、まず密漁取締り問題に関し、最近さけますの密漁が集団的な組織で行なわれているようであるが現在までの密漁件数、数量及びその金額等についての資料提出方、さけ、まず保護機関と警察の連けいはどうなっているか本年の取締り方針とその現況はどうか集団密漁の首謀者についての調査及び暴力団との関係はどうか、またこれは暴力団の資金源となつていてではないか等について

それぞれ質疑、意見及び要望並びに資料提出要求があり、道警本部長より答弁があつて、公安委員会所管に対する質疑を終結。

午前十一時五十六分一旦休憩、午後一時十分再開、

② 教育委員会所管に対する質疑に入り、

清水委員(社)より、農村における定時制高等学校の振興に関し、農村勤労学生のため定時制を可及的に全日制に切りかえることはできないか、また女子の短期課程(家庭科)の設置を考えられないかについて、

菅田委員(社)より、中央青年の家設置に対する部長の見解及びこれの国の補助の見通し並びに知事に対し設置するよう要請したことがあるか、なければ札幌周辺に設置するよう要請されたいことについて、

大島(仁)委員(社)より、へき地及び離島における教育振興に関し、教員住宅増設の見通し及び学校の電化促進は都市周辺に比較し著るしく遅れている状況であるが道教委は今後の促進方針をどのように進めて行くか、また教員旅費についても増額措置する考えはないか、定時制高校に職業課程の設置も考えてはどうかについて、

窪田(茂)委員(社)より、(1)小中学校における学校給食の普及の現況及び今後の見通し、(2)へき地教育振興問題に関連して、教員の適正配置及び待遇改善の具体的方策並びに今後の見通し、(3)小中学校の統合問題に対する道教委の指導方針内容の明示等について、

大石委員(社)より、(1)高校指導要綱に基づく指導方針に関し、職業組と進学組との間に差別がおこるのではないか、むしろ職業課程中心の学校を増設して行くべきでないか、またこれについて全国教育長会議でどのように話し合ったのか、(2)修学旅行付添旅費に関し、教育委員会の半額予算措置で了承した理由及び不足分に対する予算措置の見通しはどうか等について、(関連して村本委員(社)より、五千四百万円は推計か実績か、また二千七百万円を地方教育委員会に予算令達の内示をしているといわれるがその内容の明示について、)

千葉(大)委員(社)より、修学旅行付添旅費に関し、一般旅費をかつてに付添旅費に使った理由、学校職員旅費の令達額調べについて

ての資料の中に付添旅費がついているが付添旅費を一般旅費、赴任旅費の外に起させなければならなかった理由は何か、去る七月二十八日教育長名で付添旅費の執行について付添い旅費以外の使途に充当してはならないといっているが誰の責任で決めたのか、また高等学校において付添旅費を使わないと一般旅費を減らすというのはどこで決めたのか、このようなことを議会の議決をされない前にやることは違法ではないのかこれに対する教育委員会の考え方及び前議会の予算特別委員長報告の内容についてどのように知事と折衝したのかについて、

山下委員(社)より、(1)市町村立定時制高校の道立移管に対する教育長の見解、(2)定時制高校における給食普及の状況及び今後の対策をどのように考えているか、(3)給食用牛乳の国庫補助打ち切りに対し道教委はどのような対策を考えているか、また農務部と強力な連けいを取り推進されたいこと等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、教育長より答弁があつて、教育委員会所管に対する質疑を終結。

○十月十九日 午前十一時二十分議場において開議、午後四時五十七分

散会、委員長 阿部英一(自民)

① 総務部所管に対する質疑に入り、

大島(仁)委員(社)より、離島沿岸低位漁家経済振興問題に関し、離島沿岸低位漁家振興対策の計画立案の進捗状況とその完成見通しはどうか、またその内容は年次計画を主体としたものかまたは恒久的なものか、三十六年度からの実施についてその予算措置は企画本部の予算として実施して行くのか、それとも各部署に配分して行なうのか、もし各部署へ配分するとすれば各部署のセクト主義のためその効果を薄めることになるのではないかと等について

質疑があり、企画本部より答弁があつて、午前十一時四十八分

一旦休憩、午後一時五十分再開、

清水委員（社）より、北海道農地開発協会の解散問題に関し、この協会が設立された目的と現在まで果してきた役割及び協会の主な役員名、協会の使命が終つたとする理由、協会解散にかわる新しい協力体勢の組織についてどのように考えているか、この協会に対し当初予算で計上しないで追加予算で百万円計上している理由の明示等について、

山下委員（社）より、(1)室蘭工業大学、帯広畜産大学及び名寄女子短期大学の期成会に対する予算配分の基準はどうなっているか、(2)都市密集地帯における特殊建築物の避難設備及び防火施設について建築基準法に違反しているものが多いがこれの対策及び消防署ではどのようなPR活動を行なっているか等について、

千葉（大）委員（社）より、室蘭工業、帯広畜産及び名寄女子各短期大学部設立期成会に対する補助金は当初予算で措置すべきであると思うがなぜ今回予算措置したのか、北見短大にのみ予算措置したのは当初予算に間に合つたからか、これら期成会に対する補助金交付の根拠の明示並びに今後の道内大学充実促進に対する部長の見解等について、

佐野委員（社）より、(1)児童福祉司、身体障害者福祉司に特殊勤務手当が追加予算に計上されているが精神薄弱者福祉司等に予算措置しない理由、(2)人事移動に関し、個人住宅所有者に対しその住宅の管理について道で責任をもつて便宜をはかるべきではないか、(3)国費職員的身分問題に関し、現在国と道から二重の監督をうけているのは不合理であり道で身分委譲をしてはどうか、(4)公務員給料値上げ問題に関し、道人事委員会の勧告がおくれている理由、現在までの経過と見通しはどうか、医療職給料表第二表第三表の検討経過及び格差の是正をどのように行なうか等について

それぞれ質疑、意見及び要望があり、総務部長、人事委員会委員長、

企画本部長より答弁、午前四時五十分一旦休憩、午後四時三十分再開、

熊谷委員（社）より、(1)今後の港湾行政のあり方に対する道の態度に関連して港湾の整備計画など第三次計画にどのように盛り込んでいく考えか、道内主要港湾五港の荷物取扱量が施設能力によつてまちまちであるが地場産業育成のため各港の特質を生かして整備計画を立てるべきでないか、(2)公害対策について各部との連携状況はどのようなになっているか、現在までの作業進捗状況、今後の推進方法等について

質疑、企画本部長より答弁、明日更に総務部所管に対する質疑を続行することとした。

○十月二十日 午前十時三十八分、議場において開議、午後零時三十分

会、委員長 阿部英一（自民）

① 昨日に引き続き総務部所管並びに総括質疑を続行、

窪田（茂）委員（社）より、(1)国税減税に伴う事業税の減税に関連して地方制度調査会の財政部会でその影響を断ずるといつているがどのような意味をもっているか、この意見に対する考え方、また全国知事会で検討されている付加価値的な要素を加味するといっているが、現行より過重の姿が現われてこないか、現在検討されている事項の内容、(2)固定資産の適正評価について特に各町村まちまちの評価を行なっており税率の引き下げだけを行なっても税額において減税になつていない今後どのように指導されるか、建築物の評価替えについて本年度一斉にやることになつているが一部市町村のみしかやつていないこの不均衡是正のためどのような指導をされようとするかについて、

大石委員（社）より、(1)道政執行方針の中に総合開発の推進をうたっているが今までどのような考え方で進めてきたか、開発事業推進のため道と開発局の連絡が密になつているか、知事は本当にやる

気になつてゐるか、第三次計画についてどのような考え方をもつて設定しようとしているか、道開発委員会の意見などという形で集約されているか、総合開発事業の遂行について知事と話し合いを密にして進められているか、第二次計画残事業の見通し、これを第三次計画の中でやつていくかそれとも三十六、七の二カ年で遂行しようとするのか、第三次計画立案の態度、知事からどういう点を重点にしてやるという指示があつたか、(2)北海道大減税について現在までの折衝状況及びその見通し、今後負債整理も含めてどのような考え方で進めていくか、寒地農業確立のため土地改良事業が大中に進められようとしているがこれらを第三次計画の中にもり込む構想はどうか、また国庫補助率引き上げに対する基本的考え方、青函トンネルの推進について具体的にどうすればよいのか、電気料金引き下げの推進方法、文化厚生振興問題の構想等について
質疑、総務部長、企画本部長より答弁があつて、明日更に質疑を続行することとした。

○十月二十一日 午前十時四十五分、議場において開議、午後八時七分

散会、委員長 阿部英一（自民）

① 総務部所管並びに総括質疑を続行、

津川委員（社）より、(1)農業課税の適正化に関連して固定資産税特に農地の評価替えに対する見解、(2)家畜に対する適正課税の問題に関連して牛馬に税をかける価値があるかどうか、また税をかけることが正しいかどうか、牛馬税について今後どのように考えていくかについて、

坂下委員（社）より、(1)行政機構改革問題特に土現の支庁統合問題に関連して検討をされるに至つた考え方は何であつたか、現業所が現在まで行なつてきたものを更に前進させる考え方に立たなければならぬと思うが当該土木部の考え方を主体にして考えたか、ま

たそれらの実態を調査されたかどうか、行政調査小委員会における結論の内容はどうか、土現統合問題に対する総務部長の基本的考え方、(2)道路の整備対策特に道道の維持管理が国道に比べはなはだしく遅れていることに對する考え方

等について質疑、総務部長より答弁があつて、午後零時四十六分休憩、午後二時二十八分再開、

渡辺委員（社）より、(1)国民年金の実施問題特に保険料の掛捨てに関連して死亡した場合遺族年金に切替えるべきでないか、きよ出年限の縮小に対する考え方、給付年齢六十五歳を六十歳に改善する必要があるか、保険料の一率性を所得比例方式にすべきでないか、他の公的年金との通算措置を実施前に明らかにすべきでないか、傷害年金の給付額、障害の範囲について更に検討すべきでないか、母子年金について純母子世帯の範囲を拡げること及び受給資格年限を縮めることに對する考え方、遺族年金と還付年限の問題、積立金の運用について民主的機構を作つて運営すべきでないか、これら改善すべき諸点検討のため来年四月からの実施を延期することに對する考え方、(2)小児マヒ対策について特に明年一月から行なわれる予防接種の適用範囲拡大に対する考え方、費用の負担区分に関連して本年度の分をさかのぼつてやる考えはないか、後遺症施設の設置に対する考え方及び今後の指導措置、輸入ワクチンの配分と地域選定方法等について、

坂下委員（社）より、行政機構改革の問題に関連して行政調査小委員会の結論に対する知事の考え方について、

千葉（大）委員（社）より、(1)修学旅行付添旅費の予算化に関連してP・T・Aの要望している全額予算化の陳情を直接受けているかどうか、また陳情の趣旨についてどういう筋を通して知っているか、その内容を理解されておるかどうか、教育長から予算要求した五千四百七万円の額に間違いはないか、前回予算提案前に半額を予算令

達することは疑義があると問題になったがその後検討されて問題がないという考えをもっているか、五藤議員（社）が代表質問において前回の審議経過から議会の議決を無視していることについて指摘があり知事は軽視していないといっているが予算の上でどのように現われているか、先の議会で必要相当額の予算化について配慮すべきであるとの必要相当額の認識判断に食い違いがあるのではないかについて質疑、知事より答弁、千葉（大）委員（社）より、前回の予算特別委員会における本件の意見調整の結果決定した必要相当額の予算化について全額措置されていないのは議会軽視と思うが委員長の見解はどうかについて質疑、委員長より応答、午後四時三十分休憩、午後八時五分再開。

② 知事より、千葉（大）委員（社）の修学旅行付添旅費に関する質疑に対し、補促して答弁があり、委員長より、本日はこの程度にとどめ明日更に総括質疑を続行することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○十月二十二日 午前十時四十七分、議場において開議、午後六時三十

① 昨日に引き続き総括質疑を続行、
六分散会 委員長 阿部英一（自民）

清水委員（社）より、(1)池田新政策の所得倍増に関連して農民所得の倍増を北海道農政の中で実現できるか、農村人口の六割削減と経営規模の拡大を掲げているがこれに対する実現の見通しとその具体的方法、(2)農家負債整理対策特に自創資金消化の見通し、将来条件緩和が行なわれた場合適及適用の有無、また現行法で追加貸付ができるかどうかについて、

五藤委員（社）より、木糖工業に対する開発公庫の融資をめぐる問題に関連して道総合開発推進のためどのような考え方で進めてきたか、また開発庁、公庫に対しどのような態度でのぞんできたか、

融資に対しどのような見通しをもっているかについて、

窪田（茂）委員（社）より、国税減税に伴う事業税の減収補てんについて付加価値的なものに改める方法と国の補てん措置による方法とが中央で論議されているが知事はいずれの方法が適切であると考えているか、またこれの補てん対策をどのようにして押し進めようとするか、低所得者の事業税減税を行なう考えがあるかどうか、事業税の性格について先に二重課税の性格をもっていると答弁したが今度は所得税の補完的の性格をもっていると答弁しているこの考え方、減税についての結論がでる前に関係機関に働きかける用意があるかどうかについて質疑、知事、総務部長より答弁があつて、午後零時十分休憩午後二時五十九分再開、

堀委員（社）より、(1)北海道大減税について特に固定資産税の税率引き下げに関連して全道民が恩典に浴さず一部の者に益するようになるのでは意味がないのではないか、へき地における農村電化施設の老朽化に関連してこれらへき地の人々を道の責任において救済する施策を進めるべきでないか、制限税率の引き下げは町村財政の自主性を損なうことにならないか、またこれを行なう方法として特別立法でいくのか制度による減収補てんは不可能と思うがその外に何か考えているか、制限税率の引き下げを要望している市町村があるかどうか、経済団体のみではないのか、また知事は先に特定地域の減税は極めて困難であるといっているがこれを知事の努力によつて可能にする確信があるか、その裏付けとなる根拠、このような看板を下げて道民のためになるよう強力に進めていく謙虚な気持があるかどうかについて、

村本委員（社）より、(1)大減税について特に市町村の自主財源が損なわれて自治体の自主性が減退するのではないか、何かこれに見合う自主財源をみつけることができないか、償却資産の税率引き下げと企業誘致に対する考え方、(2)石炭企業の合理化問題特に三十八

年度まで炭価を千二百円引き下げることにどう考えているか、本道の石炭事情の変化についてここ二年、貯炭の状況が一率でないが何か原因があるか、また五カ年計画どおり出炭できるか、石炭産業離職者対策に関連して他産業からの離職者との関連はどういうようになっているか、離職者が安定した職につけるといふ方策が何かないか、(3)競輪廃止後措置について特に転換対策をどのように進められているかについて

質疑、知事、総務部長、商工部長、労働部長より答弁があつて、総務部所管並びに総括質疑を終結。

② 委員長より、各会派の代表者で意見調整を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○十月二十四日 午後二時十二分、議場において開議、午後二時三十分

散会、委員長 阿部英一（自民）

① 委員長より、各党代表者による意見調整の結果、議案第一号については意見の一致をみなかつた旨報告があり、ついで清水委員（社）より、清水委員外六名提出の議案第一号に対する修正案について提案説明があつた後、討論に入り、樋口委員（自民）より修正案に反対、原案に賛成、津川委員（社）より修正案に賛成、原案に反対の討論の後、採決に入り、まず清水委員（社）外六名提出の修正案を問題とし、起立による採決の結果、起立者少数にてこれを否決、次に修正案にかかわる原案の部分について採決の結果、起立者多数にてこれを可決、次に議案第一号のうち先に可決された部分を除く残余の部分について諮り、異議なく原案のとおり可決、次に佐野委員（社）より、「公務員の給与改定に伴ない道職員給与改定をすみやかに実施すべきである」との付帯決議を付すべき旨の動議を提出、賛成あつて、動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、次に残余の議案第二号ないし第二十二号、第三十号ないし第三十二号及び報告

第二号を一括議題とし、報告については承認議決、議案については原案可決とすることに決定。次に

② 委員長報告文について諮り、岡田委員（社）より、先日の予算特別委員会における修学旅行付添い旅費に関する必要相当額の知事発言で議事が停滞したことから理事者に議会尊重を委員長報告文に入れることについて要望があり、異議なくこれを委員長報告文に入れることとして委員長一任と決定、委員長より付託案件に対する審査終了の挨拶を述べた。

総合開発調査特別委員会

○十月十一日 午前十時五十七分、第一委員室において開議、午前十一

時十五分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

① 太田委員（社）より、去る九月二十九日開会された開発審議会農林水産小委員会の経過について報告の後、異議なくこれを了承。

② 委員長より、青函隧道建設促進に関する件、北海道における開発公営補助事業の補助率引き上げに関する件及び畑地小規模土地改良事業の推進に関する要望意見書案について本委員会全員の発議をもつて本会議に提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで本件に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び日程等については後刻各党と協議の上決めることとした。

○十月二十四日 午後三時十五分、第一委員室において開議、午後三時

二十三分散会、委員長事故のため副委員長 吉田定次

郎（自民）

- ① 吉田副委員長（自民）より、青函隧道建設促進に関する件、畑地小規模土地改良事業の推進に関する件及び北海道における開発公共補助事業の補助率引き上げに関する中央折衝の経過について報告の後異議なくこれを了承。

- ② 副委員長より、これらの問題については引き続き折衝を要すると思われるが衆議院が解散されることでもあり総選挙終了後に本委員会を開き今後の運動方針を決めることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○十月十二日

午後一時二十八分、第一委員室において農家負債整理対策連合小委員会を開議、午後一時四十四分散会、連合小

委員長 佐々木利雄（自民）

- ① 連合小委員長より、本委員会の運営について三委員長及び知事は交えて協議検討の結果本件に関する自創法の条件緩和に対する考え方は従来の考え方を変更することなくこれを今後とも推進すること及び農林省において実施中の精密調査は全部完了し目下取まとめ中であるとのことであるので農林省事務局に対しこの調査結果の取りまとめ方促進を要請すること、以上の考え方で進めることを確認、なお本件については知事よりも事務的には関係各省に対し促進方を引き続き要請中であるが非常に困難性を伴う問題であるので本委員会に対し協力方要請があつた旨を報告、今後の本件推進に対する取扱について諮り、

菅田委員（社）より、自創資金の問題について中央では農業基本法等の関係から情勢が変つたと認識しているが知事は今後政府提案でいきたいといっているが従来どおりでいくことが良いか悪いか再認識しなければならぬ、政府提案でいくのかあるいは議員立法でいくのかこの点を決めるためにも中央折衝しなければならぬ、ま

た議員立法で進めることについて農林省は相手にしない今回新たに知事が政府提案でいきたいとのことでありそういうことになれば農林省に運動しなければならぬということになるが三委員長等はこれを了承し進めようということなのか
について質疑、連合小委員長より応答、連合小委員長より、本件に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び折衝期間等については後刻各党と協議の上決定することとした。

○十月二十四日

午後三時三十八分、第一委員室において農家負債整理対策連合小委員会を開議、午後三時五十分散会、連合小委員長代理 二瓶栄吾（協）

- ① 橋本（正）委員（社）より、農家負債整理対策に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なくこれを了承。

- ② 連合小委員長代理より、本問題については引き続き折衝を要するが衆議院も解散されることでもあり総選挙終了後に本委員会を開催し今後の運動方針を決めることについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで

秋山委員（協）より、農家の昨年及び本年における貯金現在高について資料要求があり、農務部長より答弁。

- ③ 農務部長より、農家負債整理対策資金貸付限度額の引き上げに関する中央の動きについて説明を聴取。



全国都道府県議会議長会

○十月三十一日 都道府県会館において正副会長会を開催、次の事項を協議した。

- 一 年金問題対策について

十都道府県議会議長会

○十月十三日 静岡県において開催、次の事項について協議し、関係方面に要望することにした。

- 一 電気料金の値上げについて
- 一 在日朝鮮人の帰還業務促進について
- 一 地方税の減税について
- 一 国民年金制度について

- 一 森林保険制度について
- 一 工業高校理工科教員の確保について
- 一 公立文教施設の整備について



十月のメモ

- 1 ○国勢調査実施。
- 2 ○運輸省港湾整備長期計画を決める。
- 3 ○迫水企画庁長官、消費者物価対策で勧告権行使も考慮すると表明。
- 4 ○文部省、地教委に十五日予定の日教組の実力行使に厳正な措置をとれと通達。
- 5 ○自民党道開発特別委で千島漁業補償の大綱を決める。
- 6 ○水産庁、魚価安定基金制度要綱をまとめる。
- 7 ○道文化賞受賞者決まる。繁野三郎、逢坂信恵、小森忠の各氏、北海道美術協会。
- 8 ○韓国、抑留日本漁船員四十人帰国。
- 9 ○文部省学力テスト全国一斉に行なわれる。
- 10 ○農林省、農業基本法試案発表。
- 11 ○国連総会米ソ首脳会談開催決議案流産。
- 12 ○社会保障審議会、国民年金積立金運用について建議案をきめる。
- 13 ○皇太子御夫妻、米国訪問を終え帰国。
- 14 ○第四十九回列国議会同盟東京会議閉幕。
- 15 ○文化勳章受章者及び文化功労者内定。
- 16 文化勳章受章者、吉川英治、佐藤春夫、岡 譲、田中耕太郎の各氏。
- 17 ○最高輸出会議で本年輸出口額を通過ベトスで四十一億三千万ドルと決定。
- 18 ○国連総会本会議、中国加盟問題となげを決定。
- 19 ○札幌で陸橋の工事現場崩れ死者二、負傷二を出す。
- 20 ○自民党総選挙の第一次公認候補三四五人発表。
- 21 ○札幌陸運局、白タク組合に車使用禁止を通告。
- 22 ○韓国で学生デモ国会に乱入。
- 23 ○フ・ソ連首相、国連本会議に軍縮特別総会を提案。
- 24 ○全国知事会で地方税財政改革の意見書をまとめる。
- 25 ○浅沼社会党委員長、三党首立会演説会（東京日比谷公会堂）で演説中刺殺される。犯人は山口二矢十七才。
- 26 ○開発公庫、融資を条件とした木糖会社の縮小案を提出。
- 27 ○社会党第十九回臨時大会開く、総選挙斗争方針等決定。
- 28 ○山崎国務大臣（公安、自治）辞任し、後任に周東英雄氏就任。
- 29 ○企画庁、三十四年度国民総生産を発表、十二兆三千二百億円実質成長率一・六%。
- 30 ○道教委、三十五年度教育功績者八氏を決める。
- 31 ○閣議で給与改定を人事院勧告どおり十月一日から実施すると決定。
- 32 ○国際度量衡会議でメートルと秒の新基準を発表。
- 33 ○全国各地で浅沼刺殺抗議統一行動、二十万人参加。
- 34 ○プロ野球日本シリーズに大洋優勝。
- 35 ○労働省、本年上半年の労働事情を発表。
- 36 ○第三十六臨時国会招集される。
- 37 ○衆議院本会議で池田首相、故浅沼稲次郎氏の追悼演説を行なう。
- 38 ○炭礦臨時大会終わる。
- 39 ○南極観測統合本部、福島隊員死亡と認定すると発表。
- 40 ○赤十字国際委、日赤に北朝鮮帰還業務の継続を示唆する書簡を送る。
- 41 ○故浅沼委員長、社会党葬行なわれる。
- 42 ○道農林漁業基本問題審議会、北海道農業の基本問題と基本対策の答申案をまとめる。
- 43 ○自治省、三十四年度市町村決算概況発表。
- 44 ○第十五回国体秋季大会開幕。（熊本）
- 45 ○最高裁長官に横田喜三郎氏を指名することに閣議決定。
- 46 ○衆議院解散。
- 47 ○中米サルバドルにクーデター。
- 48 ○道出納長に前野穰氏就任。
- 49 ○日朝会談、北朝鮮帰還協定の一年延長を調印。
- 50 ○三池問題、労使、中労委あつせん案受諾。
- 51 ○札幌で初雪降る。
- 52 ○総選挙公示、立候補届け出開始される。
- 53 ○白糠町明治本岐鉦でガス爆発十七人死亡。
- 54 ○文部省青少年教育白書発表。

昭和三十五年十二月十日発行

北海道議会時報

(第十二卷
第十一号)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局